ストックヤード建設工事　設計図

意匠図				構造図		電気設備図		機械設備図	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-０１	表紙・図面リスト	A-１５	矩計図（１）	S-０１	構造設計特記仕様	E-０１	電気設備特記仕様書	M-０１	機械設備特記仕様書
A-０２	建築工事特記仕様書（１）	A-１６	矩計図（２）	S-０２	鉄骨構造標準図（１）	E-０２	構内配電線設備図	M-０２	管種使用区分表他
A-０３	建築工事特記仕様書（２）	A-１７	建具表	S-０３	鉄骨構造標準図（２）	E-０３	電気設備凡例・照明器具姿図・盤結線図	M-０３	器具明細表
A-０４	建築工事特記仕様書（３）	A-１８	展開図	S-０４	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）	E-０４	電灯設備平面図	M-０４	給排水設備平面図
A-０５	建築工事特記仕様書（４）	A-１９	雑詳細図（１）	S-０５	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）	E-０５	幹線・動力・コンセント設備平面図	M-０５	浄化槽図１
A-０６	建築工事特記仕様書（５）	A-２０	雑詳細図（２）	S-０６	基礎伏図			M-０６	浄化槽図２
A-０７	建築工事特記仕様書（６）	A-２１	雑詳細図（３）	S-０７	基礎リスト･台柱･柱脚リスト･地中梁リスト			M-０７	空調機器仕様一覧表
A-０８	建築工事特記仕様書（７）			S-０８	１階柱Ｒ階梁床伏図			M-０８	冷媒配管施工要領図
A-０９	設計概要・仕上表・求積図・天井伏図			S-０９	軸組図（１）			M-０９	空調設備平面図
A-１０	付近見取図・配置図			S-１０	軸組図（２）			M-１０	換気設備機器仕様一覧表
A-10-1	敷地断面図			S-１１	軸組図（３）			M-１１	換気設備平面図
A-１１	敷地求積図			S-１２	鉄骨部材リスト				
A-１２	既存建築物概要			S-１３	４通り鉄骨架構詳細図				
A-１３	平面図・立面図・断面図・屋根伏図								
A-１４	平面詳細図								

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人（登録番号　第２６２８１８号）
担当責任者　製図	縮尺 NON	図面名称 表紙・図面リスト	区分 Ⓐ B E M　NO. 01　JOB NO.

建築工事特記仕様書

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和元年版）」（以下、「標仕」という。）による。

2. 標仕のうち必要として特記する事項と，その他必要として特記する事項を特記事項とする。

3. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○ 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の［　　　］内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の［別　　］は「各部配筋参考図」の当該項目を示す。
(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
(6) Ⓖ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目を示す。

4. 前金払
契約金額300万円以上の工事にあっては，契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を越えない範囲内に限り前払金の支払いを請求することができる。

5. 中間前金払か部分払かの選択
契約に当たり中間前払金又は部分払を選択することができる。

6. 中間前金払
契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を越えない範囲内に限り7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。

7. 中間前金払の要件
(1) 工期の2分の１を経過していること。
(2) 工程表により工期の2分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

8. 部分払
前払金を支払ったものについては工期中2回まで，前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。

9. 火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し，保険期間は工期後21日とする。

10. 県産資材の優先使用
(1) 工事に使用する資材については，県内で産出，生産または製造されたもの（以下「県産資材」という）の優先使用に努めることとし、さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
(2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
《指定主要資材（７品目）【生コン（ﾚﾃﾞｨﾐｸｽｺﾝｸﾘｰﾄ）ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品 石材類 ｱｽﾌｧﾙﾄ合材 木材 樹木 芝】》
(3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
(4) 監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

11. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用
(1) 工事の一部を下請に付する場合は　　　管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
(2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
(3) 監督職員から指示された場合，「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

12. 配置技術者等の途中交代
(1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては，主任技術者又は監理技術者の死亡，疾病，退職等，真にやむを得ない場合のほか，下記に該当する場合である。
① 受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合
② 工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点
③ 大規模な工事で一つの契約工期が多数年に及ぶ場合
(2) 上記の場合であっても，受注者と発注者が協議し，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

13. 電子納品
(1) 本工事は，電子納品対象工事であり，電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは，「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)（平成25年3月）：（以下，「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部，副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については，事前協議を行い決定するものとする。
(3) 電子成果品を提出する際は，鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い，エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

14. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において，暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。
市工事等において，暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，市（発注者）と協議を行うこと。

15. ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため，資材の購入等に当たっては，資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが，工事現場に出入りすることがないようにすること。
(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第12条に規定する 団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等 によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
(7) (1)から(6)のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

16. 施工体制台帳の作成等について
本工事の受注者は，建設工事の一部を下請に付する場合は，施工体制台帳及び添付書類を作成し，工事現場に備え置くとともに，その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また，施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは，その都度，当該変更があった年月日を付記して，変更に関する事項について，作成し提出すること。

17. 施工体系図の作成について
本工事の受注者は，工事を施工するために，建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は，施工体系図を作成し、工事の期間中，工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに，その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また，施工体系図の記載事項に変更があったときは，その都度，変更に関する事項について，作成し提出すること。
ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
エ その他監督職員が記載を指示した業務等

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	⊙建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）（平成22年版） ⊙工事写真の撮り方 建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成24年版） ・建築鉄骨設計基準及び同解説（平成10年版） ⊙構内舗装・排水設計基準及び同解説（平成13年版） ・擁壁設計標準図（平成12年版） ⊙建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ⊙建設工事公衆災害防止対策要領（建設工事編）（官庁営繕部） ⊙建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日国交省通知122号等) ⊙廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⊙資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ⊙建設工事に係る資材の再資源化等に関る法律（建設リサイクル法）
	② 工事実績情報の登録	※適用する [1.1.4] 対象工事　※工事請負金額 500万円以上　・（　　）
	③ 品質計画	⊙施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 [1.2.2] ※基準風速（V0）（ 36 ）m/s ※地表面粗度区分　・Ⅰ ⊙Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ・上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する ・上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する 適用工種　・ACLパネル(外壁)・押出成形ｾﾒﾝﾄ板(外壁)・外壁石張(乾式)・長尺金属板葺・折板葺 ・アルミ笠木・ガラスブロック・シート防水(機械式)・屋上緑化システム ・（　　）
	④ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする [1.3.3] ⊙要　・不要
	⑤ 施工条件	標仕 1.3.5以外の施工条件　・図示　・現場説明書 [1.3.5]
	⑥ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの（　　） [1.3.8] 引渡し場所　※構内　・（　　） ・特別管理産業廃棄物の処理方法（　　）

① 一般共通事項（続き）

再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　・有　・無

分類	受入れ施設名	所在地	搬出距離
・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
・砕石			
・砂類			
・			

上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する
・建設廃棄物処理計画書の作成
・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

⑦ 材料の品質等

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、 [1.4.2]
ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備していること
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること
なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

⑧ 環境への配慮

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有する [1.4.1] と共に、次の１）から４）を満たすものとする。
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
２）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
３）接着剤は可塑剤（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次の通りをする
規制対象外
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
第三種品
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
アスベスト含有建材
本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする

⑨ 特別な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による

⑩ 一級技能士

下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をする[1.5.2] とともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う

適用工事種別	技能検定の職種
鉄筋工事	⊙鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート工事	⊙型枠施工　・コンクリート圧送作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築　・ALCパネル施工
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業
石工事	・石材施工（石張り施工）
タイル工事	・タイル張り
木工事	・建築大工
屋根及びとい工事	⊙建築板金（内外装板金作業）
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）
左官工事	・左官
建具工事	・サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工　・木製建具手加工作業
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工　・サッシ施工　・ガラス施工
塗装工事	⊙塗装（建築塗装作業）
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業）
植栽工事	・造園
畳工事	・畳製作

⑪ 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン[1.5.9]（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う
着工前の測定　・行う
測定対象室　・図示　⊙（保管室、修理室、管理者室）
測定箇所数　・図示　⊙（3ヶ所　　）
※結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと

⑫ 完成図等

完成図　※作成する（完成図の種類　※全ての設計図　・（　　））[1.7.2]
完成図の様式等　Ａ３縮小二つ折り製本　※３部　・（　）部 [表1.7.1]
Ａ１二つ折り製本　※１部　・（　）部
・作成しない
保全に関する資料　・作成する（提出部数　※１部　・（　　）部）[1.7.3]
※作成しない

⑬ 完成写真等

撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方建築編（改訂第2版）」による
下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする

区分	分類	規格	部数	備考
着工前	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ	※１部	・
	・カメラ	部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	・( )部	・
工事中（検査状況）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※１部	・
	・カメラ		・( )部	・
完成時（出来形時）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｻｲｽﾞ	※３部	外観4面/棟　内部全状況
	・カメラ	部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	・( )部	・
実態調査用	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※２部	外観4面/棟　・
電子データ	・完成時写真　・工事中写真　・着工前写真			・

100×125以上の原板を使う場合には、監督職員にあらかじめべた焼きを提出し確認を受ける
電子データは、RBG(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する
撮影業者　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影業者

⑭ 設備工事との取合い

設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

⑮ 設計ＧＬ

※図示による　・現地地盤の平均高さとし、監督職員の指示による

⑯ 既存部分等への措置

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する

⑰ 騒音振動の防止

低騒音型，低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する
適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、植栽、とりこわし等）

⑱ 部分使用

この工事については、部分使用は　・有（図示）　⊙無

⑲ 一部完成

この工事については、一部完成は　・有（図示）　⊙無

⑳ 中間検査

この工事については、中間検査を　・行う　⊙行わない
行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（基礎地中梁、中間階及び最上階配筋完了時、鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

21 白蟻防除工事

この工事については、(公社)日本しろあり対策協会(以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という)による
この項目に記載の［防　　］内表示番号は、防除の当該項目を示す
※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする
※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする
※土壌処理
処理の適用区分　※行う　・行わない [防Ｉ.2]
処理の方法　※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う [防Ｉ.3.(1)]
・木材処理
処理の適用区分　※行う　・行わない [防Ｉ.2]
処理の方法　※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う [防Ｉ.3.(2)]
※処理の箇所
・木造の場合
※Ｉ.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所
・陸梁、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などと敷桁又は軒桁との仕口面
・２階梁、火打梁と胴差との仕口面
・木造以外の場合
※Ｉ.4.(2)⑦に規定する箇所
・２以上の階の床面より１ｍ以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面
※保証書及び期間
白蟻防除工事について、下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。
(ｱ)工事名称　(ｲ)建物の所在地　(ｳ)建物の構造･用途･面積　(ｴ)白蟻防除工事の施工面積
(ｵ)防除処理別並びに使用薬剤名,製造者名,施行年月日　(ｶ)登録施工業者会員名簿
(ｷ)施行した防除士の氏名及び登録番号･取得年月日･登録年月日　(ｸ)保証期間
※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること

22 鹿児島県ﾄﾗｲｱﾙ発注制度の製品等

製品名（　　）
施工箇所　※図示による　・（　　）

② 仮設工事

① 監督職員事務所

監督職員事務所の規模規　・10㎡　・20㎡　・35㎡　・65㎡　・100㎡ [2.3.1]
仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による

② 工事用水

構内既存の施設　・利用できない　※利用できる（※有償　・無償）[2.3.1]

③ 工事用電力

構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）[2.3.1]

④ 現場表示板

規格　※下図による　⊙監督職員の承諾による
材質　※県産杉板　⊙監督職員の承諾による

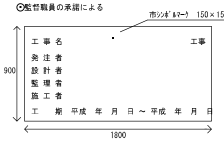

※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする

③ 土工事

① 埋戻し及び盛土

種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 [3.2.3] [表3.2.1]
Ｃ種の場合（発生場所　　）
（連絡先　　）
（運　搬　・発生原因者名　・本工事　　km）

② 建設発生土の処理

※構外指示の場所 [3.2.5]
受け入れ場所（　　）
受け入れ場所での処理方法（・敷きならし　※たい積　）
搬出距離（　　）km
上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたって監督職員と協議のうえ決定する
構内指示の場所（・敷きならし　※たい積　）

④ 地業工事

① 地盤調査の結果

調査位置、柱状図、地層構成、地下水位　・図示による（　）・

② 支持地盤

・杭基礎 [4.3.4～5] [4.4.4] [4.5.4～5]
支持地盤の種類及び位置（基礎ぐいの先端の位置含む）・図示による（　）・
⊙直接基礎
支持地盤の種類及び位置（基礎底部の位置含む）・図示による（　）・
長期設計支持力度　・（　）kN/㎡　・
試験堀（根切り底）による支持地盤の確認　・行う　位置等は図示による（　）[3.2.1]
地盤の載荷試験　・行う　試験の位置、方法等は図示による（　）[4.2.4]

3 既製コンクリート杭地業

種類 [4.3.2]
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭）
・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭）　SC杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490
・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭）
・
試験堀
・行う　孔径はオーガー径とする　位置及び長さは図示による（　）
試験堀の施工は試験杭の施工に先立ち行う
寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分）[4.2.2] [4.3.2]

		種類	コンクリート強度（N/㎡）	杭径（mm）	杭長（m）	継手数	長期設計支持力（kN/本）
試験杭	上杭						
	中杭						
	下杭						
本杭	上杭						
	中杭						
	下杭						

試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・
試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　）

④ 地業工事（続き）

杭先端部形状　・開放形　・半開放形　・閉そく形　・ [4.3.2]
施工方法 [4.3.3～5]
・セメントミルク工法 [4.3.4]
アースオーガーの支持地盤への掘削深さ　・1.5m程度　・
杭の支持地盤への根入れ深さ　・1.0m以上　・
杭の精度
水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
・特定埋込杭工法 [4.3.5]
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で
α＝250を採用できる工法　図示による（　）
・上記以外の特定埋込杭工法　図示による（　）
工法
・プレボーリング拡大根固め工法　・中掘り拡大根固め工法　・
杭周固定液　・使用する
杭の精度
水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
杭継手工法
・アーク溶接継手　・標仕 4.3.6による [4.3.6] [7.2.5]
溶接材料　・標仕 7.2.5(a)(b)による　・図示による（　）
・無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
工法　※審査（評定又は大臣認定）を受けた工法　・
検査　※審査（評定又は大臣認定）により定められた項目　・
施工　※審査（評定又は大臣認定）された施工管理基準による　・
杭頭の処理 [4.3.7]
・行う
処理方法（切断にともなう補強方法含む）　・図示による（　）・
杭頭の中詰め材料　※基礎のコンクリートと同調合のもの　・ [4.3.7]

4 鋼杭地業

種類の記号　・SKK400　・SKK490　・ [4.4.2]
寸法、継手等 [4.2.2] [4.4.2]

		種類	杭径（mm）	板厚（mm）	杭長（m）	継手数	長期設計支持力（kN/本）	備考
試験杭	上杭							
	中杭							
	下杭							
本杭	上杭							
	中杭							
	下杭							

試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・
試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　）
杭先端部形状　・開放形　・半開放形　・閉そく形　・ [4.4.2]
先端部の補強　・標仕 図4.4.1、表4.4.2による　・ [4.4.2]
先端部の補強（補強バンド等）及びその他付属品の材質
・SS400と同等又はそれ以上　・
施工方法 [4.4.1]
・特定埋込杭工法 [4.3.5]
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で
α＝250を採用できる工法　図示による（　）
・上記以外の特定埋込杭工法　図示による（　）
工法
・中掘り拡大根固め工法　・
杭の精度
・水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
・杭の傾斜　・1/100以内　・
杭の現場継手 [4.4.5]
・溶接継手
形状　・JIS A 5525による　・
溶接材料　・標仕 7.2.5(a)(b)による　・図示による（　）・ [4.4.2]
・無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
工法　※審査（評定又は大臣認定）を受けた工法
検査　※審査（評定又は大臣認定）により定められた項目
施工　※審査（評定又は大臣認定）された施工管理基準による
杭頭の処理 [4.3.7] [4.4.6]
・行う
処理方法（切断にともなう補強方法含む）　・図示による（　）・
杭頭の中詰め材料 [4.3.7] [4.4.6]
※基礎のコンクリートと同調合のもの　・

5 場所打ちコンクリート杭地業

杭径、長さ、仕様等　・図示による（　）・
材料その他
帯筋　・図示による（　）
鉄筋の最小かぶり厚さ　・図示による（　）
セメントの種類　※高炉セメントB種□G　・ [4.5.3] [6.3.1]
コンクリートの種別 [4.5.3] [表4.5.1]
・A種　・B種　・審査（評定または大臣認定）された内容による
コンクリートの設計基準強度（　）N/mm^2 [4.5.3～5]
構造体強度補正値（S）[4.5.3]
・3N/mm^2　・審査（評定または大臣認定）された内容による　・
掘削工法 [4.5.1] [4.5.4～5]
・アースドリル工法　安定液　・使用する
・リバース工法
・オールケーシング工法　孔内の水張り　・行う
併用する工法
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　図示による（　）
鋼管巻き材料　・SKK400　・SKK490　・
・拡底杭工法　図示による（　）
安定液　・使用する
・
試験杭 [4.2.2] [4.5.4～5]
試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・
試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　）
孔壁測定 [4.5.4～5]
・行う　測定方法、測定箇所は図示による（　）
杭の精度
水平方向の位置ずれ　・100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・

株式会社 下舞設計 SHIMOMAI SEKKEI 鹿児島市金生町４番４号　ＴＥＬ２２２－４１１４	担当責任者　製図	作成年月	工事名称　ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 Ⓐ S E M
		縮尺 NS	図面名称　建築工事特記仕様書（１）		NO. 02 JOB NO.

④ 地業工事（続き）

6 地盤改良
（セメント系固化材を用いた工法による改良）

工法
- 浅層混合処理工法
  適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（　　）
  長期設計支持力　・（　　）kN/㎡　・
- 深層混合処理工法
  適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（　　）
  長期設計支持力　・（　　）kN/㎡　・

7 置換コンクリート地業（ラップルコンクリート地業）

形状、支持地盤、仕種　・図示による（　　）
長期設計支持力　・（　　）kN/㎡　・
セメントの種類　[6.3.1]
※高炉セメントB種 ☒　・
コンクリートの設計基準強度　（　　）N/㎟
構造体補正強度（S）＝（　　）N/㎟

8 液状化対策

工法　・（　　）　仕様、範囲、計測、試験等　・図示による（　　）

⑨ 砂利地業

材料　※再生クラッシャラン ☒　・切込砂利及び切込砕石　[4.6.2]
厚さ及び使用範囲　[4.6.3]

厚さ	使用範囲
※60	基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
・	

⑩ 捨コンクリート地業

コンクリートの仕様　※無筋コンクリート(標仕6章14節)による　[4.6.4]　[6.14.1～3]
・普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種　施工箇所（　　）[6.3.1]
厚さ及び使用範囲　[4.6.4]

厚さ	使用範囲
※50	基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下
・	

⑪ 床下防湿層

施工範囲　◉建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）　[4.6.5]
材料　◉ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・
防湿層の位置　◉図示による（　　）　・

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋の種類

鉄筋の種類　[5.2.1]　[表5.2.1]

種類の記号	呼び名	備考
◉SD295A	D16以下	
◉SD345	D19以上	

2 溶接金網

形状等　[5.2.2]

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

③ 鉄筋の継手

継手方法等　[5.3.4]　[5.5.2]

部位	継手方法	呼び名
柱、梁の主筋	※ガス圧接　・機械式継手　・重ね継手	
耐力壁の鉄筋	※重ね継手　・	
その他の鉄筋（　　）	※重ね継手　・	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ　[5.3.4]
◉標仕 表5.3.2による
・フックのありなしにかかわらず、40d(軽量コンクリートの場合は50d)以上と、標仕 表5.3.2の重ね継手長さのうち大きい値とする
・図示による（　　）
継手位置図
◉標仕(3)1.3、2.1、3.1、3.4、4.2)による　・図示による（　　）

④ 鉄筋の定着の方法及び長さ

鉄筋の定着方法　[5.3.4]
◉標仕 表5.3.4、図5.3.3～5による　・図示による（　　）
鉄筋の定着長さ　[5.3.4]
◉標仕 表5.3.4、図5.3.3～5による　・図示による（　　）

⑤ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）

最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う）　[5.3.5]
◉標仕 表5.3.6による　・図示による（　　）　・
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
・有り　適用箇所（　　）
最小かぶり厚さ　※鉄筋径の1.5倍以上　・
耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・有り　適用箇所（　　）
・標仕 表5.3.6に加える厚さ（　　）mm　・
鉄筋相互のあき（特殊な鉄筋を除く）　[5.3.5]　[図 5.3.6]
◉標仕 5.3.5による　・図示による（　　）　・

6 特殊な鉄筋継手

・機械式継手　[5.5.2]
使用箇所　・図示による（　　）　・
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　・A級　・
機械式継手の種類及び工法（　　）
鉄筋相互のあき　・標仕 5.3.5による　・図示による（　　）
品質の確認方法　・図示による（　　）　・
不良となった継手の修正方法等　・図示による（　　）　・
・溶接継手　[5.5.3]
使用箇所　・図示による（　　）　・
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　・A級　・
溶接継手の工法（　　）
鉄筋相互のあき　・標仕 5.3.5による　・図示による（　　）
品質の確認方法　・図示による（　　）　・
不良となった継手の修正方法等　・図示による（　　）　・

⑦ 各部配筋

各部配筋　[5.3.7]
※図示による（　　）　・

⑧ 圧接完了後の試験

超音波探傷試験　[5.4.9]　[5.4.10]
※行う　箇所数　・全圧接部　・標仕 5.4.9による抜取試験

⑨ 帯筋

組立の形の種別
◉標仕 別図2.2による（・H形　・（　）形）　・図示による（　　）

⑩ 最上階柱頭補強

補強方法
◉標仕 別図2.1による　・図示による（　　）

⑪ 片持ちスラブの出隅部の補強配筋（出隅受け部分の補強筋を含む）

配筋方法
◉標仕 別5.3による　・図示による（　　）
出隅部分及び出隅受け部の補強筋　・図示による（　　）　・

⑤ 鉄筋工事（続き）

⑫ 壁開口部の補強

一般壁　◉標仕 別4.4による（・A形　・B形）　・図示による（　　）
耐震壁　◉図示による（　　）

13 梁貫通孔の補強

補強形式　・標仕 別7.2による（・H形　・　）　・図示による（　　）
配筋種別　・標仕 別7.2による　・図示による（　　）
梁貫通孔径（部材記号含む）及び配筋種別リスト　・図示による（　　）

⑭ 基礎梁主筋の継手

・標仕 別1.3(b)による（・全て　・（　））
・標仕 別1.3(c)による（・全て　・（　））
・標仕 別1.3(d)による（・全て　・（　））
・図示による（　　）

15 機械吊上げ用フック

種別　・図示による（　　）

⑥ コンクリート工事

① コンクリートの種類及び強度

普通コンクリートの設計基準強度　[6.2.2]

設計基準強度(N/㎟)	適用箇所
◉24	
・	
・	

スランプの値(単位：cm)　[6.2.4]　[表 6.2.2]

打込み箇所	基礎、基礎梁、土間スラブ	柱、梁、スラブ、壁	
所要スランプ	18、18	18	

② レディーミクストコンクリートの種別

種別　[6.2.1]　[表 6.2.1]
※Ⅰ種　・Ⅱ種

③ セメント

種類　[6.3.1]　[表 6.3.1]
◉普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種　施工箇所（　　）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする
・高炉セメントB種 ☒　施工箇所（　　）
・フライアッシュセメントB種 ☒　施工箇所（　　）
・

④ 骨材

アルカリシリカ反応性による区分　※A　・B　[6.3.1]

⑤ 混合材料

◉混和剤　[6.3.1]
混和剤の種類　※標仕6.3.1(d)(i)(ⅰ)による　・
・混和材　[6.3.1]
混和材の種類　※標仕6.3.1(d)(1)(ⅰ)による　・

⑥ 気乾単位容積質量

普通コンクリート　・2.3t/㎥ 程度　・　[6.2.3]　[6.10.1]

⑦ 構造体コンクリート強度の推定試験

普通ポルトランドセメント以外のセメントを使用し、標仕6.9.5(a)(2)の判定の場合は、現場封かん養生供試体の材齢28日の圧縮強度試験も実施すること

8 マスコンクリート

セメントの種類　[6.13.2]
・高炉セメントB種 ☒
・普通ポルトランドセメントにJIS A 6206に適合するｺﾝｸﾘｰﾄ用高炉ｽﾗｸﾞ微粉末の4000を混合したもの
・中庸熱ポルトランドセメント
・低熱ポルトランドセメント
・フライアッシュセメントB種 ☒
・
適用箇所
・図示による（　　）　・
混和材料　[6.13.2]
・混和剤
混和剤の種類　・JIS A 6204に適合するAE減水剤又は高性能AE減水剤
・
スランプ　・15cm　・　[6.13.2]

9 無筋コンクリート

適用箇所　[6.14.1]
・標仕 6.14.1(a)による箇所
・標仕 6.14.1(a)以外の箇所　・図示による（　　）　・
設計基準強度　※18N/㎟　・　[6.14.1]
スランプ　※15cm又は18cm　・

⑩ ひび割れ誘発目地打継目地

目地寸法　[6.6.3]　[6.8.2]　[9.7.3]
・標仕 9.7.3による　◉図示による（　　）
間隔、位置、形状
◉図示による（　　）　・

⑪ コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　[6.2.5]　[6.8.3]　[表6.2.4]
※コンクリートの打放し仕上げ種別と適用箇所は図示による

⑫ 打増し厚さ（打放し仕上げ部）

◉打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し厚さ　[6.8.2]
（外部に面する部分に限る）　・20mm　・
◉打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し厚さ
（内部に面する部分に限る）　・◉0mm
・外壁タイル張りで、MCR工法又は目荒らし(高圧水洗)工法を行う場合は、外部側に20mmの打増しを行う

⑬ 型枠

せき板の材料　◉合板　・
せき板の厚さ　◉12mm　・　[6.8.3]
断熱材の兼用　・行う　適用箇所（　　）　[6.8.4]
スリーブの材種　※標仕 6.8.3(b)(ⅰ)(2)及び表6.8.1による　・

14 打継止水材

適用箇所　※ＥＶピット　・（　　）
材質　※水膨張性コンクリート打継止水材　寸法W20×t10

⑮ コンクリートの強度試験

※標仕 表6.9.2による　[6.9.3～6.9.5]　[表 6.9.2]

⑦ 鉄骨工事

① 鉄骨製作工場

鉄骨製作工場の加工能力　[7.1.3]
※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構（旧(社)全国鉄構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める（ M ）グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・監督職員の承諾する工場（標仕7.1.1以外の適用範囲に限る。）

2 施工管理技術者

・適用する　[7.1.3]　[7.1.4]

③ 鋼材

材料等　[7.2.1]　[表7.2.1]

種類の記号	適用場所	規格
	※図示による（　）	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示による（　）	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示による（　）	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示による（　）	※JISによる　・大臣認定による　・

有効細長比（圧縮材に限る）　※図示による　・

⑦ 鉄骨工事（続き）

④ 高力ボルト

ボルトの区分　[7.2.2]　[7.3.2]　[7.4.1～7.4.9]
※トルシア形高力ボルト
セットの種類　・2種(S10T)　・
・JIS形高力ボルト
セットの種類　・2種(S10T)　・
高圧ポルトの径　・図示による（　　）　・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　[7.3.2]
・図示による（　　）　・
すべり係数試験　[7.4.2]
※行わない
・行う　試験方法等　・図示による（　　）　・

⑤ 普通ボルト

ボルト及びナットの材料　※標仕 表7.2.3による　・　[7.2.3]
座金　※標仕 7.2.3(d)による　・
ボルトの径　・図示による（　　）　・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　・図示による（　　）　・　[7.3.2]

⑥ 溶融亜鉛めっき高力ボルト

セットの種類　◉1種(F8T相当)　・　[7.2.2]　[7.12.3～4]
溶融亜鉛めっき高力ボルトの径　◉図示による（　　）　・
溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径　[7.3.8]
※審査(評定又は大臣認定)を受けた内容による　・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　・図示による（　　）　・　[7.3.2]
摩擦面の処理　・ブラスト処理(表面粗度50μmRz以上)　・　[7.12.4]

⑦ アンカーボルト

適用　[7.2.4]　[表7.2.3]　[7.10.3]
◉構造用アンカーボルト
セットの種類(JIS B 1220)　・ABR400　◉ABR490　・
形状、寸法　◉図示による（　　）　・
・建方用アンカーボルト
材質　・SS400
アンカーボルト及びナットのねじの種類の規格、ねじの等級の規格及び仕上げの程度
・標仕 表7.2.3による　・
形状、寸法　・図示による（　　）　・

⑧ 溶接材料

溶接材料　[7.2.5]
※標仕 7.2.5(a)(b)による
・標仕 7.2.5(a)(b)以外の溶接材料
材料及び使用箇所　・図示による（　　）　・

⑨ ターンバックル

種類　[7.2.6]
建築用ターンバックル胴　※鞘枠式　・
建築用ターンバックルボルト　※羽子板ボルト　・
ねじの呼び　・図示による（　　）　・

10 デッキプレート

材質、形状及び寸法　[6.8.3]　[7.2.7]

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			
・床型枠用			

開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む)
・図示による（　　）　・
デッキプレートを鉄骨部材に溶接する場合の工法(合成スラブを除く)　[7.7.8]
・アークスポット溶接又は隅肉溶接　・
デッキプレートを鉄骨部材に溶接する場合の工法(合成スラブ)
・焼抜き栓溶接　・スタッド
耐火認定
・有り　耐火時間　・図示による（　　）　・

11 スタッド

材質、形状及び寸法　※頭付きスタッド　JIS B 1198　・
呼び名等

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

⑫ 柱底均しモルタル

モルタルの種類　[7.2.9]
※無収縮モルタル　・
材料、調合等　※標仕 7.2.9(b)による　・
品質及び試験方法　※標仕 表7.2.6による　・
柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別　[7.10.3]　[表7.10.2]
※標仕 表7.10.2　（※A種［モルタル厚さ50］　・B種［モルタル厚さ30］）による

⑬ 工作図

監督職員による現寸検査　・行う　[7.3.2]
増築工賃等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上、作成を行う

⑭ 鉄骨の製作精度

※標仕 7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる　[7.3.3]
H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による

15 鉄骨の仮組

仮組を行う範囲　・図示による（　　）　・　[7.3.10]
確認方法、確認項目　・図示による（　　）　・

16 溶接技能者の技量付加試験

試験の要領及び試験を要する溶接箇所　・図示による（　　）　・　[7.6.3]

⑰ 溶接検査

開先の形状　・図示による（　　）　・　[7.6.4]
スカラップの形状　・図示による（　　）　・　[7.6.7]
エンドタブの切除する部分　[7.6.7]
・全て
・見え掛り部となる部分　図示による（　　）
・見え隠れ部となる部分　図示による（　　）
・切除する部分なし
・
溶接部の余盛り高さ　[7.6.7]
※JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」付表3[溶接]による

18 工事現場溶接

適用箇所　・図示による（　　）　・　[7.6.11]

19 入熱、パス間温度の溶接条件

鋼材と溶接材料の組合えと溶接条件　・図示による（　　）　・
適用箇所
・柱、梁、ブレースのフランジ継部の完全溶け込み溶接部　・図示による（　　）

⑦ 鉄骨工事（続き）

⑳ 溶接部の試験

完全溶込み部の超音波探傷試験　[7.6.11]　[表7.6.2]　[表7.6.3]　[表7.6.4]
・行わない
※行う　・工事溶接の場合
・全数検査　・抜取検査　AQQL(%)　・4.0　・2.5

節	・全て	・	・
検査水準	・第6水準	・	・

・工事現場溶接の場合
・全数検査　・計数連続生産型抜取検査　AQQL(%)（・4.0　・2.5）
突き合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査
「突き合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・マニュアル(建築研究所監修)」による
・抜き取り検査 ①　※抜き取り検査 ②

㉑ 鎧止め塗装

塗料の種別　[7.8.3]　[18.3.2]
◉鉄骨面の鎧止め塗料
屋外　・標仕 18.3.2　表18.3.1(　　)種　・
屋内　・標仕 18.3.2　表18.3.1(　　)種　・
・亜鉛めっき鉄面の鎧止め塗料
・標仕 18.3.2　表 18.3.2(　　)種　・
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面の鎧止め塗料（鉄骨に溶接されたものに限る）
・標仕 18.3.2　表 18.3.1(　　)種　・
・耐火被覆材の接着する面への鎧止め塗料
適用箇所　・図示による（　　）　・
塗料の種別
・標仕 18.3.2　表18.3.1（　　）種　・標仕 18.3.2　表18.3.2（　　）種

22 耐火被覆

種別　[7.9.2～7.9.7]

種　別	材料・工法	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板	
	・	
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール	
	・	
ラス張りモルタル塗り	―	

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする
性能

性　能	適用箇所（部位・部分）
・３０分耐火	
・１時間耐火	
・２時間耐火	
・３時間耐火	

㉓ 建方精度

※(一社)日本建築学会「JASS6鉄骨工事」付則6[鉄骨精度基準]　付表5[工事現場]による　[7.10.2]

㉔ アンカーボルトの保持及び埋込み工法

建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法　[7.2.4]　[7.10.3]　[表7.10.1]
種別　・A種　・B種　・C種
構造用アンカーボルトの保持及び埋込み工法
種別　・図示による（　　）　・

25 軽量形鋼構造

接合部（ボルト接合の場合）　・普通ボルト接合　・　[7.11.2]

26 溶融亜鉛めっき(構造耐力上主要な部分)

種別等　[7.12.3]　[表14.2.2]

亜鉛めっきの種別	材料	備考
A種	最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板	
B種	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板	
C種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

素地ごしらえはJIS H 8641による
適用箇所　・図示による（　　）　・

27 梁貫通孔の補強

補強方法　・補強トラス法　・
適用箇所　※図示による（　　）　・

⑧ コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類　[8.2.2、5]

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
※空洞ブロック―16	・120 ※150	※400 ・	※200 ・	※無　・有 ・		
・型枠状ブロック―20				※無　・有		
				※無　・有		

各部の配筋　※図示
化粧目地の有無　・無　・有

2 コンクリートブロック帳壁及び梁

ブロックの種類　[8.3.2、3]

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	(表8.3.1以外)の適用箇所	備考
・空洞ブロック―08	・120 ※150	※400 ・	※200 ・	※無　・有 ・		
・空洞ブロック―16	・120 ※150	※400 ・	※200 ・	※無　・有 ・		

各部の配筋　※図示
化粧目地の有無　・無　・有
工法　コンクリートブロック帳壁の積高さは、壁厚の25倍かつ3500以内とし、その他の部分は同厚の鉄筋コンクリート造壁とする

3 ALCパネル

[8.4.2～5]

パネルの種類	単位荷重(N/㎡)	厚さ(mm)	幅(mm)	耐火性能	表面加工	構造の種別
・外壁パネル		・100 ・		・30分 ・1時間 ・2時間	・平 ・窯匠	・A種　・B種
・間仕切壁パネル		・100 ・		・30分 ・1時間 ・2時間	・平 ・窯匠	・C種　・D種　・E種
・屋根パネル		・100 ・		・30分 ・1時間 ・2時間	・平 ・	・F種
・床パネル		・100 ・		・30分 ・1時間 ・2時間		

外壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅（mm）　※20　・
伸縮目地への耐火目地材の充填　・適用する　・適用しない

株式会社 下舞設計
SHIMOMAI SEKKEI
鹿児島市金生町４番４号　ＴＥＬ２２２－４１１４

担当責任者	製図	縮尺	作成年月
		ＮＳ	

工事名称　ストックヤード建設工事
図面名称　建築工事特記仕様書（２）

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第２６２８１８号）

区分　Ⓐ ＳＥＭ
NO.　０３
JOB NO.

8 コンクリートブロック・ACLパネル・押出成形セメント工事（続き）

4 押出成形セメント板

[8.5.2～5]

パネルの種類	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	耐火性能
▪外壁パネル	▪F ▪F－R	▪50	▪450	▪A種	▪30分
	▪D ▪D－R	▪60	▪600	▪B種	▪１時間
	▪T ▪T－R	▪100	▪		▪２時間
▪間仕切壁パネル	▪F ▪F－R	▪50	▪450	▪B種	▪30分
	▪ ▪	▪60	▪600	▪C種	▪１分間
		▪100	▪		▪２時間

パネルの相互の目地幅(mm) ※長辺8以上 短辺15以上 ▪
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15 ▪
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する

		開口の大きさ		切断後のパネルの残り部分の幅	
パネル開口を設ける場合	短辺	▪	▪図示	▪	▪図示
	長辺	▪	▪図示	▪	▪図示
パネルを切り欠く場合	短辺	▪	▪図示	▪	▪図示
	長辺	▪	▪図示	▪	▪図示

⑨ 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水 [9.2.2～5] [表9.2.3～9]
防水層の種別

種 別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
▪A－1			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 ▪	※乾式保護材
▪A－2				
▪A－3				
▪B－1				▪コンクリート押え
▪B－2				
▪B－3				
▪AⅠ－1		(材質)※JIS A 9511によるA種 押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり) ▪	※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ▪	▪セメントれんが
▪AⅠ－2				
▪AⅠ－3				
▪BⅠ－1				
▪BⅠ－2		(厚さ)※25mm ▪50mm ▪		
▪BⅠ－3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標仕 表9.2.3から標仕 表9.2.8による ▪
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標仕 表9.2.3から標仕 表9.2.8による ▪

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ※水下 80mm以上 ▪
床タイル張り ※水下 60mm以上 ▪

▪乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの

屋根露出防水
高日射反射率防水の適用G ▪有 ※無
防水層の種別

種 別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗装 種類	仕上塗装 使用量	備考
▪D－1			▪	▪	
▪D－2					
▪D－3			▪製造所の指定による	▪製造所の指定による	
▪D－4					
▪DⅠ－1		(材質)※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ▪			
▪DⅠ－2		(厚さ)※25mm ▪			

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示 ▪
防水層の種別

種 別	施工箇所	種 別	施工箇所
▪E－1		▪E－2	

保護層 ▪設ける（※図示 ▪ ） ▪設けない

防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ
※標仕 表6.2.4のB種 ▪
押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製 L－30×15×2.0mm程度 ▪
防水層の下地のモルタル塗り ▪適用する（施工箇所 ▪図示 ▪ ） ▪適用しない
屋根排水溝 ※図示 ▪
施工標識 ※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける

2 改質アスファルトシート防水

高日射反射率防水の適用 G ▪有 ※無
防水層の種別 [9.3.2、3] [表9.3.1～3]

種 別	施工箇所	断熱材 G	防湿層	備考
▪AS－T1				
▪AS－T2				
▪AS－J1				
▪AS－T3				
▪AS－T4				
▪AS－J2				
▪ASⅠ－T1		(材質)※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ▪	▪設ける（改質アスファルトシート製造所の仕様による）	
▪ASⅠ－J1		(厚さ)※25mm ▪	▪設けない	

仕上塗料 ※カラー ▪シルバー
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標仕 表9.3.1から表9.3.3による ▪
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標仕 表9.3.1から表9.3.3による ▪
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標仕 表9.3.1から表9.3.3による ▪
押え金物 ※改良アスファルト製造所の仕様による ▪
施工標識 ※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける

⑨ 防水工事（続き）

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

高日射反射率防水の適用 G ▪有 ※無
[9.4.2～4] [表9.4.1、2]

種 別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材 G	仕上塗料	備考
▪S－F1				※カラー ▪シルバー	
▪S－F2					
▪S－M1				※カラー ▪シルバー	
▪S－M2					
▪S－M3					
▪SⅠ－F1			(材質)※A種ポリエチレンフォーム保温材の密度及び熱伝導率の規格によるもの ▪	※カラー ▪シルバー	
▪SⅠ－F2			(厚さ)※25mm ▪		
▪SⅠ－M1			(材質)※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温材2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はA種押出し法ポリスチレンフォーム保温材の保温板	※カラー ▪シルバー	
▪SⅠ－M2		※発泡ポリエチレンシート ▪	▪ (厚さ)※25mm ▪		

ルーフィングシートの種類及び厚さ ※標仕 表9.4.1から表9.4.2による ▪
防水下地かPCコンクリート部材下地の場合の処理
目地処理 ※図示 ▪
入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合) ※図示 ▪
施工標識 ※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける

4 塗膜防水

高日射反射率防水の適用 G ▪有 ※無
防水層の種別 [9.5.3] [表9.5.1、2]

種 別	施工箇所	仕上塗料	保護層	備考
▪X－1		※カラー ▪シルバー		
▪X－2		※カラー ▪シルバー		
▪Y－1	※地下外壁防水 ▪			
▪Y－2	※屋内防水		▪適用する ※適用しない	

施工標識 ※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の種別 [9.6.1、3] [表9.6.1、2]

種 別	施工箇所	種 別	施工箇所
※C－UI		▪C－UP	

6 脱気装置

[9.2.3] [9.3.3] [9.5.3]

種 別	種 類	設置数量
D-1 D-2 D-3 D-4 DI-1 DI-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 ASI-T1 ASI-J1	※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ▪	※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ▪（ ）個/㎡
X-1	※防水層の主材料の製造所の仕様による ▪	※防水層の主材料の製造所の仕様による ▪（ ）個/㎡

⑦ シーリング

下表以外は、標仕 表9.7.1による [9.7.2] [表9.7.1]
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォールの場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法 ※標仕 9.7.3(a)(1)～(3)による ▪
２面接着とする範囲 ※「金属と金属」及び「金属とガラス」 ▪（ ） [9.7.4]
接着性試験 ※簡易接着性試験 ▪引張接着性試験(部位) [9.7.5]

8 保証書及び期間

防水工事の施工について、10年保証を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工業者の連帯とする。(シーリングを除く)

10 石工事

1 施工

石材の割付け ※標仕 10.1.3(a)(1)、(2)による ▪図示 [10.1.3、5]
粗面仕上げの場合ののみ込み部分の仕上げ ▪図示 ▪
屋内の床を本磨きとする場合のワックスがけ ▪行う（適用場所 ▪すべて ▪ ）
▪行わない

2 石材等

天然石 [10.2.1、3] [表10.2.1、2]

施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げ	備考
	▪1等品 ▪2等品		※正方形に近い矩形 ▪	▪図示		▪粗磨き ▪本磨き	
	▪1等品 ▪2等品		※正方形に近い矩形 ▪	▪図示			

テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状	仕上げ面	寸法(mm)	表面仕上げ	備考
	※大理石 ▪花こう岩	※1.5～12 ▪	▪平もの ▪役もの	▪片面 ▪両面	▪図示		
	※大理石 ▪花こう岩	※1.5～12 ▪	▪平もの ▪役もの	▪片面 ▪両面	▪図示		

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考
	※大理石 ▪花こう岩	※1.5～12 ▪	▪300型 ▪400型		
	※大理石 ▪花こう岩	※1.5～12 ▪	▪300型 ▪400型		

取り付用モルタル、既調合の目地モルタル、石表面処理材、裏打ち処理材
※石材施工業者の指定する製品 ▪

3 外壁湿式工法

石裏面処理 ▪適用する ▪適用しない [10.2.2、3] [10.3.2、3]
裏打ち処理 ▪適用する ▪適用しない
下地ごしらえ ※流し筋工法 ▪あと施工アンカー工法 ▪あと施工アンカー、横筋横流し工法
受金物 材質 ※SS400 ▪
形状及び寸法 ▪L－75×75×6(mm)の加工 L=100mm
▪L－75×75×6(mm)の加工 L=150mm
▪
ドレインパイプの材質 ▪樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25～35φ
▪
アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 ▪
あと施工アンカーの材質及び寸法（ ）
目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 ▪
シーリング材 ▪適用する ▪適用しない
伸縮調整目地 位置 ※標仕 表11.1.1による ▪図示
シーリング材の目地寸法 ※標仕 9.7.3(a)(3)による ▪図示

10 石工事（続き）

4 内壁空積工法

受金物 材質 ※SS400 ▪ [10.2.2] [10.4.2、3]
形状及び寸法 ▪L－75×75×6(mm)の加工 L=100mm
▪L－75×75×6(mm)の加工 L=150mm
▪
石裏面処理 ▪適用する ▪適用しない
裏打ち処理 ▪適用する ▪適用しない
下地ごしらえ ※あと施工アンカー、横筋横流し工法 ▪あと施工アンカー工法
アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 ▪
あと施工アンカーの材質及び寸法（ ）
目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 ▪
シーリング材 ▪適用する ▪適用しない
伸縮調整目地 位置 ※6mmごと ▪図示
シーリング材の目地寸法 ※標仕 9.7.3(a)(3)による ▪図示

5 乾式工法

取付け方式 ▪スライド方式 ▪ロッキング方式 [10.2.2] [10.5.2、3] [表10.2.4]
石裏面処理 ▪適用する ▪適用しない
裏打ち処理 ▪適用する ▪適用しない
だぼ用の穴の位置 ※標仕 10.5.2(b)(1)による ▪図示
外壁の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の(▪1 ▪1.15 ▪1.3)倍の風圧力に対応した工法）
▪適用しない
アンカーの材質及び形状 ※ステンレス（SUS304） M10 ▪
あと施工アンカーの材質及び寸法（ ）
目地 目地幅(mm) ※8以上 ▪
シーリング材 ▪適用する（※標仕 9章7節による ▪図示） ▪適用しない

6 床及び階段の石張り

床石張りの裏面処理 ▪適用する ▪適用しない [10.6.2、3]
階段張りの裏面処理 ▪適用する ▪適用しない
目地 一般目地 目地幅(mm) ▪図示 ▪
シーリング材 ▪適用する ▪適用しない
伸縮調整目地 位置 ※床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合い部
▪図示

7 アーチ、上げ裏等の石張り

取付け工法 ▪外壁湿式工法 ▪内壁空積工法 ▪乾式工法 [10.2.2] [10.7.1、2]
取付け金具 ※標仕 10.2.2(c)による
引金物、だぼ、かすがい及び受金物 ※標仕 10.2.2(a)による ▪
吊金物及び化粧吊りボルト
▪設ける 吊金物 ※ステンレス(SUS304)径6mm長さ80mm（加工物）
▪
吊りボルト ※ステンレス(SUS304)M10化粧ナット付き
▪
▪設けない
石裏面処理 ▪適用する ▪適用しない
裏打ち処理 ▪適用する ▪適用しない
アンカーの材質及び径 ▪SS400 M12 ▪ステンレス(SUS304) M10 ▪
あと施工アンカーの材質及び寸法（ ）
目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 ▪
伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取合い部 ▪図示

8 笠木、甲板等の石張り

取付け工法 ▪外壁湿式工法 ▪乾式工法 [10.2.2] [10.7.1、3]
取付け金物 ※標仕 10.2.2(c)による ▪
引金物、だぼ、かすがい及び受金物 ※標仕 10.2.2(a)による ▪
石裏面処理 ▪適用する ▪適用しない
乾式工法の場合の取付け代 ※標仕 10.5.3(b)による ▪
石裏の補強用モルタル ▪適用する ▪適用しない
アンカーの材質及び径 ▪ステンレス(SUS304) M10 ▪
あと施工アンカーの材質及び寸法（ ）

11 タイル工事

1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ※標仕 表11.1.1による ▪図示 [11.1.3] [表11.1.1]

2 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等 [11.2.2、3、7]

施工箇所	主な用途による区分(JIS)	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用G	耐凍害性 有	無	滑り抵抗性	備考
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ▪行う ※行わない
見本焼き ▪行う ※行わない
モルタル塗りのコンクリート素地面の処理
▪MCR工法 ▪目荒し工法(高圧洗浄) ▪
壁タイル張りの工法
外装タイル ※密着張り ▪改良積上げ張り ▪改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル ▪マスク張り ▪モザイクタイル張り
既設調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする

3 接着剤による陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等 [11.3.2～4、7]

施工箇所	主な用途による区分	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用G	耐凍害性 有	無	備考
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ▪行う ※行わない
見本焼き ▪行う ※行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ▪
外壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材
打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ▪
ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ▪
伸縮調整目地 ※変形シリコーン系シーリング材 ▪
その他の目地 ※変成シリコーン系シーリング材 ▪
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
▪MCR工法 ▪目荒し工法（高圧洗浄） ▪

11 タイル工事（続き）

4 陶磁器質タイル型枠先付け

タイルの形状、寸法等 [11.4.2、3] [表11.4.1]

施工箇所	主な用途による区分	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用G	備考
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	
			▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	▪	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ▪行う ※行わない
見本焼き ▪行う ※行わない

タイル型枠先付けの種類

種 類	適用タイル	タイル型枠先付け面のせき板の種別
▪タイルシート法	▪小口タイル	※標仕 6.8.3(b)(2)
▪目地桝法	▪二丁掛けタイル	▪金属製タイル先付け用パネル
▪桟木法	大形タイル	

5 階段滑り止め

※磁器製（ ） ▪（ ）

12 木工事

① 木材の品質

構造材については、「認証かごしま材」を優先して使用することとし、次に示す部位の木材は、「認証かごしま材」を使用すること。（造作材，木製間仕切り，腰壁）

② 表面仕上げ

[12.1.4]

表面仕上げの種別	適用箇所
▪A種	
※B種	
▪C種	
▪D種	

③ 製材 G

[12.2.1] [12.5.1] [12.6.1] [12.7.1]

▪「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※２級 ▪		※A種 ▪B種 ▪	
			※２級 ▪			
			※２級 ▪			

▪「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
					※A種 ▪B種 ▪	

▪「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※１等 ▪		※A種 ▪B種	
			※１等 ▪			
			※１等 ▪			

▪「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（ ） 造作材の場合 (※A種 ▪B種)	▪適用する ▪適用しない	▪適用する ▪適用しない	※A種 ▪B種	

▪代用樹種を使用できない箇所（ ）

4 造作用集成材 G

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ▪ [12.2.1]
▪「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
			※１等 ▪２等	
			※１等 ▪２等	
			※１等 ▪２等	

▪「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
					※１等 ▪２等	
					※１等 ▪２等	
					※１等 ▪２等	

▪「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	間伐材等の適用

▪「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※A種 ▪B種 ▪	
				※A種 ▪B種 ▪	
				※A種 ▪B種 ▪	

▪「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造成用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※A種 ▪B種 ▪	

▪「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ(mm)	含水率	間伐材等の適用
						※A種 ▪B種 ▪	

5 造作用単板積層材 G

ホルムアルデヒド放射量 ※規制対象外 ▪ [12.2.1]
▪「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		▪有り（加工 ▪天然木加工▪塗装加工） ▪無し（等級： ）	▪適用する ▪適用しない	

▪「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	含水量	間伐材等の適用
		▪有り（加工 ▪天然木加工▪塗装加工） ▪無し（等級： ）	▪適用する ▪適用しない	※14%以下	

12 木工事（続き）

⑥ 床張り用合板等

ホルムアルデヒド放射量 ※規制対象外 ・ [12.2.1]

・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・	※ラワン ・しな ・	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	

⊙構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※12 ・	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・		・適用する ・適用しない	・適用する ・（ ） ・適用しない	

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※15 ・		※13ﾀｲﾌﾟ ・	※P又はM ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級

⑦ 接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする [12.2.2、3]
ホルムアルデヒドの放射量 ※規制対象外 ・

8 防腐・防蟻

・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材 [12.3.1、2]
適用部位：（ ）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※標仕 12.3.1(3)(ii)①～④による ・
	※標仕 12.3.1(3)(ii)①～④による ・
	※標仕 12.3.1(3)(ii)①～④による ・

・ボード原料接着材への薬剤混入による防腐、防蟻処理
適用部位（ ）

⑬ 屋根及びとい工事

①長尺金属板葺

[13.2.2、3]

施工箇所	板及びｺｲﾙの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用ｺｲﾙ(CGL CCR-20-AZ150) ・			・心木なし瓦棒葺 ⊙立平葺 ・蟻掛葺 ・横葺 ・	

下葺材料 ※アスファルトルーフィング 940
・改質アスファルトルーフィング下葺材 （・一般ﾀｲﾌﾟ ・複層材ﾀｲﾌﾟ ・粘着層付ﾀｲﾌﾟ）

2 折板葺

[13.2.2] [13.3.2、3] [表13.2.1]

施工箇所	形式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分 山高	山ﾋﾟｯﾁ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形			（ ）種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し
	・							

材料 ※JIS G 3322の屋根用コイル（CGL CCR-20-AZ150） ・（ ）
断熱材 ・有り（種別： 厚さ(mm)： 防火性能： 時間） ・無し

3 とい

といの材種 [13.5.2、3] [表13.5.5]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304、厚2
	・硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）			
軒どい	・			

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
鋼管製といの防露巻き ・適用する（工法：※標仕 表13.5.5による ・ ）
・適用しない
とい受金物 ※ステンレス製 ・鋼製（亜鉛めっき） [13.5.2] [表13.5.3]

ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型 ・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

4 保証書及び期間

金属屋根工事の施工については、10年保証書を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工者の連帯とする。

⑭ 金属工事

① ステンレスの表面仕上げ

[14.2.1]

種類	施工箇所（手すり、タラップ、建具以外）
※HL程度	
・鏡面仕上げ	
・No.2B程度	

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

[14.2.2] [表14.2.1]

種類	皮膜又は複合皮膜の種類	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）	備考
・A-1種	※AA15 ・		
・A-2種	※AA15 ・		
・B-1種	※B ・		
・B-2種	※B ・		
・C-1種	※AA6 ・		
・C-2種	※AA6 ・		
・D種			
・			

陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・三次電解着色

⑭ 金属工事（続き）

3 鉄鋼の亜鉛めっき

[14.2.2] [表14.2.1]

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
電解亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

④ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [14.4.2～4] [表14.4.1]
屋外（※25形 ・19形） 屋内（※19形 ・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・900程度 ・（ ）
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・300程度 ・（ ）
・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※図示 ・
・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法 標仕 14.4.4(h)(1)～(2)による ・図示 ・
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※図示 ・
・屋内外への耐震補強 ・行う ※行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・
・耐風圧性を考慮した補強 ・行う（1．一般共通事項 3.品質計画による） ※行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

⑤ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [14.5.3] [表14.5.1]
※標仕 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ⊙図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示 ・

6 金属成形板張り

[14.6.2、3] [表14.2.1]

種別	製法	形状	板幅(mm)	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面処理 種別	皮膜等の種類
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ	※押出し ・ロール ・プレス ・	・ﾌﾗｯﾄ ・目地有 ・目地無 ・凹凸	※100 ・		※1.0 ・	・A-1種	※AA15
						・A-2種	・
						※B-1種	※B
						・B-2種	・A1 ・A2 ・C
						・C-1種	※AA6
						・C-2種	・
						・D種	
・							

取付け用下地 ※標仕 14章4節による ・図示
伸縮調整継手 ・設ける（施工箇所 ・図示 ・ ） ・設けない

7 アルミニウム製笠木

[14.7.2、3] [表14.2.1] [表14.7.1]

施工箇所	種類	製品幅	呼称肉厚	表面処理	皮膜・複合皮膜
	・押出し250形	※260～240	※1.6以上	※A-1種	※AA15又はB
	・押出し300形	※300	※1.8以上	又は	・A1
	・押出し350形	※350	※2.0以上	B-1種	・A2
	・（ ）	・（ ）	※2.0以上		
	・板材折曲げ形	・（ ）	※2.0以上	・（ ）	

棟上避雷導体システム ・無 ・有（実厚2.0以上）
笠木の固定金具の工法等
取付け用下地 ※標仕 14章4節による ・図示

⑧ 手すり及びタラップ

手すり ⊙ステンレス製 SUS304（表面処理 ※HL処理 ・No.2B程度 ・ ）[14.8.2、3]
・鋼製 （表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種 ・ ）
タラップ ※ステンレス製 SUS304 仕上げは＃400程度
・鋼製 （表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種 ・ ）
滑り止め ※ローレット加工 ・（ ）

15 左官工事

1 モルタル塗り

[15.2.2、5]
既設目地材 ・設ける 施工箇所（ ）形状（※図示 ・ ） ・設けない
床目地 ・設ける （工法 ※押し目地 ・ ） ・設けない
外壁タイル張り下地の均しモルタルの接着力試験 ・適用する ・適用しない

2 セルフレベリング材塗

・せっこう系 ・セメント系 [15.4.2] [表15.4.1]

3 仕上塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [15.5.2]
※規制対象外 ・

仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状（・吹付け ・ローラー塗り）
	・外装薄塗材E	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材E	―	⊙平たん状
	・防水形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け ・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け ・こて塗り）
	・内装薄塗材C	・	・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材L	・	・京壁状じゅらく
	・内装薄塗材Si	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない
	⊙内装薄塗材E	・	耐湿性 ・適用する ・適用しない
	・内装薄塗材W	・	増塗材 ・適用する ・適用しない
・厚付け仕上塗材	・外装薄塗材C	・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状
	・外装薄塗材Si	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし
	・外装薄塗材E	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない
	・内装薄塗材C	・	上塗材 ・適用する ・適用しない
	・内装薄塗材L	・	
	・内装薄塗材G	・	
	・内装薄塗材Si	・	
	・内装薄塗材E	・	
・複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様
	・可とう形複層塗材CE	・	
	・複層塗材Si	・	上塗材
	・複層塗材E	―	耐候性 ※耐候形3種
	・複層塗材RE	―	溶媒 ※水系 ・溶剤系
	・防水形複層塗材CE	―	樹脂 ※アクリル系
	・防水形複層塗材E	―	外観 ※つやあり・つやなし・ﾒﾀﾘｯｸ
	・防水形複層塗材RE	―	
	・防水形複層塗材RS	―	増塗材 ・適用する ・適用しない
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・	
	・こて塗用軽量塗材	・	

15 左官工事（続き）

4 ALCパネルの場合の下地処理　内壁目地部の形状 ※V形目地付き ・ [15.5.4]

5 マスティック塗料塗り　種別 ・A種 ・B種（仕上材塗り：EP-G ※B種 ・A種） [15.6.2]

6 ロックウール吹付け　ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [15.8.2]
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・
吹付け厚さ(mm) ・図示 ・25 ・
色彩 ・着色 ※原色

7 保証書及び期間　防水工事の施工については、10年保証書を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工者の連帯とする。

⑯ 建具工事

1 防火戸　※建具表による ・

2 防犯建具部品　・適用する（※建具表による ・ ） ※適用しない [16.1.6]

③ アルミニウム製建具

性能等級 [16.2.2、4、5] [表14.2.1]
外部に面する建具 ・A種（建具符号：※建具表による ・ ）
※B種（建具符号：※建具表による ・ ）
・C種（建具符号：※建具表による ・ ）
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ G ・適用する 断熱性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面処理
外部に面する建具 ・A-1種 ・A-2種 ※B-1種 ・B-2種 ・
皮膜等の種類（※標仕 表14.2.1による ・ ）
屋内の建具 ※C-1種 ・C-2種 ・
皮膜等の種類（※標仕 表14.2.1による ・ ）
結露水の処理方法 ※図示 ・
水切り板、ぜん板 ※建具表による ・図示

④ 網戸等

[16.2.3]

種類	材種	線径	網目
⊙防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ⊙ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上	※16～18メッシュ
・防鳥網	・ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

5 樹脂製建具

性能等級 [16.3.2～5]
外部に面する建具 ・A種（建具符号：・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・建具表による ・ ）
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・T－1 ・T－2）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシG ・適用する 断熱性の等級（・H－4 ・H－5 ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
枠の見込み寸法 ・建具表による
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※図示 ・
ガラス ※複層ガラス ・

⑥ 鋼製建具

性能等級 [16.2.2] [16.4.2～4] [表16.4.2]
簡易気密型 ・適用する（建具符号： ・建具表による ・ ）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-6（建具符号：・建具表による ・ ）
・
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシG ・適用する 断熱性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない

鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
※JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	※Z12又はF12 ・	※標仕 表16.4.2による
・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Y08 ・	・

⑦ 鋼製軽量建具

性能等級 [16.2.2] [16.5.2～4]
簡易気密型 ・適用する（建具符号： ・建具表による ・ ）
・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシG ・適用する 断熱性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板
鋼板の厚さ ・標仕 表16.5.1による ・
召合せ、縦小口包み板の材質 ※ステンレス鋼板 ・鋼板

⑯ 建具工事（続き）

8 ステンレス製建具

性能等級 [16.2.2] [16.4.2] [16.6.2～4]
簡易気密型 ・適用する（建具符号： ・建具表による ・ ）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-5（建具符号：・建具表による ・ ）
・S-6（建具符号：・建具表による ・ ）
・
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシG ・適用する 断熱性の等級（・建具表による ・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（・建具表による ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
・適用しない
鋼板（屋外） ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・
鋼板（屋内） ※SUS430 ・SUS430J1L ・SUS443J1、SUS304 ・
表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

9 木製建具

建具材の加工、組立時の含水率 ※B種 ・ [16.7.2～4]
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・

・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
※普通合板 G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度 ・ ） 不透明塗料塗り （※しな程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（・1類 ・2類）	
・天然木 化粧合板G	樹種名（ ） 接着の程度（・1類 ・2類）	
・特殊加工 化粧合板G	化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※標仕 表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・
・ふすま
張りの種別（・I種 ・II種）
上張り ・鳥の子 ※新鳥の子又はビニル紙程度 押入れの裏側は雲花紙程度
縁仕上 ・塗り縁 ※生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・
・戸ふすま
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
・紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
枠、くつずりの材料 ・建具表による ・

⑩ 建具用金具

⊙マスターキー ※製作する(※新規 ・既存にあわせる) [16.8.2、3] [16.8.4]
⊗シリンダー箱錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・黄銅
座金 ※丸座 ・長座
・握り玉 材質 ※ステンレス
・空錠
※レバーハンドル 材質 ※アルミニウム合金 ・ステンレス ・黄銅
座金 ※丸座 ・長座
・握り玉 材質 ※ステンレス
・グレモン錠
レバーハンドルの材質 ※亜鉛合金 ・ステンレス
製造所 ※図示
・ピボットヒンジ
カバー部の材質 ※ステンレス ・亜鉛合金
・フロアヒンジ
・Grade1 ※Grade2
カバー部の材質 ※ステンレス
・ヒンジクローザー（丁番型）
材質 ・鋼（焼付け塗装）
・ヒンジクローザー（ピボット型）
材質 ・鋼（焼付け塗装）
・ドアクローザー
・Grade1 ※Grade2
材質 ※アルミニウム合金
・押棒、押板
材質 ・ステンレス ・黄銅 ・合成樹脂
・アームストッパー
材質 ・鋼（クロームめっき） ※ステンレス
⊙クレセント
材質 ※建具製造所の仕様による
・排煙オペレーター（※埋込 ・露出）

11 自動ドア開閉装置

[16.9.2、3]

自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2	※標仕 表16.9.1による ・	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ※光線(反射)スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ※行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※標仕 表16.9.2による ・		・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ	
・図示	・		・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	

駆動力 ※電気式または電動油圧式 ・（ ）
電源 ※単相100V（過電流保護装置付） ・（ ）
補助センサ ※安全光線スイッチ1組 ・（ ）
各開閉装置毎に補助センサを設ける

株式会社 下舞設計
SHIMOMAI SEKKEI
鹿児島市金生町4番4号 TEL222－4114

担当責任者	製図	作成年月	縮尺	工事名称	図面名称		区分	NO.	JOB NO.
			NS	ストックヤード建設工事	建築工事特記仕様書（4）	一級建築士 日高雅人（登録番号 第262818号）	Ⓐ S E M	05	

⑯ 建具工事(続き)

12 自閉式上吊り引戸装置

性能　※標仕 表16.10.1による　▪　[16.10.3]

13 重量シャッター

[16.11.2、3]

シャッターの種類	耐風圧強度	備考
▪一般重量シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡	※障害物感知装置(自動閉鎖型)
▪外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡	※危害防止機構
▪屋内用防火シャッター		
▪屋内用防煙シャッター		

閉鎖機能による種類　※上部電動式（手動併用）　▪上部手動式
リモコンの有無　※無　▪有（リモコン個数　個）
電動式の場合の電源　※三相200V　0.75kw以下（過電流保護装置付）
一般重量シャッターのシャッターケース　▪設ける　▪設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
　鋼板の種類　▪JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）　▪JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
　めっきの付着量　※Z12又はF12　▪

⑭ 軽量シャッター

開閉方式　※手動式　⊙上部電動式（手動併用）　[16.12.2〜4]
シャッターケース　※設ける　▪設けない
耐風圧強度（　）N/㎡
スラットの材質
　※JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
　　めっきの付着量　（※Z06又はF06　▪　）
　▪JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
　　めっきの付着量　（※AZ90　▪　）
スラットの形状　※インターロッキング形　▪オーバーラッピング形
ガイドレール▪座板の材質　※ステンレス（SUS304）　▪溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の危害防止機構　⊙有（障害物感知装置自動閉鎖型）
電動式の場合の電源　⊙単相100V（過電流保護装置付）　▪（　）

15 オーバーヘッドドア

[16.13.2、3]

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ	▪125	※バランス式	⊙スタンダード形	▪溶融亜鉛めっき鋼板
▪アルミニウムタイプ	⊙100	▪チェーン式	▪ローヘッド形	※ステンレス鋼板
▪ファイバーグラスタイプ	▪75	▪電動式	▪ハイリフト形	
	▪50		▪バーチカル形	

⑯ ガラス

[9.7]　[16.14.2〜4]　[表16.14.1]

▪合わせガラス

品種	構成種類	性能	形状
▪フロート合わせガラス	▪フロート板合わせガラス ▪熱線吸収、フロート板合わせガラス	▪Ⅰ類	▪平面 ▪曲面
▪網入磨き合わせガラス	▪網入磨き、フロート合わせガラス ▪網入磨き、熱線吸収合わせガラス	▪Ⅱ-1類 ▪Ⅱ-2類 ▪Ⅲ類	▪平面

▪強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種類	性能	形状
※フロートガラス	※フロート強化ガラス ▪熱線吸収強化ガラス	※Ⅰ類 ▪Ⅲ類	▪平面 ▪
⊙型板ガラス	▪型板強化ガラス		

▪熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
▪熱線吸収フロート板ガラス	▪1種　▪2種	▪ブルー　▪グレー　▪ブロンズ
▪熱線吸収網入磨き板ガラス		

▪複層ガラス

品種	断熱性	日射熱遮へい性
▪断熱複層ガラス	▪1種	U1
	▪2種	U2
	▪3種	U-3-1　▪U-3-2
▪日射熱遮へい複層ガラス	▪4種	E4
▪複層ガラス	▪5種	E5

▪熱線反射ガラス

品種	断熱性	耐久性
▪熱線反射ガラス 色調（▪ブルー　▪グレー）	▪1種	A種
	▪2種	▪A種　▪B種
▪高性能熱線反射ガラス 色調（▪ブロンズ　▪シルバー）	▪3種	B種

反射被覆面　▪内面　▪外面
映像調整　▪行わない　▪行う

▪倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
▪フロート倍強度ガラス	ー
▪熱線吸収倍強度ガラス	▪ブルー　▪グレー　▪ブロンズ

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	※シーリング材(SR-1) ▪ガスケット ▪グレイジングチャンネル形	※標仕 表16.14.1による ▪図示 ▪
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材(SR-1) ▪	※標仕 表16.14.1による ▪図示　▪
ステンレス製	※シーリング材(SR-1) ▪	※標仕 表16.14.1による ▪図示　▪

17 ガラス用フィルム　右に示す製造所の商品程度とする　（　）

18 衝突防止表示　形状、寸法、材質　※図示

19 鍵箱　形式　▪30本入（ 1 ）個　▪60本入（　）個　▪120本入（　）個　▪　本入（　）個
鋼製市販品として、監督職員の承諾による

17 カーテンウォール工事

1 取付方法、性能等

[17.1.3]　[17.2.2]　[17.3.2]
取付方法　▪層間方式　▪柱▪梁方式　▪方立方式　▪スパンドレル方式　▪
性能

耐震性能 水平方向(kH)	耐震性能 垂直方向(kV)	耐風圧性	水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能
▪1.0 ▪	▪0.5 ▪						▪30分 ▪1時間

耐温度差性　▪80℃　▪70℃　▪60℃

17 カーテンウォール工事(続き)

主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離(h)	耐風圧性能	状態
4m以下	▪たわみ量が±(1/150)×hかつ絶対量20mm以下であること ▪	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと。
4mを超える	▪	

層間変位追従性

建築物の構造種別	層間変位量（h=支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	▪±(1/200)×h以上 ▪	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと。
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	▪±(1/300)×h以上	シーリングは補修程度の損傷であること。

シーリング材
　下表以外は標仕 表9.7.1による

被着体の組合せ		シーリング材の種別 記号	主成分による区分
金属	ガラス		
	石、タイル		
ガラス	ガラス		
カーテンウォール板間目地			

構造用ガスケット
　▪適用する　（施工箇所　▪図示　▪　）
　　材質　▪クロロプレン系　▪EPDM系　▪シリコーン系
　　形状　▪H型　▪Y型　▪C型
　　寸法(mm)　ガラス板厚（　）、支持枠の厚さ（　）、ウェブの寸法（　）
　※適用しない
断熱材 G
　種類（　）
　厚さ(mm)　（　）
　施工箇所　▪図示　▪
耐火材料

施工部位	種別	規格帯
▪ファスナー部		
▪取付けブラケット		
▪パネル目地部		
▪層間ふさぎ		

2 メタルカーテンウォール

カーテンウォールの材料

材料	規格等	表面処理	映像調整
※アルミニウム製	※標仕 16.2.3による ▪	▪A-1種　▪A-2種　※B-1種　▪B-2種 皮膜等の種類 （※標仕 表14.2.1による　▪　）	▪行う ▪行わない
▪			

製品及び取付位置の寸法許容差　※標仕 17.2.1〜3による
ガラス溝の寸法、形状　※製造所の仕様による　▪

3 ＰＣカーテンウォール

カーテンウォールの材料　[17.3.2〜5]
　コンクリート　※標仕 17.3.2(a)(1)(ⅰ)〜(ⅳ)による　▪
　鉄筋　※SD295A（▪D13　▪D10）
　補強鉄線の径(mm)　※3.2　▪4.0　▪5.0　▪6.0
　配筋　※図示
先付けの材料　▪サッシ枠　▪ゴンドラ用ガイドレール
表面仕上げ材　▪磁器質タイル　▪石材（▪花こう岩　▪大理石　▪　）　▪
ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)　▪h=-1〜+2、W1及びW2=±1
製品及び取付位置の寸法許容差　※標仕 表17.3.1〜2による　▪

⑱ 塗装工事

① 材料

内部に使用する塗料は、原則水性系のものとする　[18.1.3]
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　▪
▪防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　▪次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　）

② 素地ごしらえ

[18.2.2〜7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　▪B種
	塗料塗りの場合	※B種　▪A種
鉄鋼面		※C種　▪A種　▪B種
亜鉛めっき鋼面		▪A種　▪B種　▪C種
モルタル面及びプラスター面		※B種　▪A種
コンクリート面、ＡＬＣパネル面及び押出成形セメント板面		※B種　▪A種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：網目処理工法	※A種　▪B種
	目地：網目処理工法以外	※B種　▪A種

③ 錆止め塗料塗り

[18.3.2、3]

下地面等		工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	※A種　▪B種	
	見え隠れ部分	※B種　▪A種	
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※A種　▪B種　▪C種	▪A種　▪B種
	鋼製建具以外	※C種　▪A種　▪B種	▪C種

④ 塗装

[18.4.1〜18.14.2]

塗装		種別	塗料の種類
⊙合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A種　▪B種	※1種　▪2種
	木部屋内	※B種　▪A種	※1種　▪2種
	鉄鋼面	※B種　▪A種	※1種　▪2種
	亜鉛めっき鋼面	ー	※1種　▪2種
▪クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　▪A種	ー
▪アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り(NAD)		※B種　▪A種	ー
▪耐候性塗装塗り(DP)	鉄鋼面	ー	上塗り等級（ 3 ）級
	亜鉛めっき鋼面	ー	上塗り等級（　）級
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	▪A種　▪B種　▪C種	上塗り等級（ 3 ）級
⊙つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※B種　▪A種	ー
	屋内の鉄鋼面	※B種　▪A種	ー
▪合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　▪A種	ー
▪合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種　▪A種	ー
▪ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　▪A種	ー
▪ラッカーエナメル塗り(LE)		※B種　▪A種	ー
▪オイルステイン塗り(OS)		ー	ー
▪木材保護塗料塗り(WP)		※B種　▪A種	ー

⑱ 塗装工事(続き)

5 フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法
　（下塗材）水性　浸透性吸水防止材
　（上塗材）▪水性フッ素樹脂クリアー　▪水性フッ素樹脂カラークリアー

6 焼付塗装

素材	焼付種別	仕上げ	コート	ベーク	部位
▪アルミニウム	▪フッ素樹脂 ▪ウレタン樹脂 ▪アクリル樹脂	▪ソリッド ▪メタリック			
▪ステンレス	▪フッ素樹脂 ▪ウレタン樹脂 ▪アクリル樹脂	▪ソリッド ▪メタリック			
▪亜鉛めっき鋼板	▪フッ素樹脂 ▪ウレタン樹脂 ▪アクリル樹脂	▪ソリッド ▪メタリック			

⑲ 内装工事

① 接着剤

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※　規制対象外　▪　[19.2.2]
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする

② ビニル床シート G

[19.2.2、3]

種類	JIS記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※ 発砲層のないもの	※ FS(複層ビニル床シート)		⊙無地 ▪マーブル柄	▪帯電防止 ▪耐動荷重性	※ 2.0	
▪ 発砲層のあるもの			▪無地 ▪柄物	▪防滑性 ▪耐薬品性		

工法　※熱溶接工法　▪突付け（施工箇所　：　）
特殊機能
　帯電防止　▪帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上〜3.2未満
　　又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}〜1×10^{10}Ω程度
　▪

3 ビニル床タイル G

[19.2.2]

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考
▪ＦＴ （複層ビニル床タイル）		※無地 ▪柄物	※300×300 ▪450×450	▪帯電防止 ▪防滑性	※ 2.0 ▪ 2.5 ▪ 3.0	
※ＫＴ （コンポジションビニル床タイル） ▪ＴＴ		※無地 ▪柄物	※300×300 ▪450×450	▪帯電防止 ▪防滑性	▪ 2.0 ▪ 3.0	
※ＦＯＡ （置敷きビニル床タイル） ▪ＦＯＢ		▪無地 ▪柄物	※500×500	※帯電防止 ▪防滑性	※ 4.0 以上	

特殊機能
　帯電防止　▪帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上〜3.2未満
　　又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}〜1×10^{10}Ω程度
　▪
置敷形ビニル床タイル(FOA▪FOB)の接着剤は粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする
▪帯電防止ビニル床タイル（パネル一体タイプ）
　右に示す製造所の商品程度とする　（　）
▪耐熱性ビニル床タイル
　右に示す製造所の商品程度とする　（　）

④ ビニル幅木

[19.2.2]
材質　※軟質　▪硬質
高さ(mm)　※60　▪75　▪100
厚さ(mm)　※1.5以上　▪

5 ゴム床タイル

[19.2.2]
色柄　（　）
厚さ(mm)　▪3.0　▪4.5　▪6.0　▪9.0
寸法(mm)　（　）

6 カーペット敷き G

▪タイルカーペット　[19.3.3、4]

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ▪ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	帯電防止及び防汚加工品
▪ カットパイル	▪ 第一種 ▪ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	
▪ カット▪ループ併用	▪ 第一種 ▪ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	

色柄　※無地　▪柄物
タイルカーペットの敷き方　平　場　※市松敷き　▪模様流し　▪
　階段部分　※模様流し　▪市松敷き　▪
見切り、押え金物　▪適用する（材質、形状等　※図示　▪　）　※適用しない

7 合成樹脂塗床

[19.4.2、3]　[表 19.4.1〜7]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
▪厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ▪防滑仕上げ▪つや消し仕上げ
※厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		※薄膜流し展べ工法 ▪厚膜流し展べ工法 ▪樹脂モルタル工法	▪平滑仕上げ ▪防滑仕上げ
▪薄膜型塗床材			
▪アクリル樹脂塗床 （JIS K 5970）			工法 塗布量（kg/㎡）　▪ 表面仕上げ　▪平滑　▪防滑 溶剤　▪水性色　▪溶剤系　▪無溶剤系 仕上げ色　▪標準色　▪

塗料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　▪

8 フローリング張り

単層フローリング G　[19.5.2〜7]　[表 19.5.1〜6]

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
▪フローリングボード	▪釘留め工法（根太張り）	※なら ▪	15	振幅75 板長さ500以上	▪塗装品 ※無塗装品	
	▪釘留め工法（直張り）	※なら ▪	▪12以上 ▪	振幅75 板長さ500以上		
	▪接着工法	※なら ▪	▪12以上 ▪	振幅75 板長さ500以上		
▪フローリングブロック	▪接着工法	※なら ▪	15	303×303	▪塗装品 ※無塗装品	
	▪モルタル埋込工法	※なら ▪	※15 ▪	※303×303 ▪	▪塗装品 ※無塗装品	
▪モザイクパーケット	接着工法	▪	▪	▪	▪塗装品 ※無塗装品	

⑲ 内装工事

天然木化粧複合フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間伐材等の適用
※複合1種フローリング ▪複合2種フローリング ▪複合3種フローリング	▪釘留め工法（根太張り） ▪釘留め工法（直張り）	※なら ▪		▪A種 ▪B種 ※C種	▪適用する ▪適用しない	▪塗装品 ※無塗装品	
	▪接着工法	※なら ▪	板厚　▪8以上　▪ 振幅　▪75以上 板長さ 900以上				

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外
接着工法の場合の緩衝材　※合成樹脂発泡シート　▪
現場塗装仕上げ　▪行う（施工箇所　）　▪行わない
　※ウレタン樹脂ワニス塗り
　▪オイルステインの上、ワックス塗り
　▪生地のままワックス塗り

9 畳敷き

[19.6.2]　[表 19.6.1]
種別　▪A種　▪B種　※C種　▪D種(畳床：▪KT-Ⅰ　▪KT-Ⅱ　▪KT-Ⅲ　▪KT-K　▪KT-N)
下地の種類　▪標仕 表12.6.1による床組
　▪ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
　▪
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
防虫処理は加熱による方法及び防虫加工紙(布)による方法とし、人体に無害なものとする。
畳表は、熊本県畳表検査規定による「綿糸引通　五八　2等級」規定品同等以上とする。

⑩ せっこうボードその他のボード張り

[19.7.2、3]　[表 19.7.1]

種類	JIS記号	厚さ(mm)、規格等
▪硬質木毛セメント板 G	HW	▪15　▪20　※25　▪
▪普通木毛セメント板 G	NW	▪15　▪20　※25　▪
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	▪突付け　⊙目透し タイプ2（無石綿）　※6　▪8
▪ロックウール化粧吸音板	DR	※突付け　▪ ▪フラットタイプ（▪9(不燃)　※12　▪　） ▪凹凸タイプ（▪12(不燃)　▪15　▪19　▪　） ※300×600　▪455×910
⊙せっこうボード	GB-R	※突付け（ベベルエッジ）　▪継目処理 ※12.5(不燃)　▪15(不燃) ※910×2730　▪910×1820
▪不燃積層せっこうボード	GB-NC	※突付け ※9.5(不燃)　化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様) ※450×910　▪910×910
▪シージングせっこうボード	GB-S	▪12.5（※準不燃　▪不燃）
▪強化せっこうボード	GB-F	▪12.5（不燃）　▪15（不燃）
⊙化粧せっこうボード（木目）	GB-D (W)	※目透し ▪12.5（不燃）幅 440mm程度　※9.5 模様（▪柾目　▪板目）専用下地材有り
▪メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　（※1.2　▪　）

せっこうボード等の下地は図示による
遮音シール材　※アクリル系またはウレタン系シーリング材　▪ジョイコンパウンド(JIS A 6914)
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　▪
合板類の張付け　※B種　▪A種

11 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　▪　[19.8.2、3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	プラスチック	無機質	その他	防火種別	商品名（程度）
						▪不燃　▪準不燃	
						▪不燃　▪準不燃	
						▪不燃　▪準不燃	
						▪不燃　▪準不燃	

モルタル▪プラスター面の素地ごしらえ　※B種　▪A種
コンクリート▪ＡＬＣ面の素地ごしらえ　※B種　▪A種
せっこうボード面の素地ごしらえ　※B種　▪A種

⑫ 断熱材 G

[19.9.2、3]
ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　▪
※断熱材打込み工法

種類		厚さ(mm)	備考
▪ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材			
※押出法ポリスチレンフォーム保温材(スキン無し)	※保温板(2種b)	※25　▪	
	※保温板(3種b)	▪25　▪	
▪A種硬質ウレタンフォーム保温材			
▪フェノールフォーム保温材(3種2号を除く)			

施工箇所
　▪床板（▪屋根スラブ下　▪接地床(7-01-2)　▪図示）
　▪壁　▪外壁内側部分(7-01-2)　但し、下記を除く
　　倉庫、便所、設備室、湯沸室、車庫、書庫（　）
　　▪（　）
▪断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※A種1　▪B種1
　厚さ(mm)　※25　▪30　▪
　施工箇所　▪図示
　　※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所

13 床下地材

※乾式遮音二重床用床下地材（樹脂製支柱式）
　BL認定及び建築物の遮音性能基準と設計指針（第２版）（日本建築学会）で規定する「床衝撃音レベルに関する適用等級」２級程度を有するものとし、製造所の仕様による

施工箇所	床仕上材天端高さ	遮音性能（スラブ厚150mm） 軽量床衝撃音	重量床衝撃音
▪畳下地	▪150　▪180		
▪フローリング類下地	▪（　）	※LL-50　▪（　）	※LH-55　▪（　）

14 化粧塩ビシート

右に示す製造所の商品程度とする　（　）

株式会社 下舞設計 SHIMOMAI SEKKEI 鹿児島市金生町４番４号　ＴＥＬ２２２－４１１４	担当責任者　製図	作成年月 縮尺 ＮＳ	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 建築工事特記仕様書（５）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）
区分 Ⓐ Ｓ Ｅ Ｍ	NO. ０６	JOB NO.		

19 内装工事（続き）

15 システム天井

種別		Tバーの材質	備考
・ラインタイプ	・シングル	・アルミニウム製	
	・ダブル	・鋼製	
・口型タイプ			

右に示す製造所の商品程度とする　（　　　　　　　　　　　　）

16 浴室天井材

材質	幅	備考
※硬質塩ビ製	※ 300	断熱材を裏打ちしたもの
・アルミニウム製（準不燃品）	・ 100	付属品の材料は主製造所の仕様による
・（　　　　）	・（　）	

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア

[20.2.2]

施工箇所	寸法(mm)	高さ(mm)	所定荷重(N)	表面仕上げ	備考
	※450角以上 600角以下 ・	※100 ・120	※3000 ・5000	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット ・	
	※450角以上 600角以下 ・	※100 ・120	※3000 ・5000	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット	
	※450角以上 600角以下 ・	※100 ・120	※3000 ・5000	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット ・	

適用地震時水平力　1階及び地階　※0.6G以上
　中間階（　～　階）　※0.6G以上　・1.0G以下
　最上階（　　階）　※1.0G以上
帯電防止床タイル　・置敷タイプ　・パネル一体タイプ
　（パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）
寸法精度
　※標仕 20.2.2(b)(5)(ⅰ)～(ⅲ)による　・
　厚さ　±0.5mm
　平坦度　パネル周辺部　1.0mm以下　図心と各頂点を結ぶ線上部　2.0mm以下
表面仕上材の品質、性能は、標仕 19章による
床パネルの材質　※アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製　（仕上げ：　　　　）
スロープ及びボーダー　※製造所の仕様による　・図示
配線用取り出しパネル
　フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※50%以上　・20～30%　・
　配線取り出し開口　・パネル1枚につき、40mm×80mm 程度の開口1箇所以上　・図示
空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・なし　・あり（形状、施工箇所：図示）
（性能・試験方法）
　ローリングロード性能　・適用する　適用室　（　　　　　　　　）
　　※適用しない
　ローリングロード試験
　3,000N：積載荷重1000N時において、最大変形量1.5mm以下
　（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）
　5,000N：積載荷重1000N時において、最大変形量1.0mm以下
　（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）
・２重床用複合アウトレット用開口
　適用室　（　　　　　　　　　　）
　開口の数　フロア面積8㎡につき１ヶ所かつ予備開口を14㎡につき1ヶ所
　開口の大きさ　コンセント（電源）：2P15A接地極付×２
　　情報用モジュラージャック（電話）：8極8芯×１
　　の入ったアウトレットが納まる大きさ
　取付方法　フリーアクセスフロア製造所の仕様とする

2 可動間仕切

[20.2.3]

構造形式	構造基材の種類		総厚さ(mm)	表面仕上材			防火性能	備考
	スタッド	パネル		材質	厚さ(mm)	パネル表面仕上げ		
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出) ・パネル式 ・スタッドパネル式				・鋼板 ・	※0.5以上 ・	※メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼 ・壁紙張り	・不燃	

中心周波数500HZの音についての透過損失(dB)　・36未満　・36以上
パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　　）　・なし
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標仕19章による
ガラス留め材　※ガスケット　・シーリング

3 移動間仕切

[20.2.4]

構造形式	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ(mm)	表面仕上材		遮音性(dB/500HZ)
				材質	パネル表面仕上げ	
・平行方向　移動式 ・二方向　移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・	※60程度 ・100程度	・鋼板 ・	※焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標仕19章による
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500HZの音についての透過損失とする
ハンガーレールの取付け下地の補強
　※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
　・図示
移動間仕切の壁面当たり枠　※適用する（製造所の仕様による）　・

4 トイレブース

[20.2.5]

表面材の種類	色柄	脚部	ドアエッジ、形状	
		形状	形状	材質
※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※無地 ・柄物	※幅木タイプ	※標準 ・R	※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

吊り方式　※中心吊、戸当たり付　・（　　　　）

5 視覚障害者用床タイル

[11.2.2]　[19.2.2]

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		・塩化ビニル製	※300×300　・	・7.0　・
		・磁器質タイル　・せっ器質タイル	※300×300　・	
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	※300×300　・	
屋外		・磁器室タイル　・せっ器質タイル	※300×300　・	
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	※300×300　・	

ブロックパターンは JIS T 9251 による

・樹脂系点字鋲（タイルカーペット用）　寸法　・300角　※500角　色　※黄色　・
樹脂系点字鋲の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式
樹脂系点字鋲突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251に準拠する

20 ユニット及びその他工事（続き）

6 階段滑り止め

[20.2.6]

材種	幅(mm)	取付け工法	端部フラットエンド	
※ステンレス製(SUS304) 樹脂製ゴムタイヤ入り	※約35	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製
			・なし	ー

7 床目地棒

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる　[20.2.6]
　※ステンレス製冂型(幅40程度 ㋐1.5)　(4-31-1)
　・ステンレス製 6×12　・黄銅製 6×12　(4-31-2)

8 手すり

・集成材手すり

形式	径	材種	仕上
・１段	・35φ　※45φ　・	※タモ	※CL
※２段	・35φ　・		

・既製手すり（樹脂製）

形式	径	ブラケット	備考
・O型(１段)	※40φ　・	アルミ合金製 （心材共）	指づめ防止材共
※O型(２段)	※34φ　・		

点字表示板（　　　）箇所
　JIS T 0921に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による
　※ポリカーボネード製　大きさ　120×150程度　厚さ　0.1程度
　・塩ビ製　大きさ　120×125程度　厚さ　0.1程度

9 黒板及びホワイトボードⒼ

[20.2.8]

種類		寸法(mm)	色彩	形式	
・黒板	※焼付け		※緑　・黒	・平面　・曲面	・スクリーン付引分
・ホワイトボード	ほうろう		白	※平面　・曲面	・スクリーン付引分

10 鏡

取付箇所　（　　　　　　　）　[20.2.9]
寸法（mm）　・図示　・
厚さ（mm）　※５　・

11 煙突ライニング

・煙突用成形ライニング材　適用安全使用温度　・400℃　・650℃　・
・キャスタブル耐火材　煙突用成形ランニング材の製造所の指定する製品とする

12 ブラインド

[20.2.12]

形式	操作方法	種類	スラットの材種	スラット幅(mm)	ボックス・レールの材種	寸法・取付箇所
・横型	・手動	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※25	※鋼製	・図示
	・電動	ー				
・縦型	・手動	※２本操作コード式 ・１本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100	アルミニウム合金製	・図示
	・電動	ー				

アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場Ⓖ

13 ロールスクリーン

[20.2.13]

構造形式	操作方法	遮光性	寸法(mm)	取付箇所	備考
※ポリエステル	・電動式 ・スプリング式 ※チェーン式	・１級 ・２級 ・３級	・図示	・図示	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による

14 カーテン

[20.2.14]

形式	開閉操作		ひだの種類	商品名(程度)	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示	

使用される繊維のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する製品についてはⒼ とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

15 カーテンレール

材種　※アルミニウム製　・ステンレス製　[20.2.14]
形式　・シングル　・ダブル
　・片引き　・引分け
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝型×深さ(mm)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80 ◯　・図示
材質　・集成材（仕上げ：　　　　）
　※アルミニウム製　押出し型材（市販品）
　　表面処理　・C-1　・C-2　・
　　皮膜等の種類　※標仕 表14.2.1による　・
　・鋼製（仕上げ：　　　　）
　⊙図示

17 コーナービート（壁ボード出隅保護金物）

材質　※アルミニウム押出形材差込型　・（　　　　）
　※シルバー　・焼付　・（　　　　）
施工箇所　※図示

18 天井見切縁

材質　※アルミニウム押出形材　◯・塩化ビニル製
施工箇所　※仕上表による　・（　　　　）

19 ピクチャーレール

材質　※アルミニウム押出形材
　※フック　耐荷重30kg程度　2個／m

20 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

20 ユニット及びその他工事（続き）

21 床点検口

形式	材種	寸法	形式	備考
天井	※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	一般形 ・額縁タイプ ・目地タイプ	適用箇所は天井伏図による
床	(底板)※鋼製 ・ (枠)※アルミニウム製 ・ (目地)※ステンレス製 ・	・450×450 ※600×600		適用箇所は平面図による

22 造作家具

合板類、ＭＤＦ、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量
　※規制対象外品　・第三種品

23 消火器ボックス

※市販品（埋込みタイプ）　・（　　　　）

材質	仕上	寸法	扉	表示
※鋼製	※焼付塗装	※W300×H900程度	※有り	※絵・文字表示

24 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ※ステンレス鋼（SUS304）製（ノンスリップ型）	※ステンレス鋼（SUS304） ・硬質アルミニウム合金	

25 ステンレス流し台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　　　）
上板及びシンク底部はステンレス製、単槽シンク、トラップ付

寸法	開戸	引き出し	備考
⊙W1200×D550～600×H800	※3枚　・(　)	※1段　・(　)	サイドパネル付
・W1500×D550～600×H800	※4枚　・(　)	※1段　・(　)	
・W1800×D550～600×H800	※4枚　・(　)	※1段　・(　)	

26 コンロ台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　　　）
テーブルトップはステンレス製、バックガード（※有り　・無し）

寸法	開戸
・W700×D550～600×H620	※2枚　・(　)
⊙W600×D550～600×H620	※1枚または2枚　・(　)

27 吊戸棚

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　　　）

寸法	開戸	棚板
・W900×D350～450×H500	※2枚　・(　)	※1段　・(　)
⊙W600×D350～450×H500	※2枚　・(　)	※1段　・(　)

28 水切棚

※既製品　ステンレス製一般型　・（　　　　）

29 フード

※市販品（レンジフード）　（参考商品名：　　　　）　・（　　　　）

30 旗竿

材種	形式	高さ(mm)	操作方法	固定方法	備考
※アルミニウム合金製	・テーパー式 ・同一断面式		・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式	

31 旗竿受金物

材種　※ステンレス製（SUS304）

32 車止め支柱

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製		

33 フェンス

右に示す製造所の商品程度とする　（ 朝日スチール工業　ＵＮフェンス　　）

34 屋内掲示板

種類	取付方法	寸法	枠の材種	備考
・ピンレス ・ピン、マグネット併用	・メーカー仕様	・900×1200 ・900×1800	・アルミ製	

35 敷地境界標

・コンクリートブロック製の市販品程度
・金属製（真ちゅう製50角　アンカー共）
・図示

36 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直方向 ・水平方向	※完全（全貫通型）	・耐火性 ・非耐火性	・有り ・無し	

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・シーリング材（見え掛かりのみ）	・シーリング材（見え掛かりのみ） ・シーリング材（内外とも）
目地寸法(幅m×深さm)	・20×10　・	・20×10　・

目地材の材質は標仕 表9.7.2による

37 エキスパンション・ジョイント金物

材種	クリアランス	耐火性能	備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製	・50　・100 ・150	・有り（　　） ・無し	

外部は防水型とする

38 プレキャストコンクリート

コンクリートの設計基準強度　[20.3.3～4]
　※水セメント比55%以下、単位セメント量の最少値300kg/m^3 を満足する調合強度　・図示
配筋　※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する　・図示
取付け方法　※図示

39 間知石及びコンクリート間知ブロック積み

[20.4.2～3]

材種		種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰石	ー	ー	
・コンクリート間知ブロック	ー		・A　・B	

積み方　※谷積み　・布積み
目塗り　・図示　・伸縮目地
材種　・図示　・
厚さ　・図示　・

21 排水工事

① 排水管

排水管用材料　[21.2.1]　[表21.2.1]　[21.3.3]

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	※ 外圧管（１種）	・B形管 ・	※図示 ・	
⊙硬質ポリ塩化ビニル管	※ VP		※図示　・	
	・ VU		※図示　・	
	・ RS-VU Ⓖ		※図示　・	

基床の厚さ及び種類　・図示　・
砂地業に用いる材料　※標仕 21.2.3(a)(1)　・図示
砂利地業に用いる材料　※標仕 21.2.3(a)(2)　・図示
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤　・

2 側塊、排水枡等

側塊、排水枡等　[21.2.2]
形状及び寸法　⊙図示　・
砂地業に用いる材料　※標仕 21.2.3(a)(1)　・図示
砂利地業に用いる材料　※標仕 21.2.3(a)(2)　・図示

3 鋳鉄製ふた

形状及び寸法等　※図示　[21.2.2]

4 グレーチング

形状及び寸法等　※図示　[21.2.2]

5 街きょ、縁石、側溝

形状及び寸法等　※図示　[21.4.1]　[表21.4.1]
地業の材料　※標仕 4.6.2(a)による　・図示
砂利地業の厚さ　※100（mm）　・図示

⑥ 埋戻し土

表3.2.1「埋戻し及び盛土の種別」による　※B種　・　[21.2.3]

22 舗装工事

1 路床

路床土　・A種　※B種　・C種　・D種　[22.2.2、3、5]　[表22.2.2]
路床の構成及び仕上り　※図示
試験
　砂の粒度試験　・行う　・行わない
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
　路床締固め度の試験　・行う　・行わない

2 路盤

路盤の厚さ　⊙図示　・　[22.2.2、3、5]　[表3.2.1]
路盤材料　・砕石 C-40　※再生クラッシャラン Ⓖ RC-40
　・クラッシャラン鉄鋼スラグ Ⓖ CS-40　・図示　・
路床締固め度の試験　・行う　・行わない

3 アスファルト舗装

アスファルト舗装構成及び厚さ　※図示　・　[22.4.2～6]　[表22.4.1]
材料　アスファルト　※再生アスファルト Ⓖ　・ストレートアスファルト
　骨材　・道路用砕石　※アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ

加熱アスファルト混合物等の種類

区分	地域	種類
表層	・一般地域	※密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13）
基層	一般地域	粗粒度アスファルト混合物（20）

シールコートの施工　・行う　・行わない
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

4 コンクリート舗装

コンクリート舗装の厚さ　[22.5.2～4、6]　[表22.5.4]

舗装の種類	部位	厚さ（mm）
コンクリート舗装	車道部	・図示　・150　・
	歩道部	・図示　・70　・
転圧コンクリート	車道部	・図示　・150　・

縁部立下り寸法等　・図示
材料　コンクリート　・標仕 表22.5.2による　・
　早強セメント　・使用する　・使用しない
　注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
転圧コンクリートの工法　※図示　・
目地　種類、間隔、構造　※標仕 表22.5.4及び図22.5.1による　・図示
溶接金網　※使用する
コンクリート版厚さの試験　・行う　・行わない

5 カラー舗装

[22.6.2～4]　[表22.6.1]

種類		部位	車道部の基層	厚さ（mm）
※加熱系	※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道部 ・歩道部	・無し ・有り	
・常温系	・樹脂系混合物 ・ニート工法 ・塗布工法			

舗装厚さの許容差　※標仕 22.4.2(c)による　・
材料　添加する材料　・着色骨材（　　　）　・自然石（　　　）
配合　結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量　・
　樹脂系混合物、ニート工法及び塗布工法の配合等　・

6 透水性アスファルト舗装 Ⓖ

適用範囲：歩道　[22.7.2、3、6]

材料	厚さ（mm）
ストレートアスファルト	※30　・図示　・

透水性アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない
舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの　・

7 排水性アスファルト舗装 Ⓖ

[22.8.2、3、6]

区分	種類	材料	厚さ（mm）
表層	・排水性舗装用アスファルト混合物 ・	※ポリマー改質アスファルトⅡ型 ・	※ 40 ・ 図示
基層	・加熱アスファルト混合物等（密粒アスファルト混合物） ・	・再生アスファルト Ⓖ ・ストレートアスファルト	・ 図示 ・

舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの　・
アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない

株式会社 下舞設計 SHIMOMAI SEKKEI 鹿児島市金生町４番４号　TEL222−4114	作成年月	工事名称	ストックヤード建設工事
担当責任者　製図	縮尺 NS	図面名称	建築工事特記仕様書（６）

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第２６２８１８号）
区分 Ⓐ S E M
NO. 07
JOB NO.

22 舗装工事（続き）

8 ブロック系舗装

・コンクリート平板舗装 [22.9.2、3]

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	目地材	備考
※普通平板（N） ・透水平板（P） ・	※300角 ・	※60 ・	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

歩道部に使用するコンクリート平板は G（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。透水平板は G（透水性コンクリート）とする。
ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。
仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内
・

・インターロッキングブロック舗装 [22.9.2、3]

種類	厚さ（mm）	曲げ強度（N/mm²）	備考
※普通ブロック（N） ・透水性ブロック（P） ・	車道部 ※80 ・ ほ道部 ※60 ・	※5.0 ・ ※3.0 ・	色彩、表面加工 ※標準品 ・ 張り方 ※ヘリンボンボンド ・ストレッチャーボンド ・図示

歩道部に使用するブロックは G（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。透水性ブロックは G（透水性コンクリート）とする。
ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。
仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内
・

・舗石舗装 [22.9.2、3]

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	施工方法	基層
※ 小舗石（花こう岩） ・	・ ・	※ 80～100 ・	※ うろこ張り ・	※ コンクリート舗装 ・ アスファルト舗装

仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内
・

9 砂利敷き

種別 [22.10.1]
・Ａ種（施工範囲： ・図示 ・通路 ・ ）
・Ｂ種（施工範囲： ・図示 ・建物周囲 ・ ）

10 路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅（mm）	塗布厚さ（mm）
・１種 G	常温	液状	※ 白 ・	※ 150 ・ 100	・ 1.0 ・
・２種 G	加熱				
※３種１号	溶融	紛体状			

G 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

11 車止め

車止め用既製コンクリート W200×L600×H120 小型反射板付き
全面接着アンカー併用固定（彫込み30mm埋込65mm以上）

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽地の確認等

土壌の水素イオン濃度（pH）試験 ・行う ・行わない [23.1.3]
水溶性塩類（EC）試験 ・行う ・行わない

2 植栽基盤の整備

植栽	工法	有効土層の厚さ（cm）	整備範囲	土壌改良材
・樹木	※Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・	樹高12m以上 （※100 ・120 ・150） 樹高7m以上～12m未満 （※80 ・100） 樹高3m以上～7m未満 （※60 ・80） 樹高3m未満 （※50 ・60）	・葉張り部分 ・植栽部分 ※図示 ・	・適用する ・適用しない
※芝、地被類	※Ｂ種 ・	※20 ・	・植栽部分 ※図示 ・	・適用する ・適用しない

但し、現状地盤より高さが上がる場合はＤ種とする。

植栽基盤の排水設備 ・設ける（※図示 ・ ） ・設けない

3 植込み用土

※ 現場発生土の良質土 ・ 客土 [23.2.3]

4 土壌改良材

・適用する （施工範囲 ※図示） [23.2.3]

・バーグ堆肥 G
使用量 ：植栽基盤面積１㎡あたり （ ・50L ・ ）
有機物の含有率（乾物） ：70%以上
炭素窒素比（Ｃ／Ｎ比） ：35以下
陽イオン交換容量（乾物） ：70meq/100g以上
ｐＨ ：5.5～7.5
水分 ：55～65%
幼植物試験の結果 ：生育阻害その他の異常が認められない
窒素全量（現物） ：0.5%以上
りん酸全量（現物） ：0.2%以上
加里全量（現物） ：0.1%以上

施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） G
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、食害試験の調査の結果、害が認められないものとする。
使用量 ：植栽基盤面積１㎡あたり （ ・10L ・ ）
有機物の含有率（乾物） ：35%以上
炭素窒素比（Ｃ／Ｎ比） ：20以下
ｐＨ ：8.5以下
水分 ：50%以下
窒素全量（現物） ：0.8%以上
りん酸全量（現物） ：1.0%以上
アルカリ分（現物） ：15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない）

施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

23 植栽及び屋上緑化工事（続き）

5 樹木

樹種、寸法、株立数等 ※図示 ・ [23.3.2]

6 支柱

支柱材 ※丸太 ・真竹 [23.3.2、3]
防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 ・
形式 ・図示 ・

7 幹巻き用材料

材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも [23.3.2]

8 芝

種類 ※ コウライシバ ・ノシバ ・ [23.4.2]
・芝張りの工法
平地 ※目地張り ・べた張り
法面 ・目地張り ※べた張り

9 吹付けは種

[23.4.2]

種子の種類	発芽率	種子の量（g/㎡）	備考
※洋芝類（採取後2年以内）	※発芽率80%以上		
・			

10 地被類

[23.4.2]

樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数
・			
・			

11 屋上緑化 G

植栽基盤及び材料 [23.5.2、3]
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ ・図示 ・
排水層 ・軽量骨材（層の厚さ ： ） ・板状成形品
植込み用土 ※改良土 ・人工軽量土
樹木の樹種並びに種類、寸法、株立数、寸法等 ※図示 ・
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※図示 ・
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 ・
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※図示 ・
支柱 ・設置する（形式 ・図示 ・ ）
かん水装置 ※ 設置する（種類 ・ ）

12 樹木札

支柱材 ※加圧式防腐処理丸太材 ・真竹 [23.3.2]
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも [23.3.2]
樹木札 ※下記図による ・監督職員の承諾による （文字は黒ペンキ書きとする）

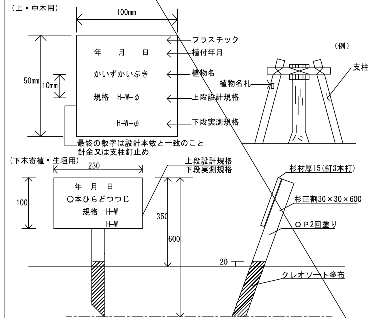

13 樹木の枯補償

※引渡しの日から１年 ・（ ） [23.3.4] [23.3.6]

その他特記事項

その他特記事項

その他特記事項

01 設計概要

1）敷地・建物概要

工事名称	ストックヤード建設工事
建物場所	阿久根市多田3771-1の一部、3798-8の一部
地域指定	都市計画区域内
防火指定	指定無し
その他の指定	指定無し
敷地面積	17,200.00 ㎡
容積率・建ぺい率	400%　70%
前面道路巾員	4.85m～6m　市道丸内餅井線
建築用途	保管倉庫
工事の種別	新築工事
最高高さ	5.87　m
最高軒高	4.7　m
建築面積	283.0 ㎡
延べ面積	280.0 ㎡

02 特記事項

1　電気設備は建築基準法第32条を遵守する。
2　給水、排水その他の配管設備は、建築基準法第36条令129条の2の4に基づき施工すること。
3　建築材料の品質は建築基準法第37条を遵守する。
4　外部に使用する釘、ビス、アンカー、ボルト等で特記以外は全てＳＵＳ３０４とする
5　コンクリート打ち放しは特記なき限り、外部20mm、内部10mmフカシとする。
6　土間コン配筋：Ｄ10@200(ｻﾞﾗｺ共)
7　異種材取合い及び漏水の恐れある部分は全てシールをすること。
8　（ポリサルファイド系は露出、変性シリコン、ウレタンは塗装かぶせを基本とする。）

03 外部仕上表

部位	仕上	部位	その他
屋根	ｔ＝0.4　アルミ・亜鉛合金めっき鋼板　立馳葺き		合併処理浄化槽（5人槽）
	アスファルトルーフィング22kg		
	木毛セメント板t=25下地		
唐草	屋根同材		
水切り	屋根同材		
腰壁	化粧型枠コンクリート打ち放し補修		
外壁	窯業系サイディング　t=16（不燃）　通気金具留め工法　横貼		
	防透湿防水シート貼		
土台水切	ｔ＝0.35　アルミ・亜鉛合金めっき鋼板		
外構	──		

04 内部仕上表

部屋名	床	巾木	下地	壁（腰壁）	天井	廻縁	高さ	備考
保管室(1)	コンクリート金こて仕上			腰壁：コンクリート打ち放し補修 鉄骨現わし	鉄骨現わし 合板現わし		──	天井ホイストレール（チェーンブロック用）0.5ｔ（建築） 誘導標識　消火器
保管室(2)	コンクリート金こて仕上	ｿﾌﾄ巾木 H=60	LGS下地	腰壁(外壁側)：コンクリート打ち放し補修 石膏ボードt12張りの上　ＥＰ-Ｇ塗	化粧石膏ボードt9.5張り		2,700	誘導標識　消火器
管理者室	コンクリート金こて仕上	ｿﾌﾄ巾木 H=60	LGS下地	腰壁(外壁側)：コンクリート打ち放し補修 石膏ボードt12張りの上　ＥＰ-Ｇ塗	化粧石膏ボードt9.5張り		2,700	
洗面	長尺塩ビシート貼　t=2.5	ｿﾌﾄ巾木 H=60	LGS下地	耐水石膏ボードt12.5張りの上ＥＰ-Ｇ塗	化粧石膏ボードt9.5張り	塩ビ	2,500	面台：ポストフォーム、ピクトサイン 手洗い器、鏡
男女兼用トイレ	長尺塩ビシート貼　t=2.5	ｿﾌﾄ巾木 H=60	LGS下地	耐水石膏ボードt12.5張りの上ＥＰ-Ｇ塗 腰壁：耐水石膏ボードt12.5張の上化粧ケイカル板t6貼	化粧石膏ボードt9.5張り	塩ビ	2,500	面台：ポストフォーム、洋便器 換気扇、紙巻き器
多目的トイレ	長尺塩ビシート貼　t=2.5	ｿﾌﾄ巾木 H=60	LGS下地	耐水石膏ボードt12.5張りの上ＥＰ-Ｇ塗 腰壁：耐水石膏ボードt12.5張の上化粧ケイカル板t6貼	化粧石膏ボードt9.5張り	塩ビ	2,500	面台：ポストフォーム、洋便器、小便器 換気扇、小便器手摺、腰掛ハネ上げ手摺、紙巻き器

05 求積図　1/300

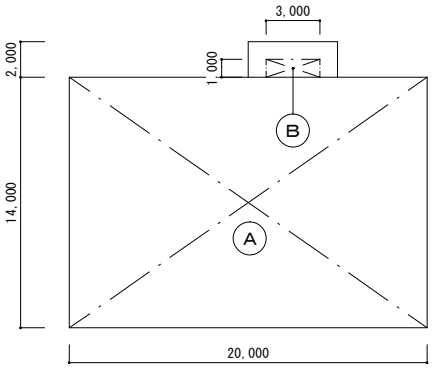

建築面積

Ⓐ	20.0×14.0	280.0
Ⓑ	3.0×1.0	3.0
計		283.0 ㎡

床面積

Ⓐ　20.0×14.0=280.0㎡

06 天井伏図　1/200

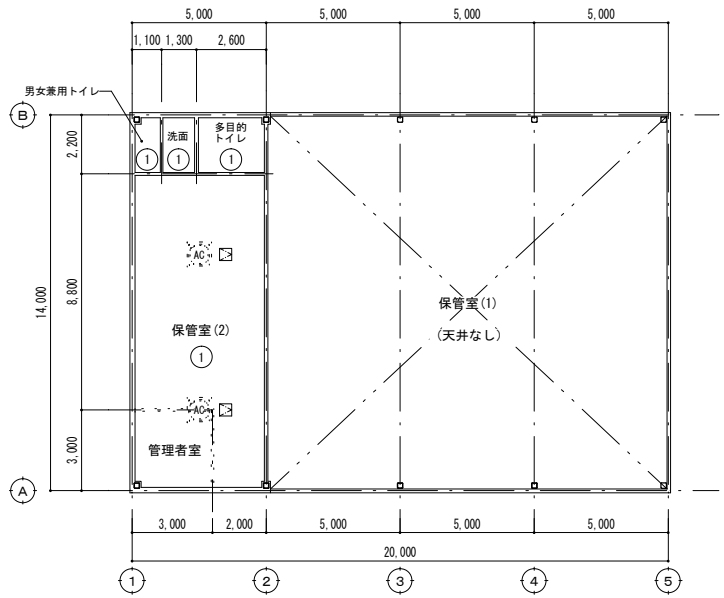

	天井仕上凡例
①	化粧石膏ボード　t=9.5張り(LGS天井下地)
	天井裏：グラスウール　t=50mm（保管室(2)）

天井点検口　450口
天井開口補強　900角×2ヶ所
天井開口補強　450角×2ヶ所

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	ストックヤード建設工事
担当責任者　製図	縮尺 NON 1/200,300	図面名称	設計概要・仕上表・求積図・天井伏図

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第２６２８１８号）

区分 Ⓐ B E M
NO. 09
JOB NO.

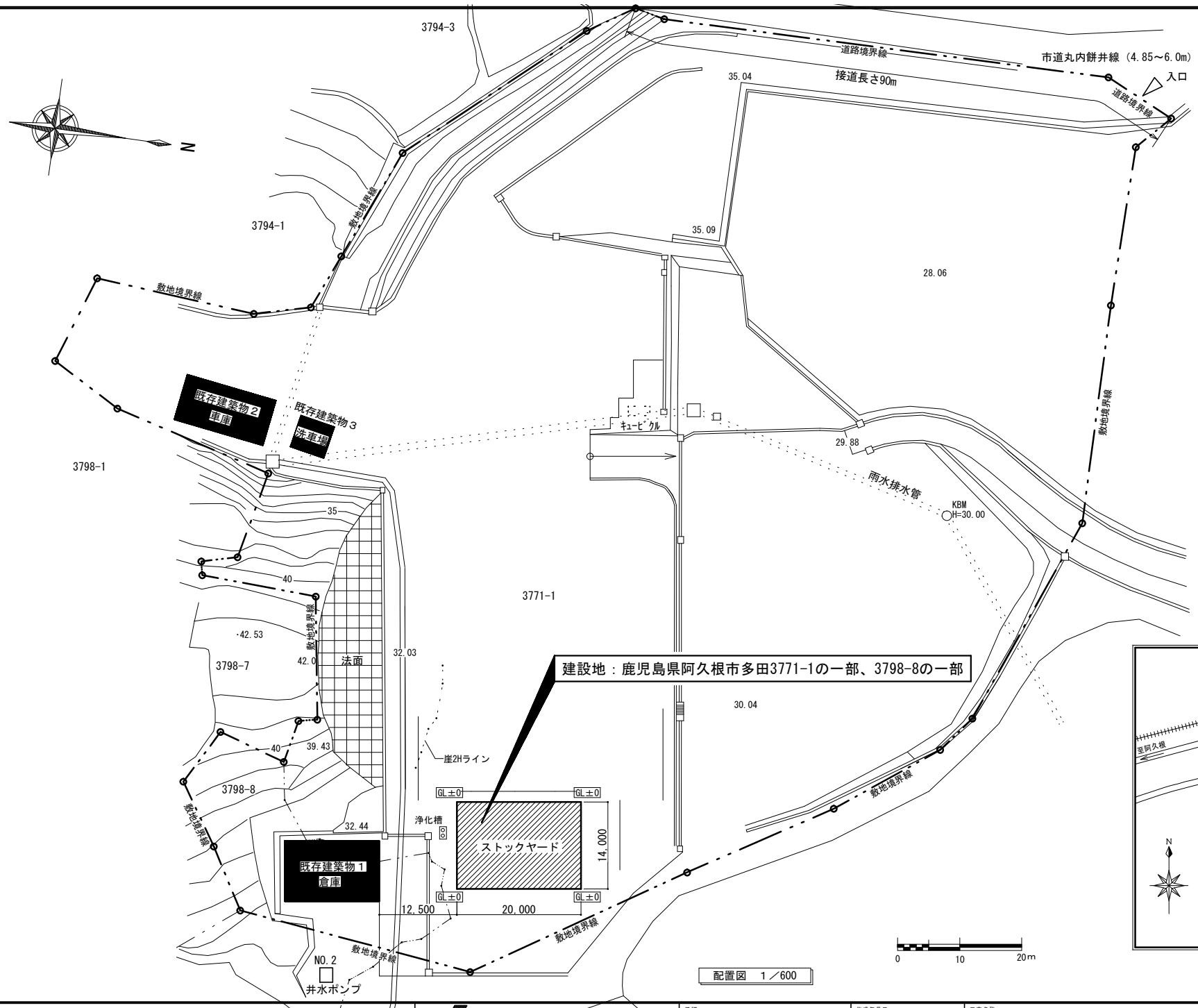

配置図　1／600

付近見取図

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認	作成年月日	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M
		担当責任者　製図	縮尺 A3：1/600	図面名称 配置図・付近見取図		NO. 10
						JOB NO.

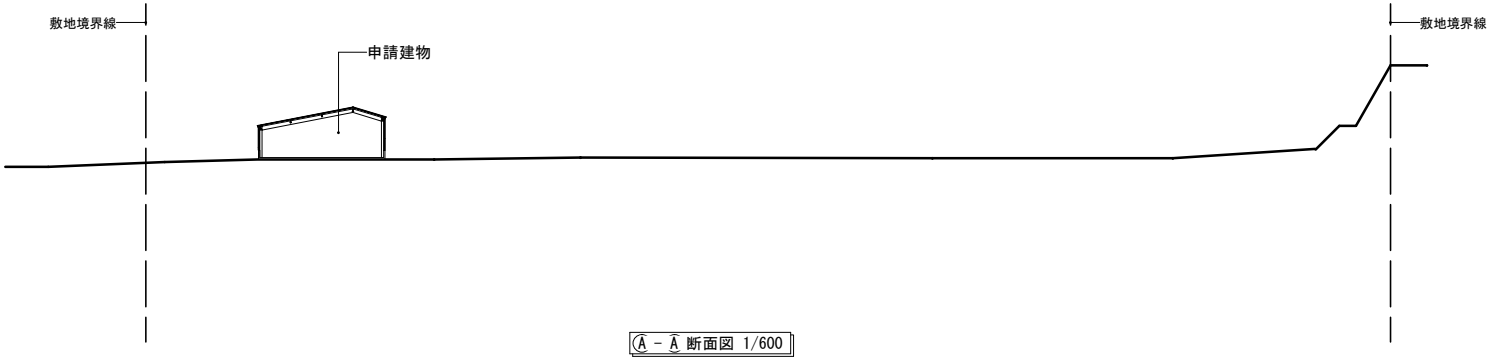

Ⓐ－Ⓐ 断面図 1/600

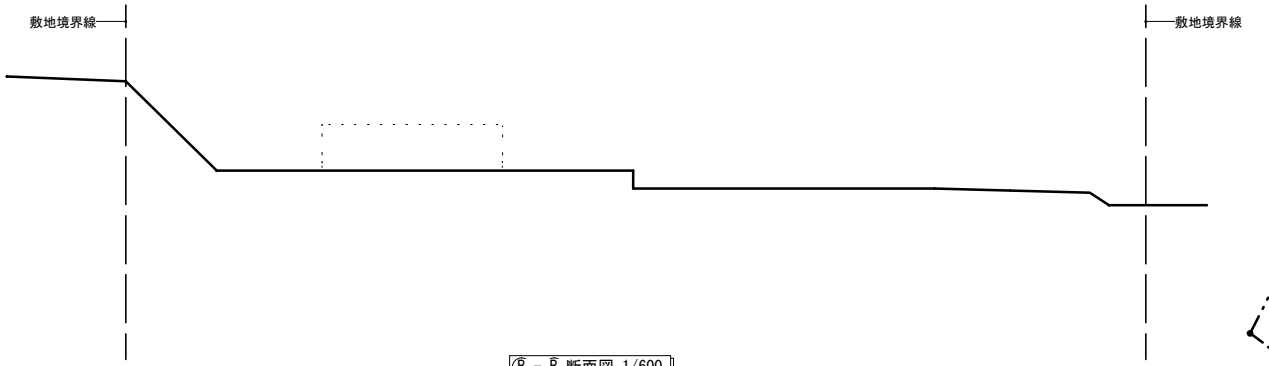

Ⓑ－Ⓑ 断面図 1/600

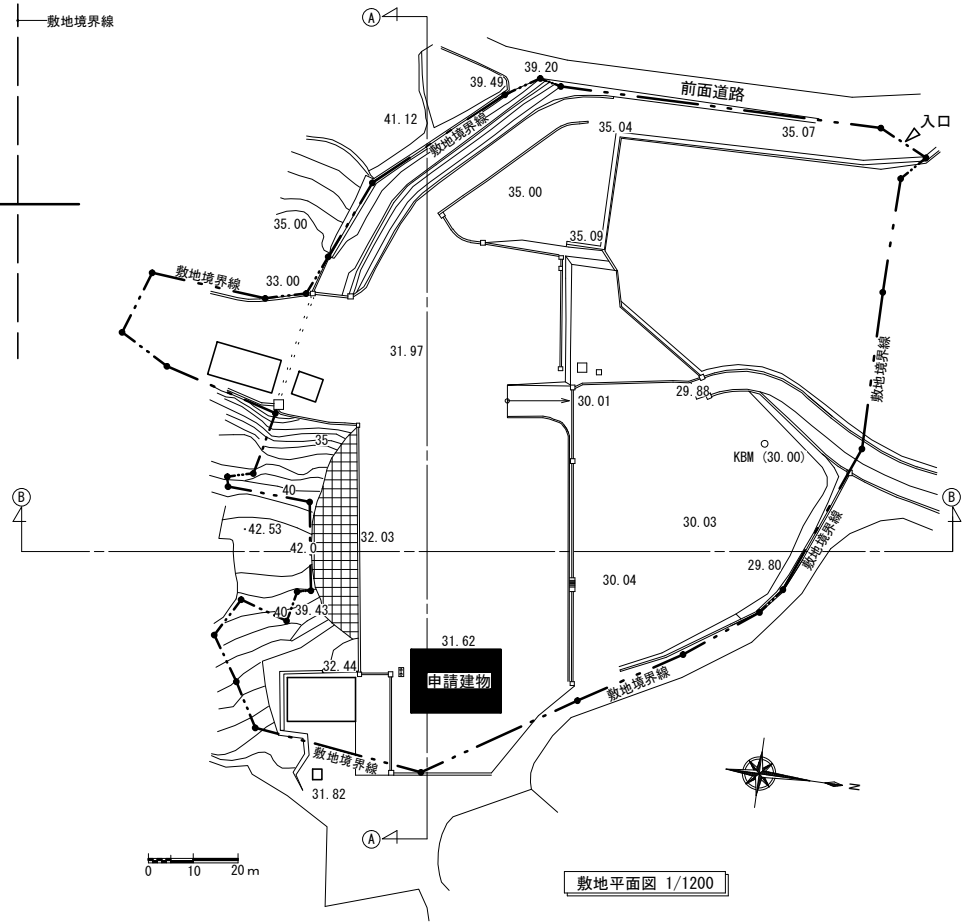

敷地平面図 1/1200

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 縮尺 A3：1/600,1200	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 敷地断面図	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M NO. 10-1 JOB NO.

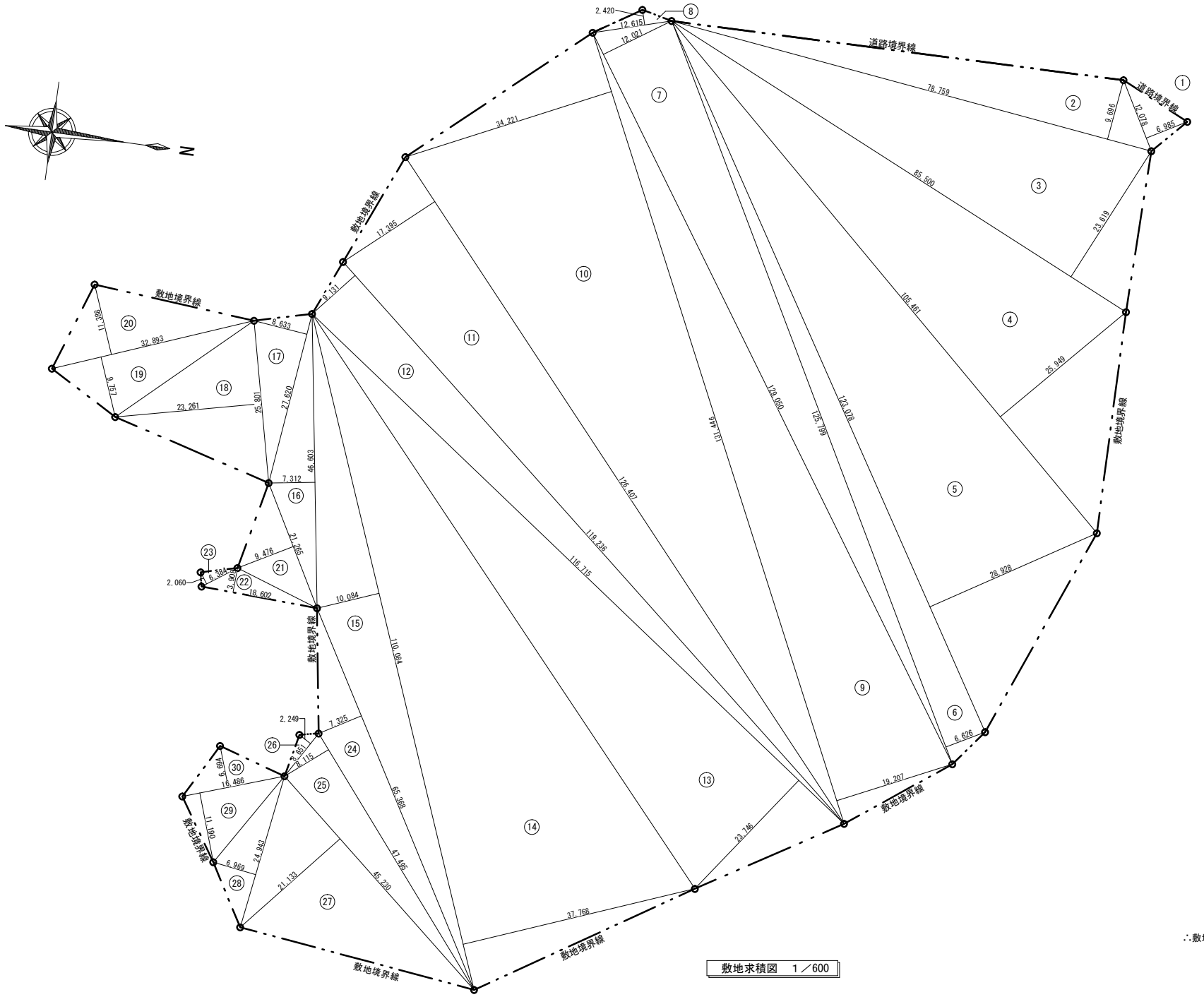

①	12.078×6.985	84.364
②	78.759×9.696	763.647
③	85.500×23.619	2,019.424
④	105.461×25.949	2,736.607
⑤	123.078×28.928	3,560.400
⑥	125.799×6.626	833.544
⑦	129.050×12.021	1,551.310
⑧	12.615×2.420	30.528
⑨	131.446×19.207	2,524.683
⑩	131.446×34.221	4,498.213
⑪	126.407×17.395	2,198.849
⑫	119.236×9.131	1,088.743
⑬	116.715×23.746	2,771.514
⑭	110.084×37.768	4,157.652
⑮	110.084×10.084	1,110.087
⑯	46.603×7.312	340.761
⑰	27.620×8.633	238.443
⑱	25.801×23.261	600.157
⑲	32.893×9.757	320.937
⑳	32.893×11.388	374.585
㉑	21.265×9.476	201.507
㉒	18.602×3.908	72.696
㉓	6.384×2.060	13.151
㉔	65.368×7.325	478.820
㉕	47.495×8.115	385.421
㉖	8.651×2.249	19.456
㉗	45.230×21.133	955.845
㉘	24.943×6.969	173.827
㉙	16.486×11.190	184.478
㉚	16.486×6.694	110.357
合計		34,400.006

∴敷地面積　34,400.006×1/2＝17,200.003　㎡

敷地求積図　1／600

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認	作成年月日	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M
	担当責任者　製図	縮尺 A3：1/600	図面名称 敷地求積図		NO. 11
					JOB NO.

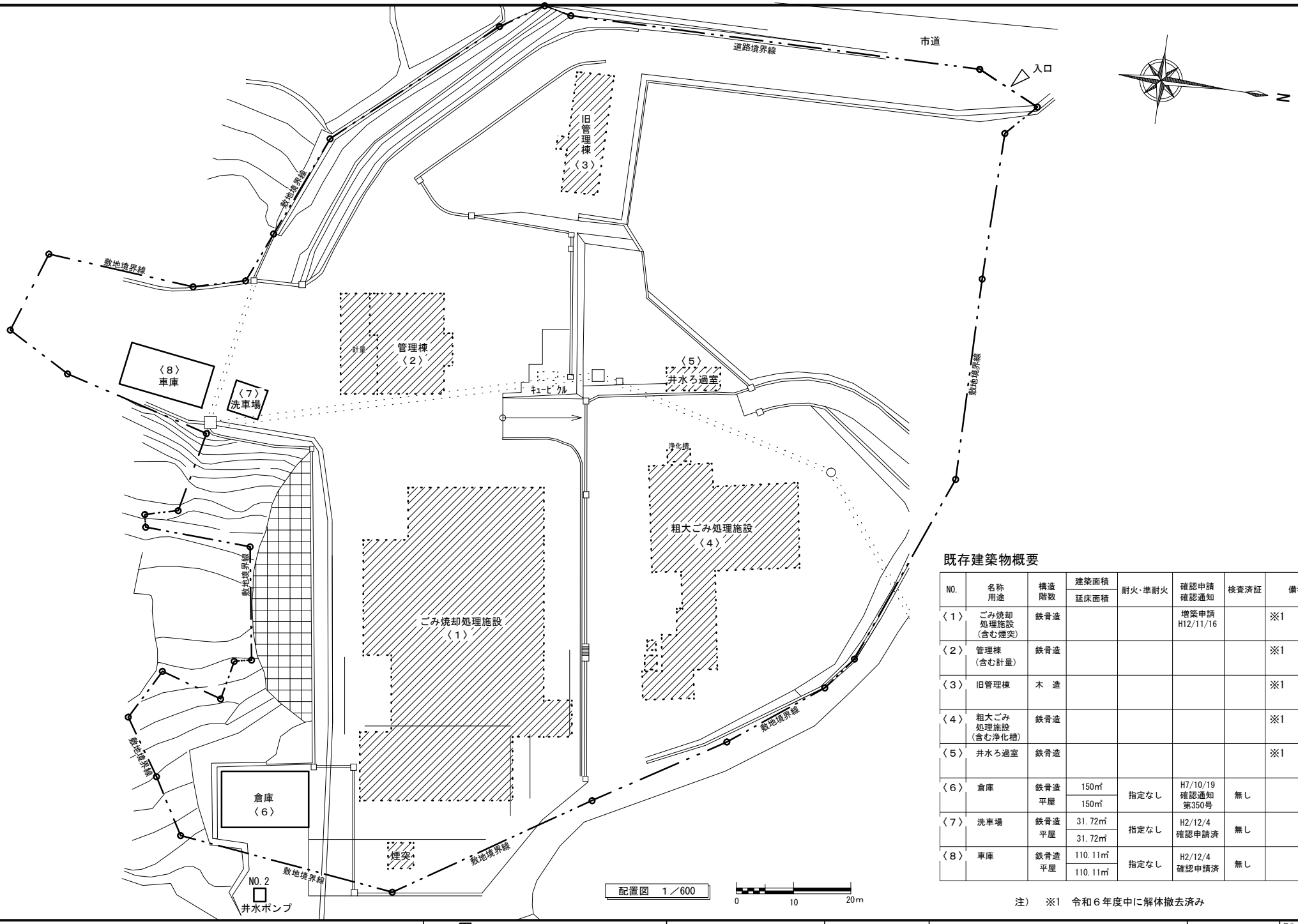

既存建築物概要

NO.	名称 用途	構造 階数	建築面積 延床面積	耐火・準耐火	確認申請 確認通知	検査済証	備考
〈1〉	ごみ焼却 処理施設 （含む煙突）	鉄骨造			増築申請 H12/11/16		※1
〈2〉	管理棟 （含む計量）	鉄骨造					※1
〈3〉	旧管理棟	木　造					※1
〈4〉	粗大ごみ 処理施設 （含む浄化槽）	鉄骨造					※1
〈5〉	井水ろ過室	鉄骨造					※1
〈6〉	倉庫	鉄骨造 平屋	150㎡ 150㎡	指定なし	H7/10/19 確認通知 第350号	無し	
〈7〉	洗車場	鉄骨造 平屋	31.72㎡ 31.72㎡	指定なし	H2/12/4 確認申請済	無し	
〈8〉	車庫	鉄骨造 平屋	110.11㎡ 110.11㎡	指定なし	H2/12/4 確認申請済	無し	

注）　※1　令和６年度中に解体撤去済み

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称　ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）
担当責任者　製図	縮尺　1/600	図面名称　既存建築物概要	区分　Ⓐ B E M NO.　12 JOB NO.

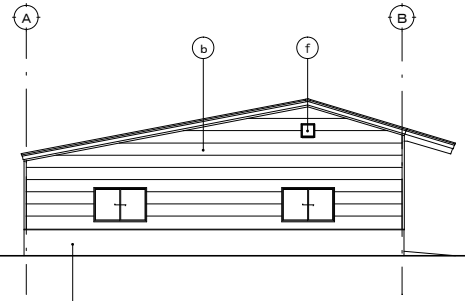

北側立面図　S=1/200

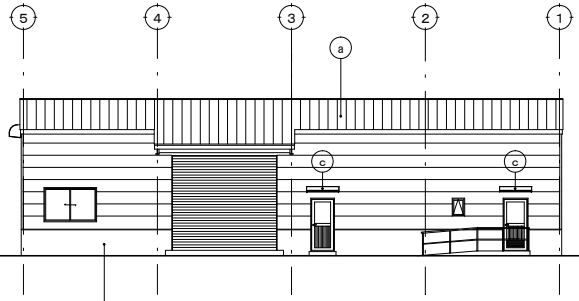

西側立面図　S=1/200

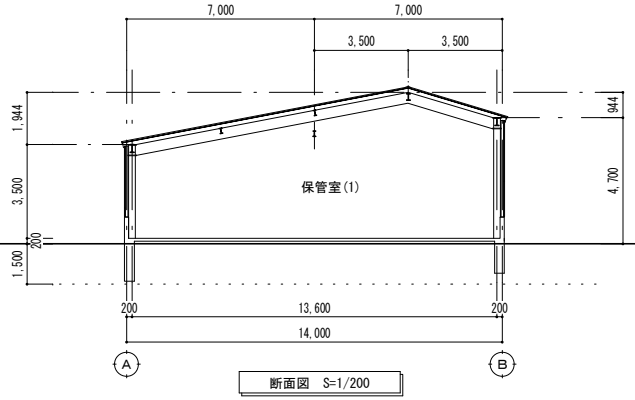

断面図　S=1/200

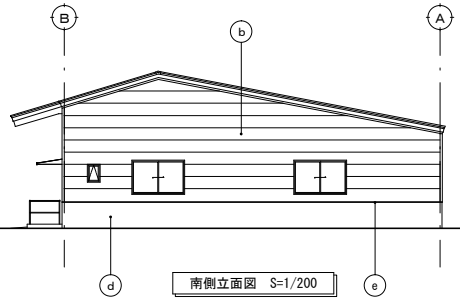

南側立面図　S=1/200

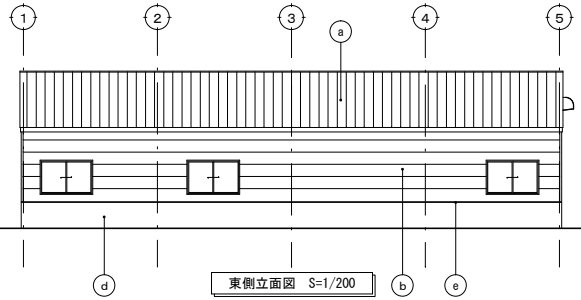

東側立面図　S=1/200

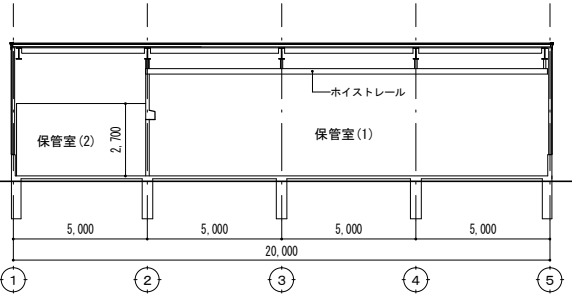

断面図　S=1/200

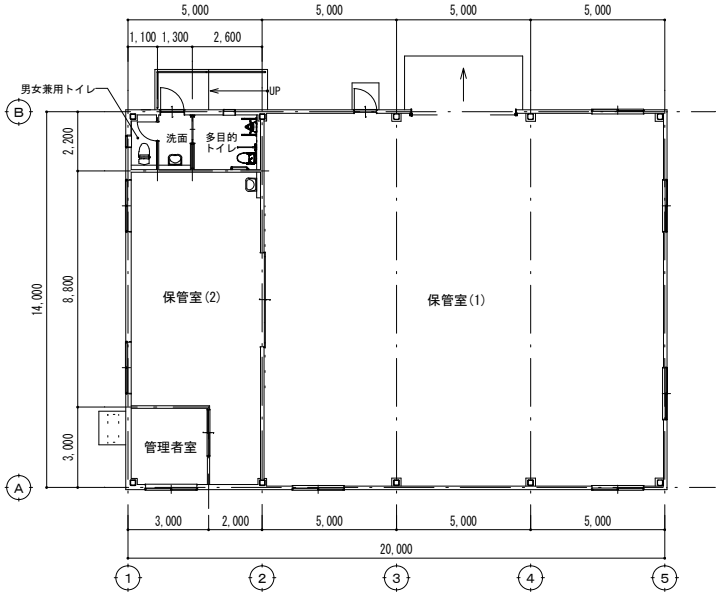

1階平面図　S=1/200

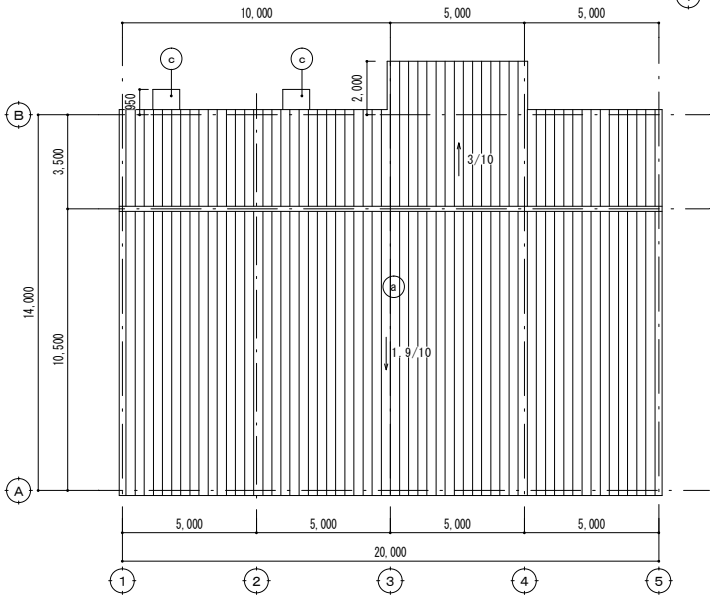

屋根伏図　S=1/200

	外部仕上凡例
a	屋根：t=0.47ｱﾙﾐ・亜鉛合金めっき鋼板　立馳葺き
b	外壁：窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ　t=16　通気金具留め工法
c	庇：ｱﾙﾐ既製品（出幅950mm）
d	外部巾木：ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し補修
e	水切：ｱﾙﾐ・亜鉛合金めっき鋼板t=0.35
f	換気フード（設備工事）400φ

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	ストックヤード建設工事
担当責任者　製図	縮尺 A3：1/200	図面名称	平面図・立面図・断面図・屋根伏図

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第２６２８１８号）

区分　Ⓐ B E M
NO. 13
JOB NO.

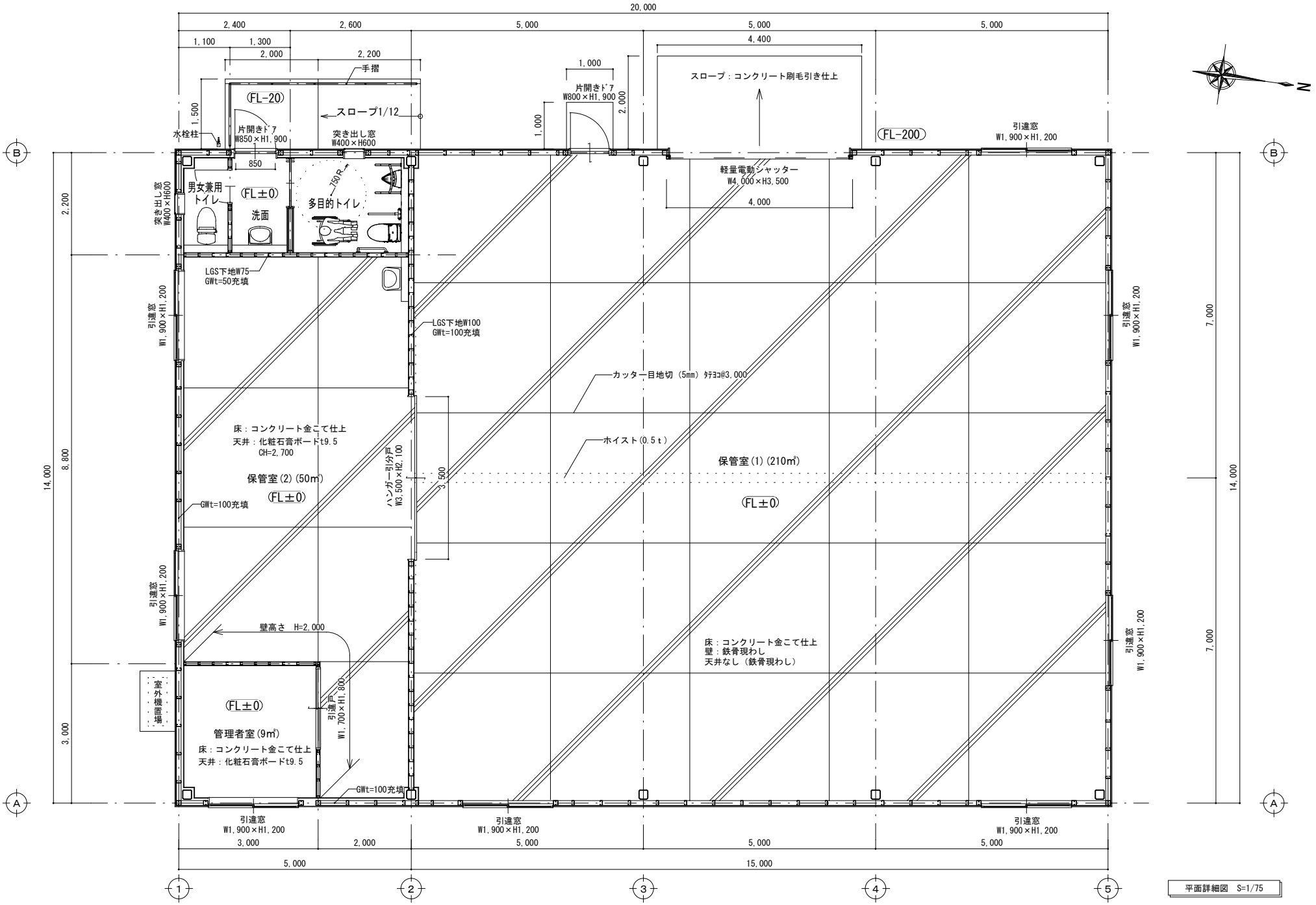

平面詳細図 S=1/75

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 縮尺 A3：1/75	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 平面詳細図	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M NO. 14 JOB NO.

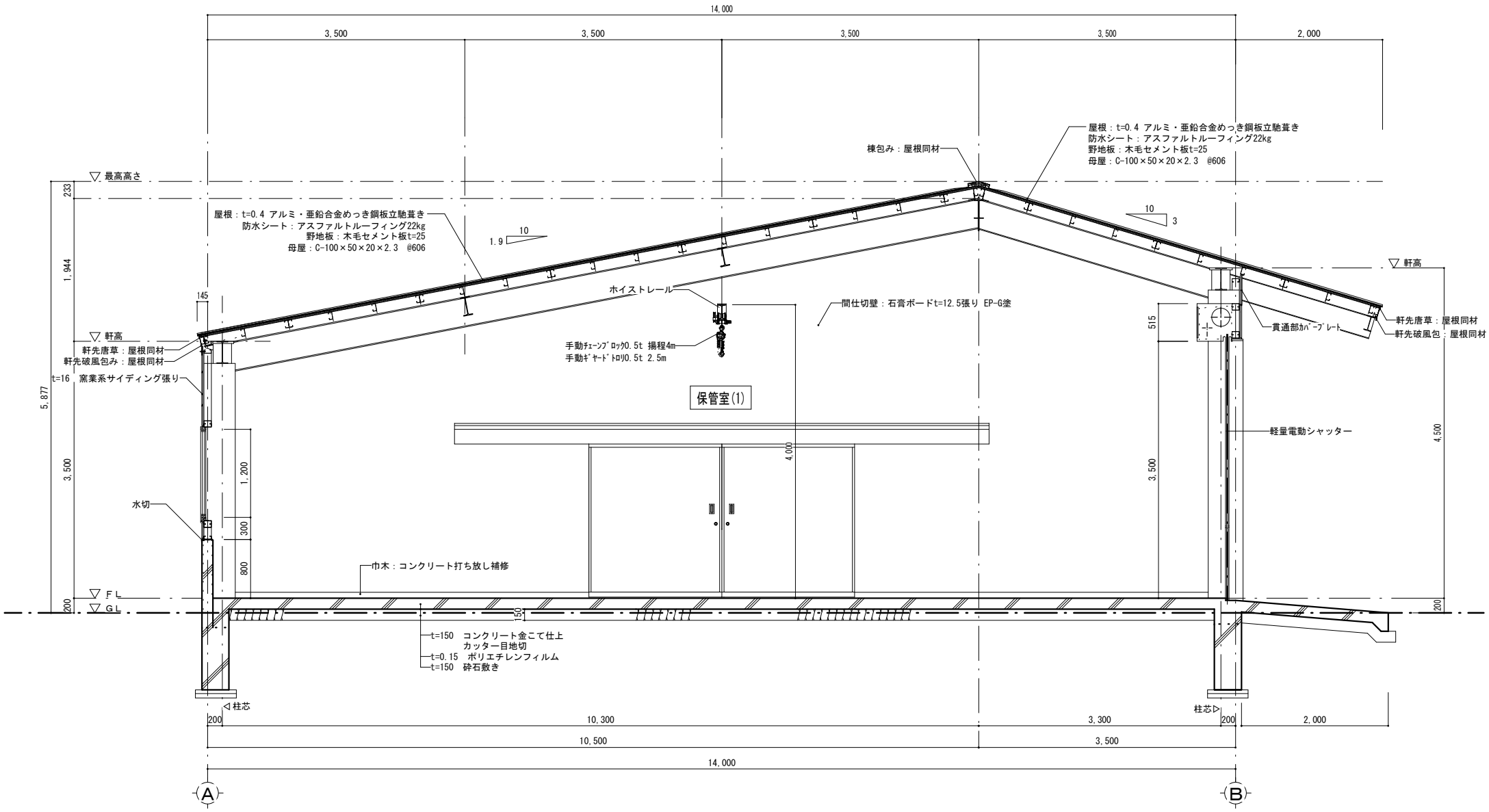

矩計図(1) S=1/50

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 縮尺 A3：1/50	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 矩計図(1)	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）

区分 Ⓐ B E M
NO. 15
JOB NO.

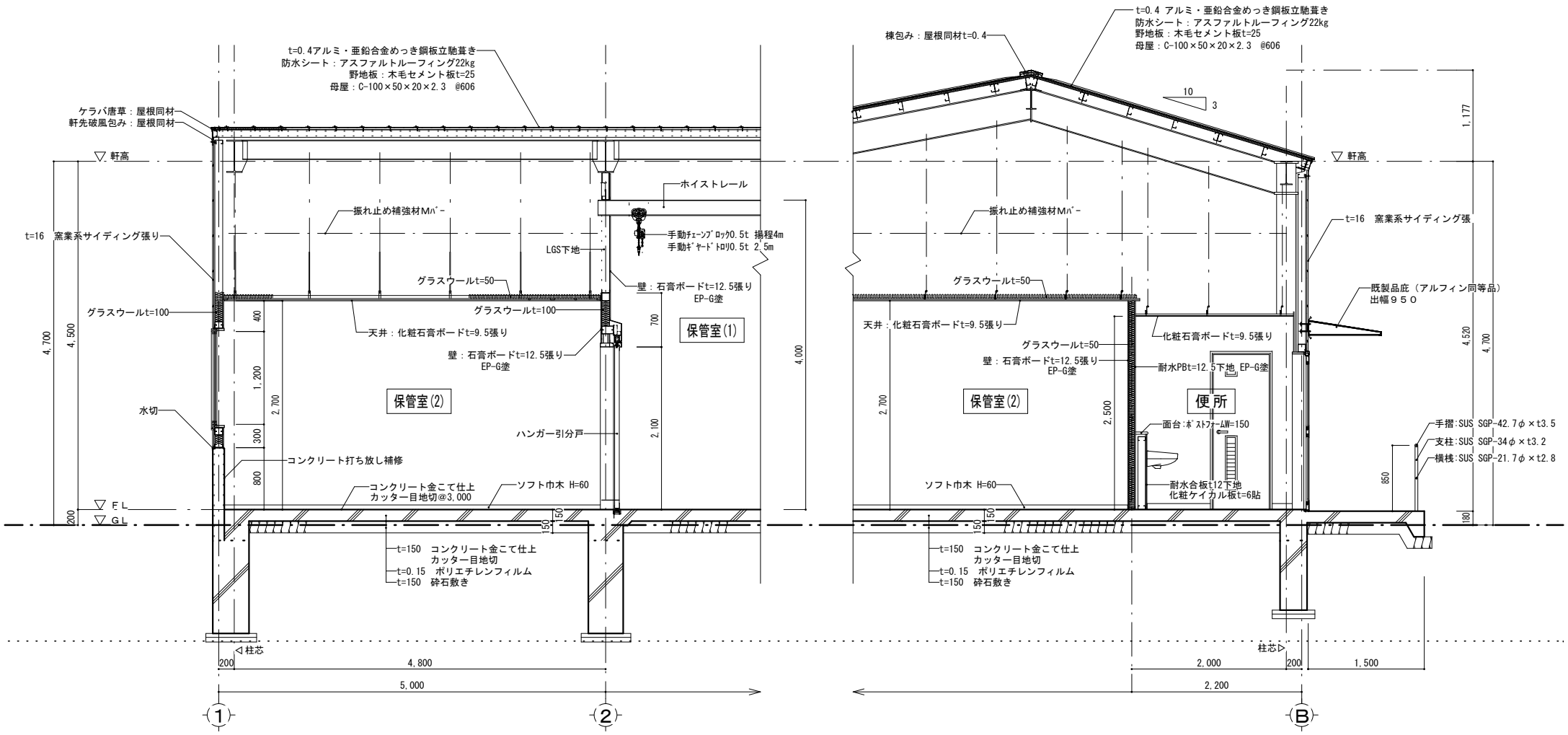

矩計図(2) S=1/50

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 縮尺 A3：1/50	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 矩計図(2)	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M NO. 16 JOB NO.

符号・名称 数量	1/SS 軽量電動シャッター 1	1/AW 引違い窓（半外付け） 8	2/AW 突き出し窓（半外付け） 2	1/AD 片開きドア（半外付け） 1	2/AD 片開きドア（半外付け） 1	3/AD 引き違い戸 1
形状寸法	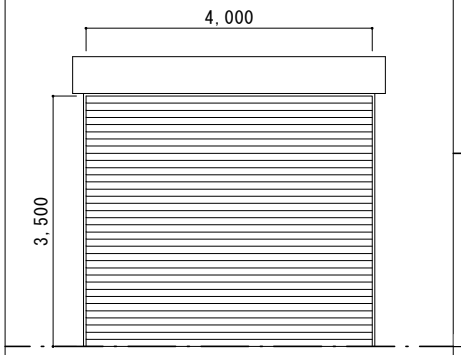	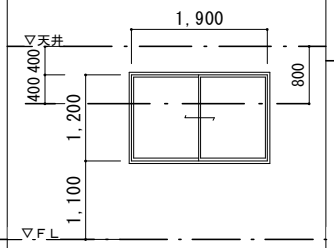	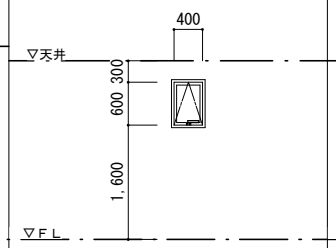	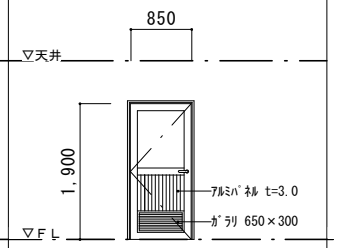	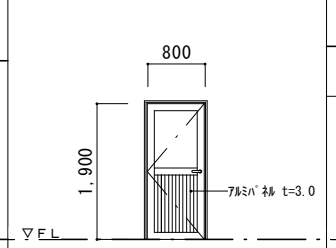	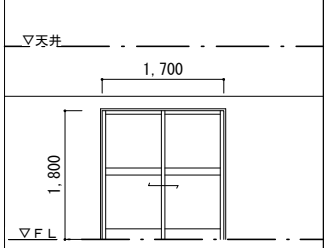
室名	保管室（1）	保管室(1)・保管室(2)・管理者室	男女兼用トイレ、多目的トイレ	トイレ入口	保管室(1)入口	管理者室入口
材質	スチール	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
仕上	SOP塗	アルマイト	アルマイト	アルマイト	アルマイト	アルマイト
金物	スチール座板、スチール化粧枠1.6	クレセント、戸車、アルミ水切り	カムラッチハンドル	丁番、ドアチェック、サムターン	丁番、ドアチェック、シリンダー錠	
硝子		型板ガラス t=6.0	型板ガラス t=4.0	型板ガラス t=4.0	型板ガラス t=4.0	型板ガラス t=4.0（下部：強化ガラスt=5）
見込	220	70	70	115	70	
備考	急降下防止装置、電動開閉装置、障害物監視装置付	可動網戸（合成樹脂）	内開き網戸（合成樹脂）	レバーハンドル	レバーハンドル	引き手
	付属金物一式	アルミ四方額縁（保管室は無し）	アルミ四方額縁、アルミ水切り	アルミ四方額縁		アルミ三方枠、下枠：ステンレス

符号・名称 数量	1/SD ハンガー引分戸（外付けタイプ） 1	1/LSD 片引込ハンガー戸 1	2/LSD 片開フラッシュドア 1
形状寸法	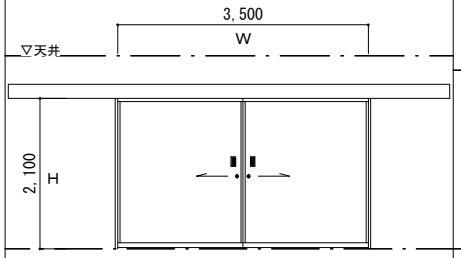	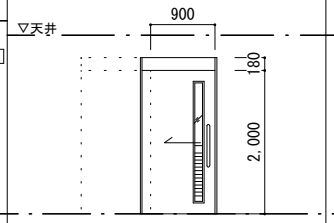	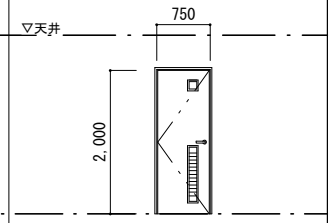
室名	保管室（2）	多目的トイレ	男女兼用トイレ
材質	スチール	スチール	スチール
仕上	SOP塗	SOP塗	SOP塗
金物	引き手、引き戸錠	引き手、引き戸錠	レバーハンドル
硝子		型板ガラス t=4.0	型板ガラス t=4.0
見込			
備考	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
	スチール三方枠		

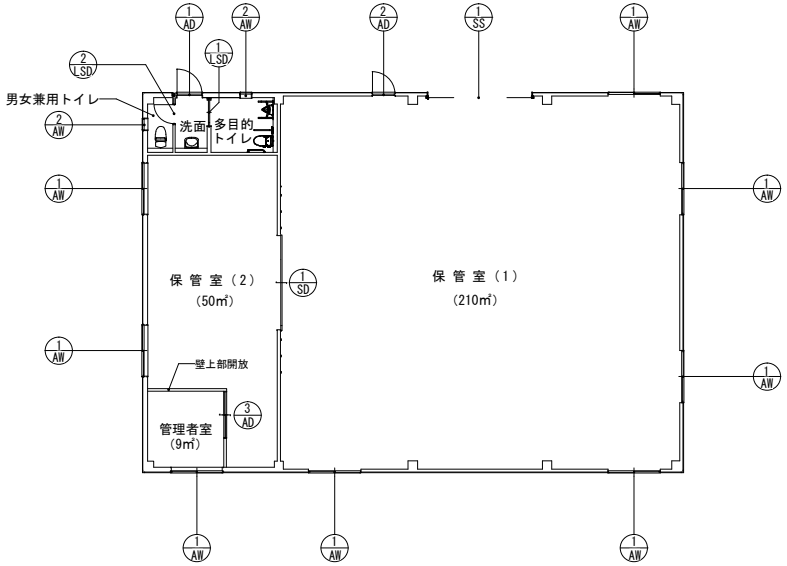

保管室(2)・管理者室	
A	11.8×5.0=59.0㎡
L	(AW-1)　(1.9×1.2)×3=6.84㎡
必要面積	A×1/20=2.95㎡ ＜ 有効面積計 6.84㎡ ∴OK
V	(AW-1)　(1.9×1.2)÷2×3=3.42㎡
必要面積	A×1/20=2.95㎡ ＜ 有効面積計 3.42㎡ ∴OK
S	(AW-1)　(1.9×0.4)÷2×3=1.14㎡
必要面積	A×1/50=1.18㎡ ＜ 有効面積計 1.14㎡ ∴NG

※保管室(2)‥‥排煙免除【告示1436-4-ニ(4)】
（居室）100㎡以下、内装下地共不燃

※消防有窓階判定
ＡＷ１(1.9×1.2) ×8ヶ所＝18.24㎡（有効面積）

1階床面積　280㎡×1/30＝9.4㎡ ＜ 18.24㎡（有効面積）∴有窓階

※サッシ性能は、S-3、A-3、W-3　とする

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	一級建築士　日高雅人	区分 Ⓐ B E M
担当責任者　製図	縮尺 A3：1/75	ストックヤード建設工事	（登録番号　第２６２８１８号）	NO. 17
		図面名称 建具表		JOB NO.

０１　男女兼用トイレ

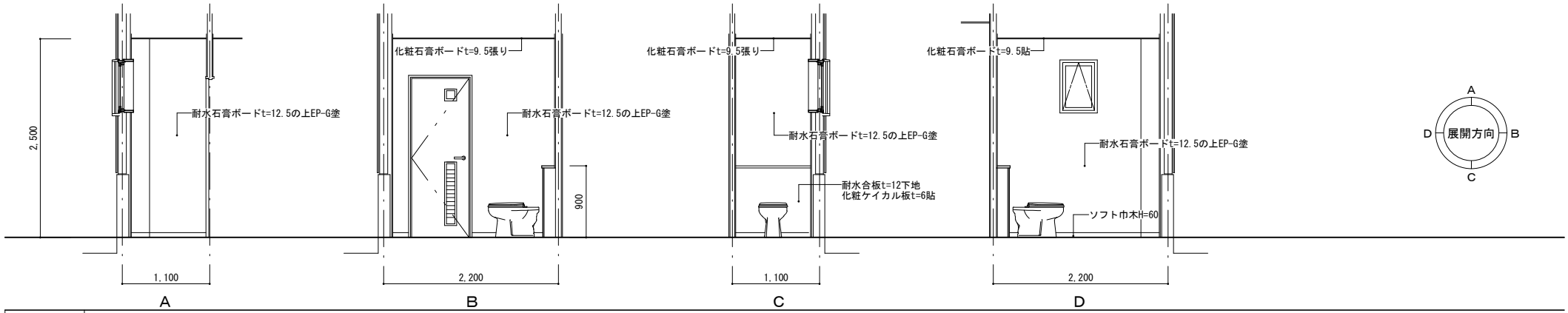

０２　洗面

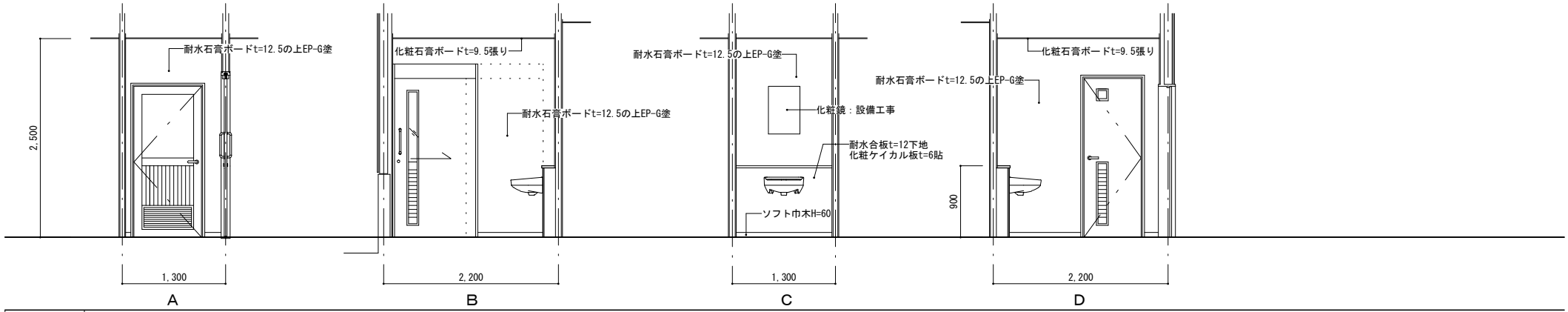

０３　多目的トイレ

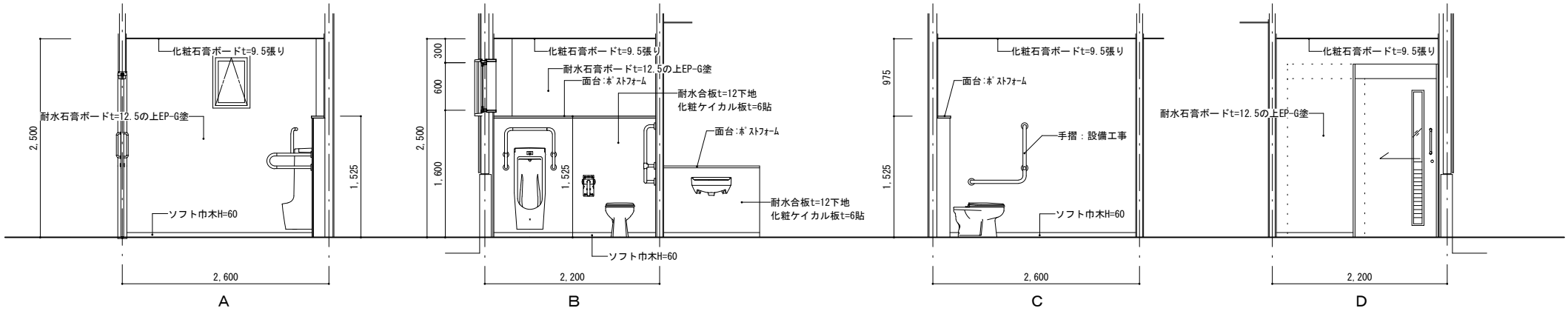

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/50	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 展開図(1)	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M NO. 18 JOB NO.

Ｄ－１　水回り面台　１／２０

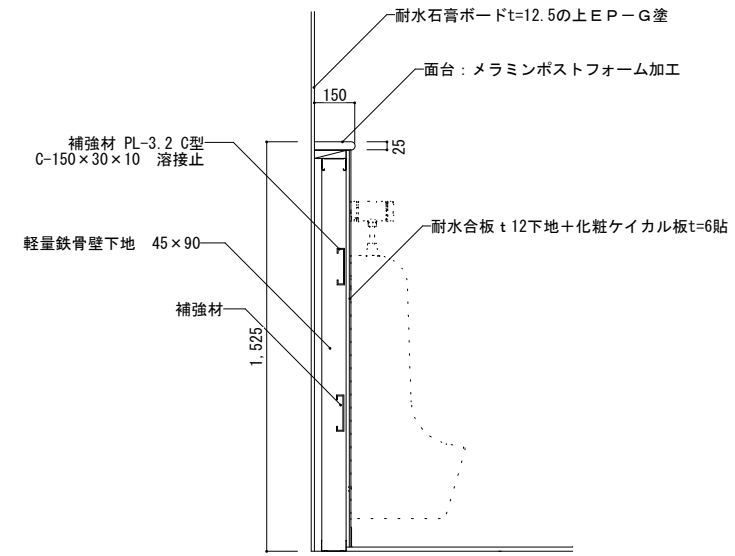

Ｄ－２　天井点検口取付開口補強　１／３０

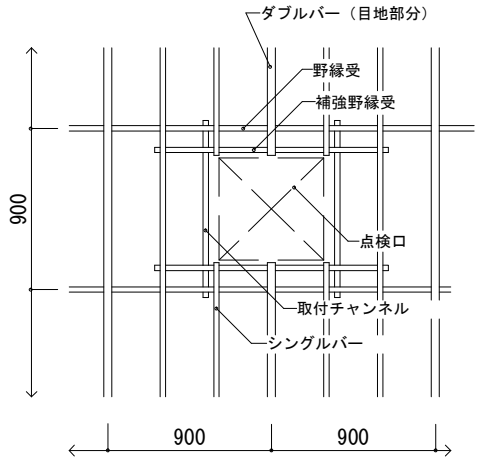

Ｄ－３　天井化粧石膏ボード貼

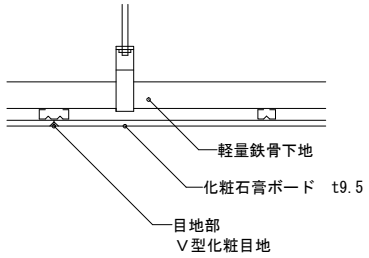

Ｄ－４　柱廻り納まり　１／１５

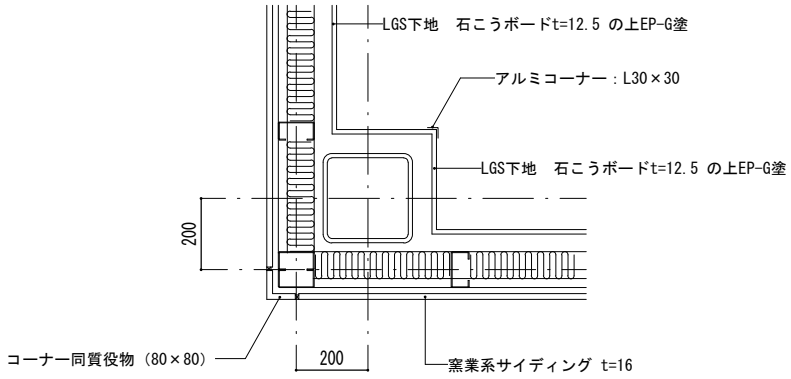

Ｄ－５　ピクトサイン・誘導標識　１／１０

・多目的トイレ　1ヶ所

・男女兼用トイレ　1ヶ所

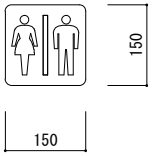

・平付型
・アクリル板t2　カッティングシート貼

・誘導標識　2ヶ所（市販品）

Ｄ－６　室外機置場

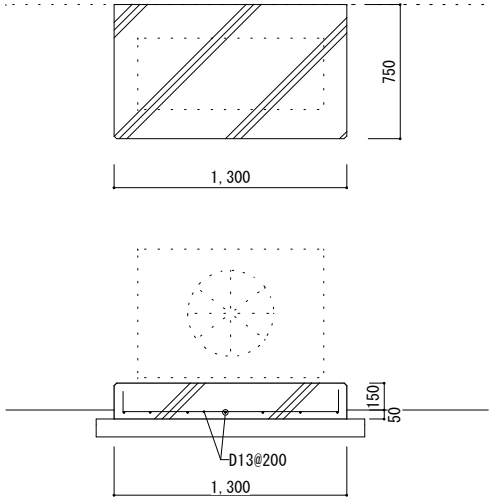

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺　A3：1/30,20,15,10	工事名称　ストックヤード建設工事 図面名称　雑詳細図（１）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　Ⓐ B E M NO.　19 JOB NO.

Ｄ－７　屋根軒先納まり　１／５

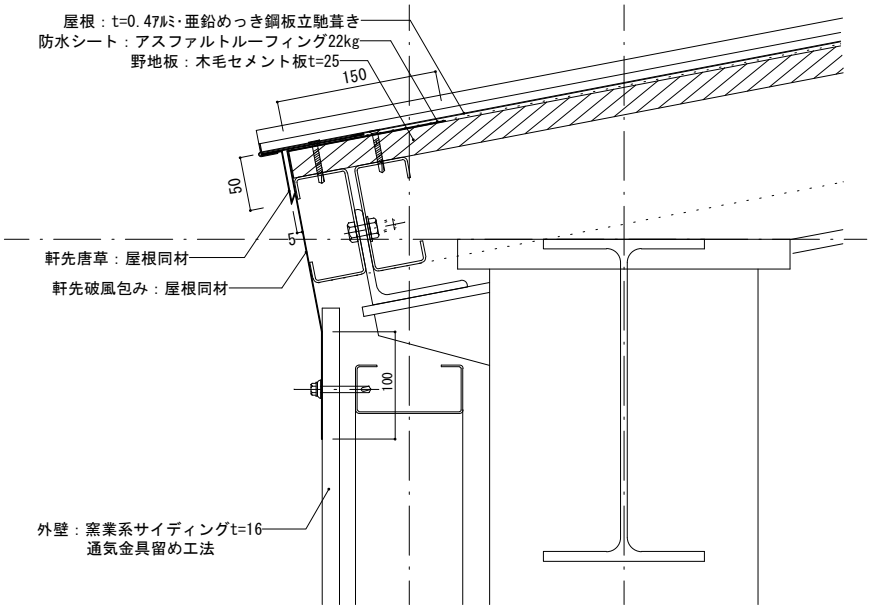

Ｄ－８　棟包み納まり　１／５

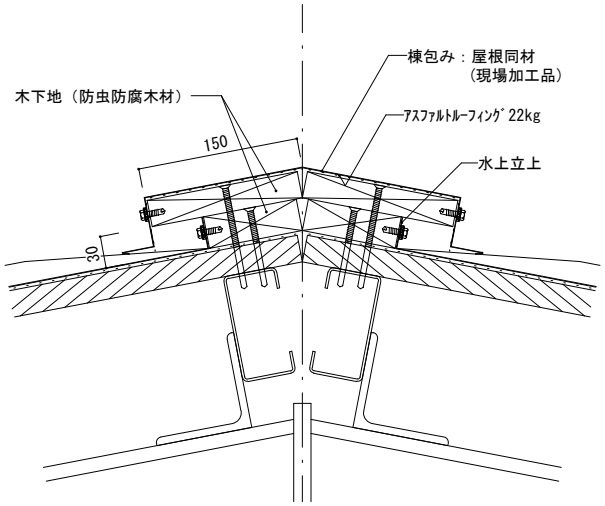

Ｄ－９　庇軒先納まり　１／10

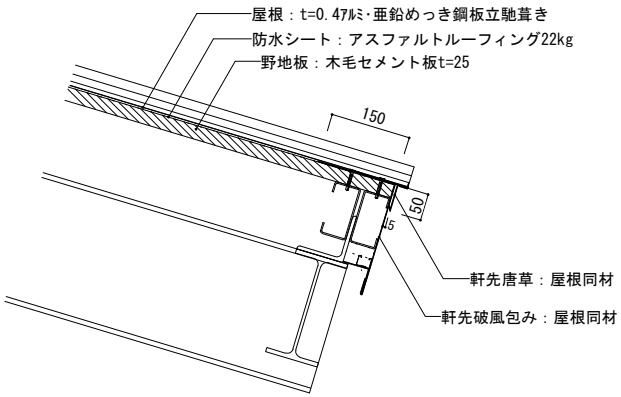

Ｄ－１０　屋根ケラバ納まり　１／５

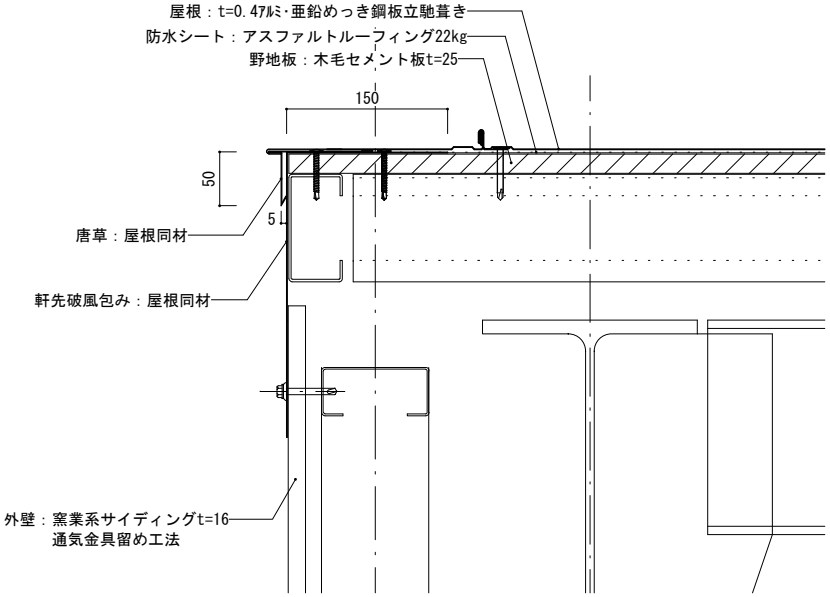

Ｄ－１１　庇ケラバ納まり　１／５

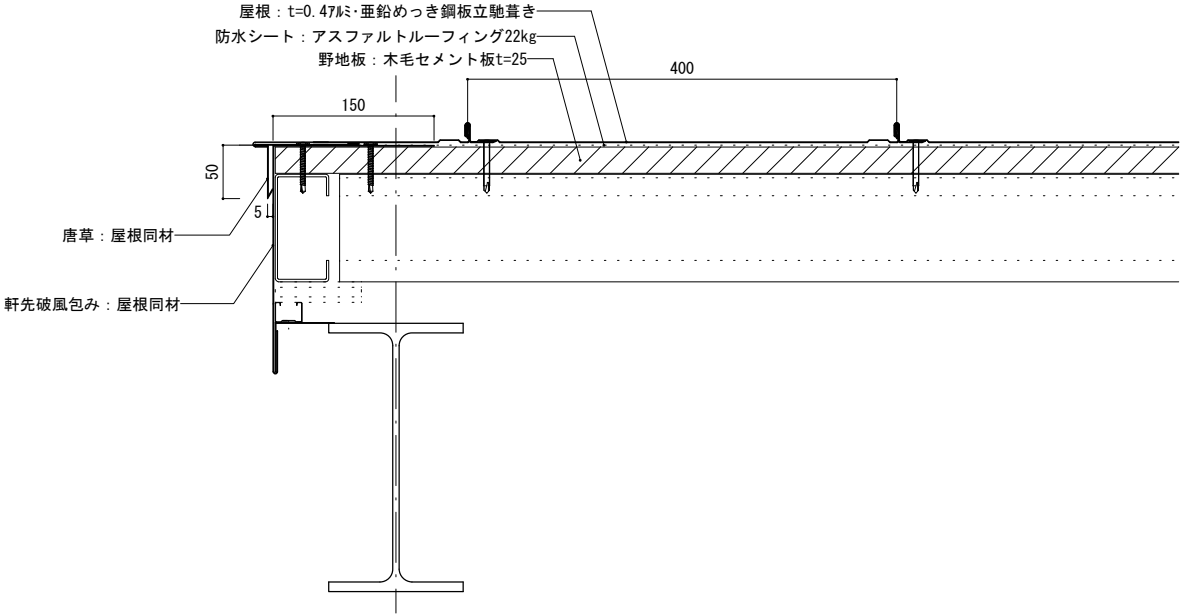

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	一級建築士　日高雅人	区分 Ⓐ B E M
担当責任者　製図	縮尺 A3：1/10.5	図面名称 雑詳細図（２）	（登録番号　第２６２８１８号）	NO. 20
				JOB NO.

ストックヤード建設工事

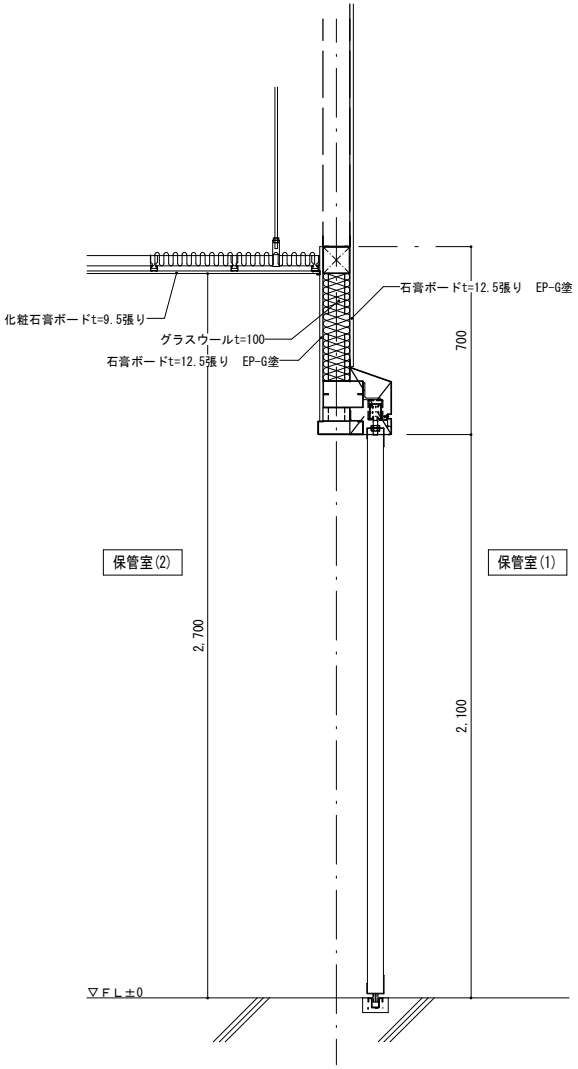

開口部断面図　S=1/20

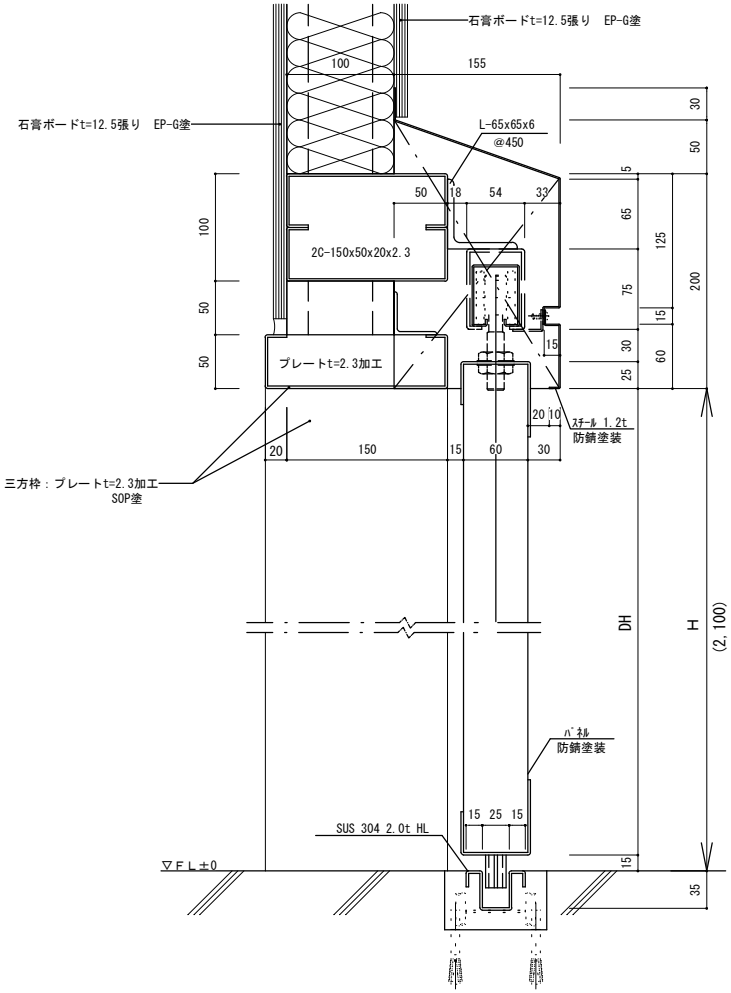

詳細図　S=1/5

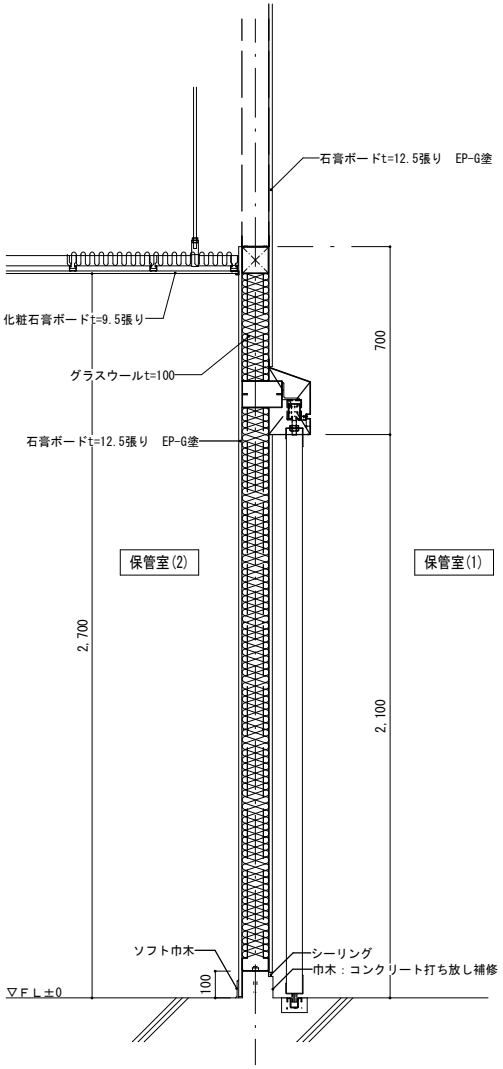

戸袋部断面図　S=1/20

両引きＲ１型
ハンガーローラー＃３

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/20,1/5	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 雑詳細図（３）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 Ⓐ B E M NO. 21 JOB NO.

※図面及び特記に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事偏）（平成28年度版）」による。

構造設計特記仕様

※修正箇所には下線を引くこと。
適用は■印を記入する。

1．建築物の構造内容

（1）　工事名称　ストックヤード建設工事
建築場所　鹿児島県阿久根市多田3771-1の一部、3798-8の一部

（2）　工事種別　■新築　□増築　□増改築　□改築

（3）　構造設計一級建築士の関与
□法第20条第一号(高さ 60m 超)
□法第20条第二号(　□RC造高さ 20m 超　□S造 4階建以上　□木造高さ 13m 超　□その他)
注）(3)構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認すること。

（4）　構造種別
□木造(W)　□補強コンクリートブロック造(CB)　■鉄骨造 (S)
□鉄筋コンクリート造(RC)　□壁式鉄筋コンクリート造(WRC)
□鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)　□壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPRC)

（5）　階　数　1棟　地下　階　地上　1　階　塔屋　階

（6）　主要用途　保管倉庫

（7）　屋上付属物
□高架水槽　kN　□キューピクル　kN　□広告塔　□煙　突

（8）　特別な荷重
□エレベータ　人乗り（ロープ式）　□リフト　kN　□ホイスト　kN
□倉庫積載床用　N/m ²　□受水槽　kN

（9）　付帯工事
□門扉　□擁壁　□　□　□　□

（10）　増築計画　□有（　　）■無

（11）　構造計算ルート　X方向ルート　3　Y方向ルート　3

2．使用建築材料表・仕様構造材料一覧表

（1）　コンクリート

適用箇所	種類	設計基準強度 Fc=N/mm²		スランプ cm	備考
捨コンクリート	■普通	15		18	
土間コンクリート	■普通	18		18	
基礎・基礎梁・台柱	■普通, □軽量	21		18	
	□普通, □軽量				
押えコンクリート	■普通, □軽量	21		18	
細骨材の種類		■砂　□山砂　□人工　□			
粗骨材の種類		■砂利　■砕石　□人工　□			
水の区分		□水道水　□地下水　■JIS A 5308の付属書Cによる			
混和材料の種類(JIS　)		■AE減水剤　□高性能AE減水剤　□　□			
呼び強度を保証する材齢、養生		■材齢（■28日　□56日　□　□　）			
		■養生（■現場封かん　■現場水中　□標準　□　）			

■単位水量は185kg/m以下、単位セメント量は270kg/m以上とする。

（2）コンクリートブロック (CB)
□A種　□B種　□C種　厚□100　□120　□150　□190　使用箇所（□　□　）

（3）鉄　筋

	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋 (JIS G 3112)	■SD295A	D10～D16	全て	■重ね継手
	□SD295B			■ガス圧接継手
	■SD345	D19～	地中梁・台柱	□溶接継手
	□SD390			□機械式継手
	□			（　）
高強度せん断補強筋	□材種			各継手の使用詳細については
	□			本仕様5.(2)鉄筋の項の鉄筋継手等
杭頭補強筋	□SD390			の■にて表示すること。
丸　鋼	□SR235			
溶接金鋼(JIS G 3551)	□			

（4）鉄　骨

種類			使用箇所	現場溶接	備考
■SS400	□SM400	□SN400A,B,C	大梁、小梁	□有　□無	
■STKR400	□STKR490	□	間柱	□有　□無	
■BCR295	□BCP235	□	柱	□有　□無	
□SM490A	■SN490C	□	柱	□有　□無	
■SSC400			胴縁, 母屋	□有　□無	

○使用箇所の詳細については別途図示とする。

（5）ボルト
■高力ボルト
□F10T　■S10T　■F8T
(JIS B 1186)　認定番号(　)　認定番号(　)　(■M16　■M20　□M22　□M24)
■ボルト(JIS B 1180) M12　M　□4.8(4T)　□
■アンカーボルト
■ABR490　M30　定着長 L=690 mm　ﾅｯﾄ(　□ｼﾝｸﾞﾙ　■ﾀﾞﾌﾞﾙ　)
□　M　定着長 L=　mm　ﾅｯﾄ(　□ｼﾝｸﾞﾙ　□ﾀﾞﾌﾞﾙ　)
□頭付スタッドボルト
φ=　L=　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁　）

（6）屋根、床、壁

材種		型式　厚　その他	仕様箇所	仕様・構法
ALC	(JIS A 5416)	厚	□壁　□床版	□スライド　□ボルト止め □ロッキング　□
折　板		H=　厚t=	□屋根　□庇	□
特殊デッキプレート	(JIS G 3352)	型式　厚	□床版　□	□
デッキプレート	(JIS G 3352)	QL99-50-12	□屋根　□床版	□
キーストンプレート	(JIS G 3352)	型式　厚	□床版　□	□

3．地　盤

（1）地盤調査資料と調査計画
■有（■敷地内　□近隣）　□無（調査計画　□有　□無）

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査	○		静的貫入試験			標準貫入試験		
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理探査		
試験堀（支持層の確認）			平板載荷試験			液状化判定		
スエーデンサウンディング			現場透水試験			PS検層		

注）上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

(2) ボーリング標準貫入値、土質構成（基礎・杭の位置を明記すること）

深度	土質	No.1 N値	No.2 N値	標準貫入試験 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

4．地業工事

（1）直接基礎
□ベタ基礎　□布基礎　■独立基礎　試験掘　□有　□無
基礎底　設計ＧＬ－1.50 m　支持層－
長期許容支持力度　200 kN/㎡

（2）杭仕様　支持層－

杭種	材料	施工法	備考
□RC　□PRC □PHC　□H鋼 □鋼管　□摩擦杭 □	PRC（□Ⅱ種　□Ⅳ種） PHC（□A種 □B種 □C種） 鋼材　□SS400 □SKK400 □JIS	□打ち込み □埋込み（セメントミルク工法） □	
□場所打ち コンクリート杭	コンクリートFc=　N/mm² スランプ セメント量　kg/m³ 鉄　筋　主筋 SD HOOP　SD	□オールケーシング　□拡底杭 □リバースサーキュレーション □アースドリル　□ミニアース □BH　□深礎　□手掘 □機械掘	拡底杭 日本建築センター認定 第　号 年　月　日

杭仕様　□施工計画書承認　□杭施工結果報告書
試験杭　（□ 有　□ 無）（□ 打ち込み　□ 載荷　□ 孔壁測定）　本

杭径(mm)	設計支持力(kN)	杭先端の深さ(m)	本数	特記事項

5．鉄筋コンクリート工事　（施工方法等計画書）

本構造特記仕様はコンクリートの設計基準強度(Fc)が36N/mm以下に適用し、
鉄筋の材種はSD390以下に適用する。

（1）コンクリート
■コンクリートはJIS A 5308に適合JIS認定工場の製品とし施工に関しては標準図に記載されている事項を除きJASS5（2009）による。
□耐久設計基準強度　Fd　□短期　□標準　□長期　□超長期
■セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
■調合計画は、工事開始前に工事管理者の承認を得ること。
■寒中、暑中、その他の特殊コンクリートの適用を受ける期間に当たる場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事管理者の承認を得ること。
■フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。
測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。
■構造体コンクリートについて、現場の圧縮強度試験供試体(JASS5T-603)は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととすとする。また、打ち込み量が150㎥をこえる場合は150㎥ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当たり６本以上とし、そのうち４週用に３本を用いる。
■ポンプ打ちコンクリートは、打ち込み位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。
■コンクリート打ち込み中及び打ち込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにする。
■乾燥、振動等によってコンクリートの凝結及び妨げられないように養生を行う。

（2）鉄筋
■鉄筋はJIS G3112の規格品を標準とする。施工は標準図に記載されている事項を除き、コンクリートと同様に、JISS 5(2009)による。
□高強度せん断補助筋JIS G3137に規定されるD種1号適合品とする。
■鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、」鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)（2)」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)（2」による。
■鉄筋継手等

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級				鉄筋の径
	(1)引張力最少部位	(2)(1)以外の部位 A級	B級	SA級	
■重ね継手	■40d　□35d　□(　)d				□D（　）以下
■圧接継手	■告示1463号第2項各号	□			□D（　）以下
□溶接継手	□告示1463号第3項各号	□	□		□D（　）以下
□機械式継手	□告示1463号第4項各号	□	□	□	□D（　）以下

注）(1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示台1463号ただし下記に基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって「鉄筋継手使用基準(建築物の構造関係技術基準解説書2007)」によって検討した部材の条件・仕様によること。

■D19未満は全て重ね継手とする。
■継手部分の施工要領は 社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」（ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事)による。
継手部の検査方法：・外観検査　□有　□無　・引張試験　□有　□無
・超音波探傷試験　□有　□無
ガス圧接部分の検査を超音波探傷試験によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、1回の試験は5本以上とする。
(1ロットは同一作業班が同一日に作業した圧接箇所で200箇所程度とする)
■柱の帯筋(HOOP)の加工方法は、■H型(ﾀｶﾞ型)　□W型(溶接型)　□S型(ｽﾊﾟｲﾗﾙ型)とする。
□コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱い要綱」第4条の試験機関で行うこと。
試験・検査機関名　公的第3者機関　（都知事登録第　号）
代行業者名
代行業者名とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。

（3）型枠
■材料　合板厚　12mmを標準とする。　■施工　JASS 5(2009)による。
■型枠存置期間

種類／部位／セメントの種類／存置期間の平均気温	せき板 基礎、はり側、柱、壁		せき板 スラブ下、はり下		支柱 スラブ下		支柱 はり下
	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの材令(日) 15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度	5.0N/c㎡		設計基準強度の50%		設計基準強度の 85%		100%

注）1 片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注）2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注）3 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）4 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）5 支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛りかえを行わないこと。
注）7 支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動又は衝撃を与えないように行うこと。

6．鉄骨工事　（施工方法等計画書）

（1）鉄骨工事は指示のない限り下記による
■日本建築学会「ＪＡＳＳ６」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
■社）日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
■鉄骨製作管理技術者登録機構[突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強ﾏﾆｭｱﾙ」

（2）工事監理者の承認を必要とするもの
■製作工場　■製作要領書　■工作図　■施工計画書
■認定または登録工場(大臣認定　M　グレード以上　)
■材料規格証明書※、または試験成績書
■鋼材　■高力ボルト　■特殊ボルト　□頭付スタッド
※社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
■社内検査表　□　□

（3）工事監理者が行う検査項目
（■印以外の項目の検査結果については、工事監理者の報告すること）
■現寸検査　■組立・開発検査　■製品検査　■建方検査　□

（4）接合部の溶接は下記によること
■平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ
■鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要鋼
■日本建築学会「溶接工作基準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
■日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工偏」

（5）接合部の検査
■溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法		検査率又は検査数 社内	第三者	工事監理者	備考
■完全溶込み溶接部	外観検査(※)		100　%個	30　%個	30　%個	※平成12年建設省告示
（突合せ溶接）	超音波探傷試験		100　%個	30　%個	30　%個	第1464号第二号による
□	内質	□硬さ試験	%個	%個	%個	（目視及び計測）
	検査	□示温塗料塗布	%個	%個	%個	（注）東京都の要綱に
	マクロ試験・その他		%個	%個	%個	（注）東京都の要綱に
□	外観検査(※)		%個	%個	%個	
第三者検査機関名	CIW認定機関		（都知事登録　第　号）			
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。						

注1）現場溶接部については、原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波検査を100%行うこと。
注2）知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること。

■高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）
軸力導入試験　■要　□否　高力ボルトすべり係数試験　■要　□否
■一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
■トルシア形高力ボルトは二次締め後ピンテールが破断している事を確認する。

（6）防錆塗装
■防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、　□JIS K 5621　□JIS K 5625　□　□
を使用して、４つ星２回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。
■現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工事塗装と同じ錆止めぺいんとを使用し２回塗りとする。

（7）耐火被覆の材料
□

7．令第１２９条の２の３

■建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
■建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防腐のための有効な措置を講じること。
■建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
■煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを５cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
■設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
■設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
■エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
■特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
■床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。
■給湯設備は風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して上支障のない構造として、平成12年告示第1388号第5に規定する構造方法によること。

8．その他

■諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
※図面及び特記に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年）」による。

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

発行　社団法人　東京都建築士事務所協会　　監修　東京都建築構造行政連絡会　　平成12年11月

鉄骨構造標準図(1)

構造詳細図該当項目

1. 一般事項

（1）　材料及び検査

（a）　構造設計仕様による

（b）　適用範囲は、鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが40mm以下のものとする
　　但し、ベースプレートの厚さは除く

（c）　社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法、制度及びその他の結果を添付する

（2）　工作一般

（a）　鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る

（b）　鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による

（c）　高張力鋼の歪み矯正は、冷間矯正とする

（3）　高力ボルト接合

（a）　本締めに使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてはならない

（b）　高力ボルトの摩擦面の処理は黒皮などを座金外径2倍以上の範囲でショットブラスト、グライダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した赤さび状態であること。但し、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面荒さが、50μmRz以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。

（c）　高力ボルトの締付けに使用する機器はよく整備されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分に密着するよう注意して行う。

（4）　溶接接合

（a）　平成12年建設省告示第1464号第二号イ、ロによる、溶接部の性能、溶接金属の性能を満足すること。

（b）　溶接技能者
　　溶接技能者は施工する溶接に適応するJIS Z3801（手溶接）又はJIS Z3841（半自動溶接）の溶接技術検定試験に合格し引き続き、半年以上溶接に従事している者とする。

（c）　溶接機器
　（イ）　交流アーク溶接機　300A-500A　　（ニ）　炭酸ガスアーク半自動溶接機
　（ロ）　アークエアーガウジング機（直流）　（ホ）　溶接電流を測定する電流計
　（ハ）　サブマージアーク溶接機１式　　（ヘ）　溶接棒乾燥器

（d）　溶接方法
　アーク手溶接（ＭＣ）　　ガスシールドアーク半自動溶接（ＧＣ）
　セルフ(ﾉﾝｶﾞｽ)シールドアーク半自動溶接（ＮＧＣ）　アークエアーガウジング（ＡＡＧ）

（e）　溶接姿勢

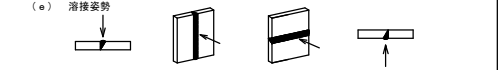

下向　Ｆ　　立向　Ｖ　　横向　Ｈ　　上向　Ｏ

（f）　組立て溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う

（イ）　仮付位置
　組立て溶接は溶接の始、終端、隅角部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける

仮付不良　　良　　仮付不良　　良

（ロ）　完全溶込み溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する

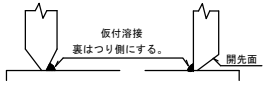

（g）　溶接施工

（イ）　エンドタブ
　Ⅰ）　完全溶込み溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同開先形状のエンドタブを取り付ける
　Ⅱ）　エンドタブの材質は、母材と同質とする
　Ⅲ）　エンドタブの長さは、ＭＣ：35mm以上、ＮＧＣ・ＧＣ：40mm以上とし特記のない場合は、溶接終了後、母材より10mm程度残し切断して、グライダー仕上げとする
　Ⅳ）　プレス鋼板タブ、固形タブ使用については、資料を提出して設計者又は工事監理者の承認を得る

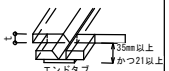

（ロ）　裏あて金
　材質は母材と同質材料とし厚さは手溶接で6mm、半自動溶接で9mm以上、巾は25mm以上を原則とする。但し、溶接性能が確認できれば監理者の承認を得て変更することができる。

（ハ）　スカラップ半径は30～35mmと10mmのダブルアールとする
　但し梁成がD=150mm未満の場合のスカラップはr=20mmとする　　（ニ）　ノンスカラップ工法

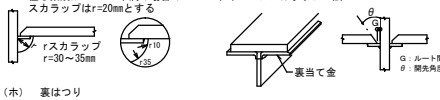

（ホ）　裏はつり
　規準図の溶接においてＡＡＧと記載のある部分は全て、溶接監理者の確認を励行し、部材に確認マークをつける

（ヘ）　現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。又、開先部をいためない様に、養生を行なう

（5）　塗装
　コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない。

2. 溶接規準図

（注）　f：余盛　G:ﾙｰﾄ間隔　R:ﾌｪｰｽ　S:脚長

（単位mm）

（1）　隅肉溶接

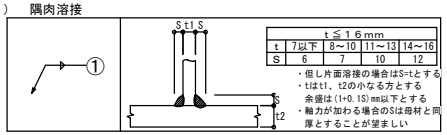

t	t≦16mm			
t	7以下	8～10	11～13	14～16
S	6	7	10	12

・但し片面溶接の場合はS=tとする
・tはt1、t2の小なる方とする
　余盛は(1+0.1S)mm以下とする
・軸力が加わる場合のSは母材と同厚とすることが望ましい

（2）　部分溶け込み溶接(使用箇所に注意)

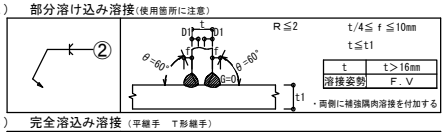

t	t>16mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強隅肉溶接を付加する

（3）　完全溶込み溶接（平継手　T形継手）

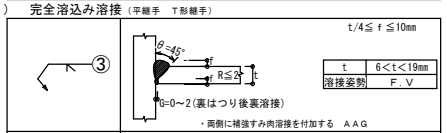

t	6<t<19mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強すみ肉溶接を付加する　ＡＡＧ

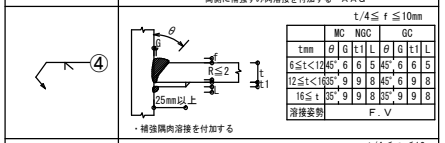

	MC NGC				GC			
tmm	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L
6≦t<12	45°	6	6	5	45°	6	6	5
12≦t<16	35°	9	9	8	45°	6	9	8
16≦t	35°	9	9	8	35°	9	9	8
溶接姿勢	F.V							

・補強隅肉溶接を付加する

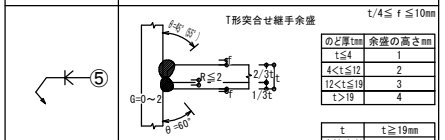

のど厚tmm	余盛の高さmm
t≦4	1
4<t≦12	2
12<t≦19	3
t>19	4

t	t≧19mm
溶接姿勢	F.V

・ＡＡＧ( )内はＧＣでＦ.Ｈの場合
・両側に補強隅肉溶接を付加する

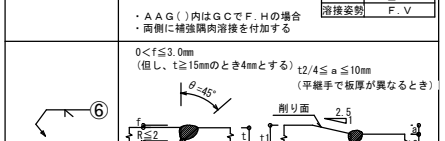

t	6<t<19mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強隅肉溶接を付加する

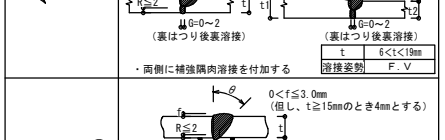

	MC NGC				GC			
tmm	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L
6<t<12	45°	6	6	5	45°	6	6	5
12≦t≦19	35°	9	9	5	45°	6	9	5
t>19	35°	9	9	8	35°	9	9	8
溶接姿勢	F.V							

（4）　フレアー溶接

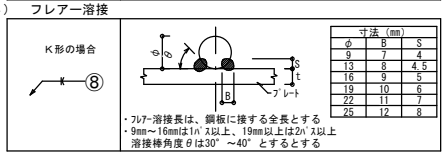

寸法（mm）		
φ	B	S
9	7	4
13	8	4.5
16	9	5
19	10	6
22	11	7
25	12	8

・ﾌﾚｱｰ溶接長は、鋼板に接する全長とする
・9mm～16mmは1ﾊﾟｽ以上、19mm以上は2ﾊﾟｽ以上
　溶接棒角度θは30°～40°とするとする

・溶接記号番号○に記入のこと

・ＢＯＸ型（通しダイヤフラムの場合）

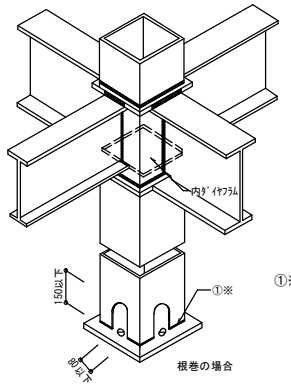

根巻の場合

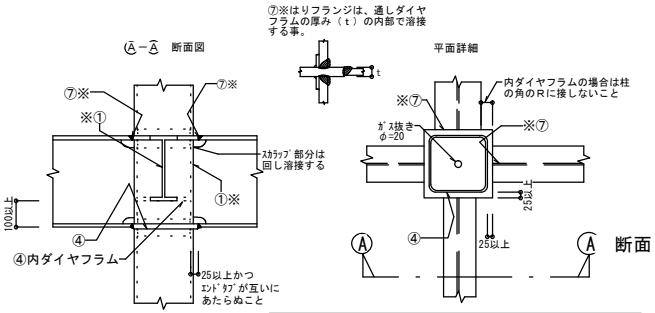

①※ｔ＞16mmの場合の溶接は、③～⑤とする。

・柱が途中で折れる場合
　及梁成が異なる場合

ダイヤフラム厚は、接合する梁の最大厚の2サイズアップ以上とする。
（柱材料：ＢＣＲ295、ＢＣＰ325を使用する場合）
ダイヤフラムは、柱フランジ厚 16mm未満の場合 SN490C SN490B
　　柱フランジ厚 16mm以上の場合 SN490C を使用する。

①※ｔ＞16mmの場合の溶接は、②又は③～⑤とする。

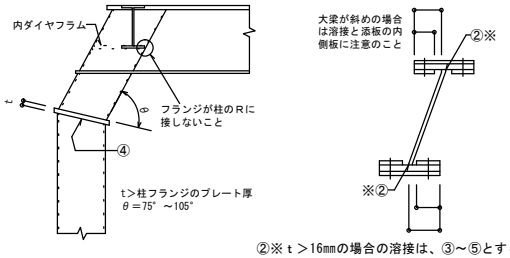

②※ｔ＞16mmの場合の溶接は、③～⑤とする。

鋼材種別による溶接条件

鋼材の種類	溶接材料		入熱（KJ/cm）	パス間温度（℃）
400Ｎ級鋼	JIS Z 3211、3212、3214		40以下	350以下
	JIS Z 3312	ＹＧW-11、15		
		ＹＧW-18、19		
	JIS Z 3315	ＹＧＡ-50W、50Ｐ		
490Ｎ級鋼	JIS Z 3212、3214		40以下	350以下
	JIS Z 3312	ＹＧW-11、15	30以下	250以下
		ＹＧW-18、19	40以下	350以下
	JIS Z 3315	ＹＧＡ-50W、50Ｐ		

・十、Ｋ、Ｈ型

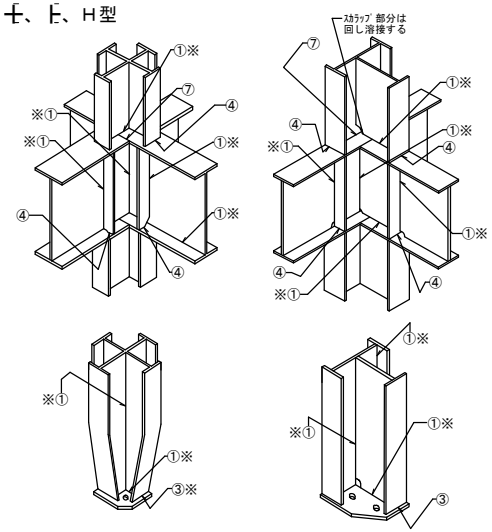

①※ｔ＞16mmの場合の溶接は、②又は③～⑤とする。
③※ｔ≧19mmの場合の溶接は、設計者に確認する事。

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人	区分　A Ⓢ E M
担当責任者　製図	縮尺　A3：No scale	図面名称	鉄骨構造標準図（１）	（登録番号　第２６２８１８号）	NO. 02
					JOB NO.

発行　社団法人　東京都建築士事務所協会　　監修　東京都建築構造行政連絡会　　平成12年11月

鉄骨構造標準図(2)

構造詳細図該当項目

3. 継手規準図、その他

（1）　高力ボルト、ボルト、アンカーボルトのピッチ（P）

ボルト穴径・最小縁端距離（mm）

呼び径(d)		ボルト穴径	最小縁端距離（e）（1）	（2）	（3）	(2)(3)の標準	ピッチ（P）最小	標準
M16		18	40	28	22	40	40	60
M20		22	50	34	26	40	50	60
M22		24	55	38	28	40	55	60
M24		26	60	44	32	45	60	70
アンカーボルト・ボルト	M16	21 (16.5)		28	22	(40)	(40)	(60)
	M20	25 (20.5)		34	26	(40)	(50)	(60)
	M22	27 (22.5)		38	28	(40)	(55)	(60)
	M24	29 (24.5)		44	32	(45)	(60)	(70)
	M27	32		49	36			
	M30	35		54	40			
	M34以上	呼び径+5		9d/5	4d/3			

（注）（1）引張材の接合部で応力方向にボルトが３本以上並ばない場合の応力方向の縁端距離
（2）せん断縁・手動ガス切断縁の場合の縁端距離
（3）圧延縁・自動ガス切断縁・のこ引き縁・機械仕上縁の場合の縁端距離

（2）　ピン接合梁継手リスト

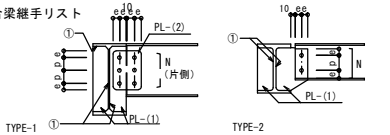

符号	タイプ	部材	PL－(1)	PL－(2)	N－径
		鉄骨部材リストによる			

（3）　梁鋼接合継手リスト

（SCSS-H97による）

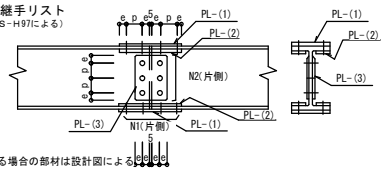

注）端部をBHとする場合の部材は設計図による

符号	部材	フランジ PL-(1)	PL-(2)	N1－径	ウェブ PL-(3)	N2－径
	鉄骨部材リストによる					

（4）　ハンチ部の継手　　フランジ及ウェブ厚の差のある場合

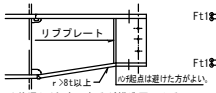

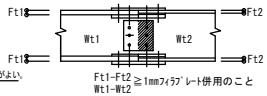

ハンチ勾配は普通1:4程度であるが構造図による
r：半径　　t：板厚

（5）　柱継手リスト（SCSS-H97による）

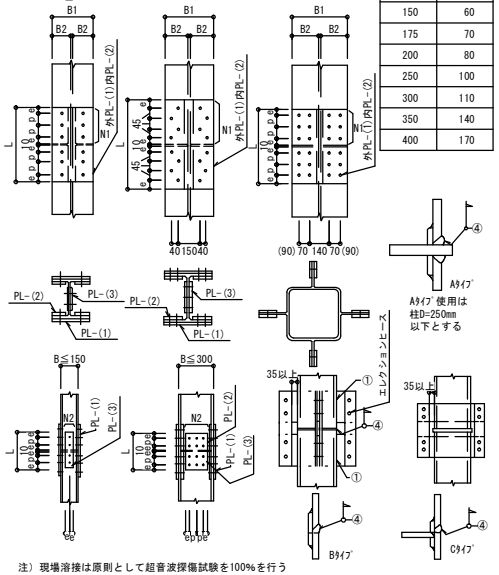

B1	B2
150	60
175	70
200	80
250	100
300	110
350	140
400	170

注）現場溶接は原則として超音波探傷試験を100%を行う

符号	部材	フランジ PL-(1)	PL-(2)	N1－径	ウェブ PL-(3)	N2－径
	鉄骨部材リストによる					

（6）　鉄筋ブレース（JIS規格品とする･･･JIS5540･･･1982/5541・5542･･･2003）

（a）　羽子板ボルト

ねじの呼び (d)			M12	M14	M16	M18	M20	M22	M24
軸径d1	最大		10.81	12.65	14.65	16.33	18.33	20.33	21.99
	最小		10.64	12.46	14.46	16.11	18.11	20.11	21.77
調整ねじの長さ		S	100	115	125	140	150	165	175
取付ボルト穴径 許容差+0. -0.5mm		R	13	17	17	21.5	21.5	23.5	21.5
はしあき（最小）	(2)	e1	35	40	45	50	50	55	50
切板製	へりあき（最小） (1)	e2	22	28	28	34	34	38	38
	板厚	t	4.5	6	6	9	9	9	9
平鋼製	へりあき（最小） (1)	e2	19	25	25	32.5	32.5	37.5	37.5
	板厚	t	4.5	6	6	9	9	9	9
ボルト端から取付ボルト穴心のあき（最小）		e3	47	52	59	66	66	73	70
溶接長さ（最小）		ℓ	40	50	55	60	75	85	85
取付ボルト(2)	種類		JIS B 1186 2種高力ボルト（F10T）又は JIS B 1180 中8g 10.9						
	ねじの呼び		M12	M16	M16	M20	M20	M22	M20
	本数		1	1	1	1	1	1	2

注（1）e1、e2が確保されていれば形状は自由でよい
（2）羽子板とガセットプレートの接合は表に示す取付ボルトを使用し、一面せん断（支圧）接合とする

（b）　形鋼ブレース

符号	部材	PL－(1)	N－径	ℓ
	鉄骨部材リストによる			

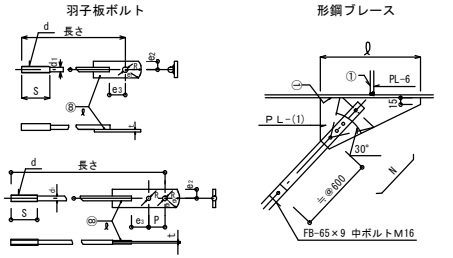

（7）　デッキプレート（床剛性を考慮する合成床、合成梁のときは構造図参考）

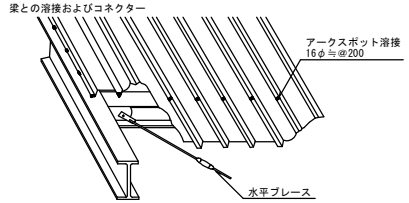

受梁へのかかり寸法および端部処理

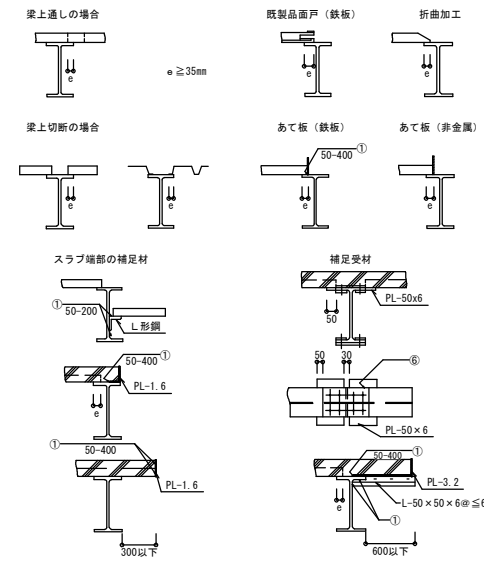

（8）　ALC板取付要領

縦壁構法

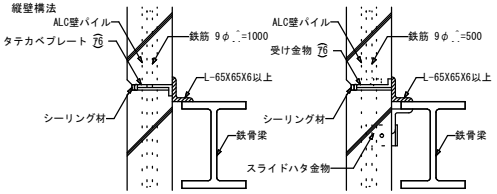

□ 挿入筋構法　　□ スライド構法

横壁構法

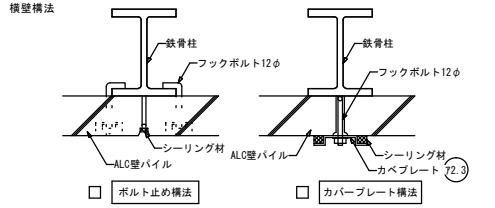

□ ボルト止め構法　　□ カバープレート構法

（9）　頭付きスタッド（JIS1198）

スタッド材の標準形状・寸法

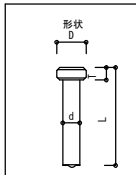

呼び名	スタッド材 軸径d mm	頭径D mm	頭高さT mm	溶接後の長さL mm
φ13mm	13.0 12.7	22.0 25.4	10.0 7.9	50, 80, 100, 130
φ16mm	16.0 15.8	29.0 31.7	10.0 7.9	80, 100, 130
φ19mm	19.0 19.0	32.0 31.7	10.0 9.5	80, 100, 130, 150
φ22mm	22.0 22.2	35.0 34.9	10.0 9.5	100, 130, 150

（10）　梁貫通補強

・計算で確認された場合は下記の位置、寸法によらなくて良い。
・梁端部（スパン/10以内かつ２D以内）は避ける
・φ≦0.4D
・φ'は補強板の穴径を示す

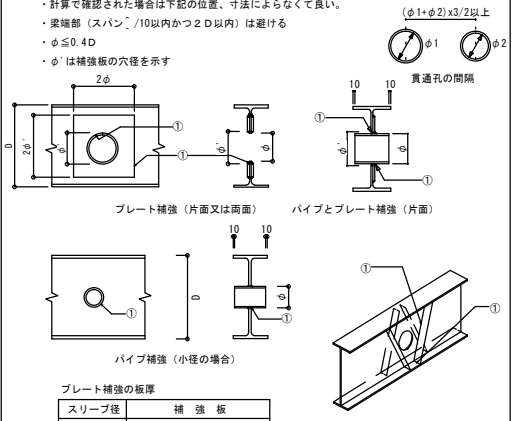

プレート補強の板厚

スリーブ径	補強板
φ≦0.15D	補強板
φ≦D/4	Web板厚以上(片面)
φ≦D/3	Web板厚x1.2倍以上(片面)
φ≦0.4D	Web板厚以上(両面)

既製品　（使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと）
□リング型

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

発行　社団法人　東京都建築士事務所協会　　監修　東京都建築構造行政連絡会　　平成13年6月

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

構造詳細図該当項目

１．一般事項

（１）　構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（２）　記号

d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値　　丸鋼では径　　D…部材の成　　R…直径

@…間隔　　r…半径　　℄…中心線　　p…部材間隔の内法距離　　ｈｏ…部材間の内法高さ

ＳＴ…あばら筋　　ＨＯＯＰ…帯筋　　Ｓ．ＨＯＯＰ…補強帯筋　　φ…直径または丸鋼

２．鉄筋加工，かぶり

（１）　鉄筋末端部の折り曲げの形状

折曲げ角度	１８０°	１３５°	９０°
図	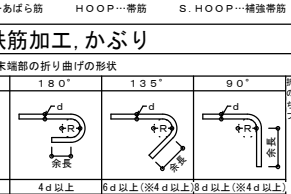		
鉄筋の余長	4ｄ以上	6ｄ以上(※4ｄ以上)	8ｄ以上(※4ｄ以上)

折曲げ角度90°はスラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むＴ形およびＬ形梁のキャップタイにのみ用いる。

※片持スラブ上端筋の先端

折曲げ内法寸法Ｒは、ＳＲ235～ＳＤ345の径16およびＤ16以下は3ｄ以上、ＳＤ295～ＳＤ345のＤ19～Ｄ38は4ｄ以上、Ｄ41およびＳＤ390は5ｄ以上。スラブ筋、壁筋には丸鋼は使用しない。

（２）　鉄筋中間部の折曲げの形状　鉄筋の折曲げ角度９０°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法寸法(R)
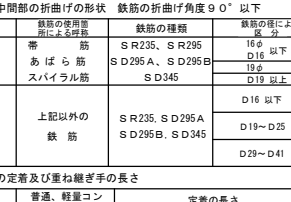	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＲ235、ＳＲ295 ＳＤ295Ａ、ＳＤ295Ｂ	16φ Ｄ16 以下	3ｄ以上
		ＳＤ345	19φ Ｄ19 以上	4ｄ以上
	上記以外の鉄筋	ＳＲ235，ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ，ＳＤ345	Ｄ16 以下	4ｄ以上
			Ｄ19～Ｄ25	6ｄ以上
			Ｄ29～Ｄ41	8ｄ以上

（３）　鉄筋の定着及び重ね継ぎ手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲(N/mm²)	定着の長さ 一般（L_2）	定着の長さ 下げ筋（L_3） 小梁	定着の長さ 下げ筋（L_3） スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（L_1）
ＳＲ235	21、24	35ｄフックつき	25ｄフックつき	15cmフックつき	35ｄフックつき
	18以下	45ｄフックつき			45ｄフックつき
ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ ＳＤ345	21～36	35ｄまたは25ｄフックつき	25ｄまたは15ｄフックつき	10ｄかつ15cm以上	40ｄまたは30ｄフックつき
	18以下	40ｄまたは30ｄフックつき			45ｄまたは35ｄフックつき
ＳＲ235	27～36	35ｄまたは25ｄフックつき			40ｄまたは30ｄフックつき
	21、24	40ｄまたは30ｄフックつき			45ｄまたは35ｄフックつき

注）　許容応力度計算、許容応力度等計算、その他構造計算を要さない小規模建築物の場合は、梁主筋の柱への定着は 40d とする。

継　手

1．端末のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない

2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする

3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

4．Ｄ29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない

5．鉄筋径の差が７mmを超える場合は、圧接としてはならない

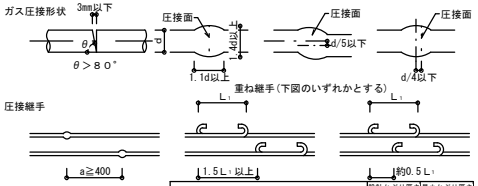

（４）　かぶり厚さ　（単位：mm）

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。

部位			設計かぶり厚さ(mm)	最小かぶり厚さ(mm)
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋内	30	20
		屋外	40(1)	30(20)
	柱 はり 耐力壁	屋内	40	30
		屋外	50(2)	40(1)(30)
	擁壁		50(3)	40
土に接する部分	柱・はり・床スラブ・耐力壁		50	40(4)
	基礎・擁壁		70	60(4)

注）　(1)　耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて30mmとすることができる。
(2)　耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。
(3)　コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。
(4)　軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
(5)　（　）内は仕上げがある場合。
(6)　土に接する部分のかぶりは増加する厚さを打ち増しとする。

（５）　鉄筋のあき

丸鋼では径，異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上

粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25以上

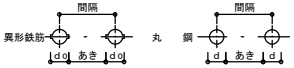

図の○印の鉄筋の重ね継手の端部にはフックが必要

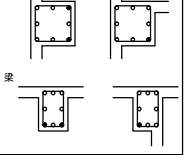

（６）　鉄筋のフック(a～fに示す鉄筋の端末部にはフックをつける。)

a．丸鋼　b．あばら筋，帯筋　c．煙突の鉄筋

d．柱，梁(基礎梁は除く)の出すみ部分の鉄筋(右図参照)

e．単純梁の下端部

f．その他，本配筋標準に記載する箇所

３．杭　（地震力等の水平力を考慮して、別途検討すること。）

（１）　ＰＲＣ杭，又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

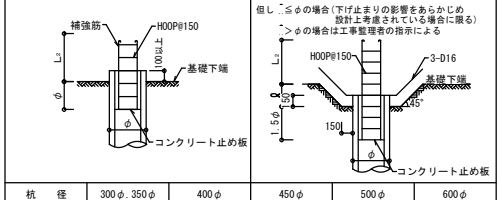

杭　径	300φ，350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	6-D13	8-D13	10-D13	8-D16	10-D16
ＨＯＯＰ	D10-@150				

（２）現場打ちコンクリート杭

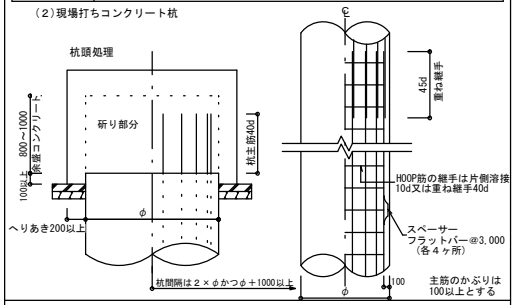

４．基　礎

（１）　直接基礎

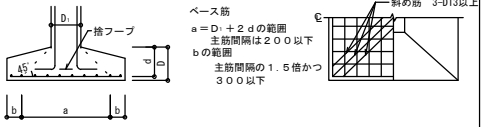

（２）　杭 基 礎

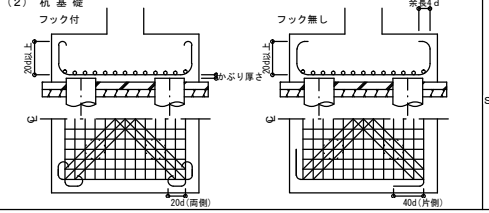

（３）　べた基礎

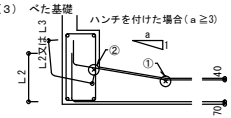

1．耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう
　但し上筋と下筋を読みかえる

2．①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする

3．②の鉄筋はＤ１３以上

4．埋戻し土のある場合は 40 を 70 とする

（４）　基礎接合部の補強

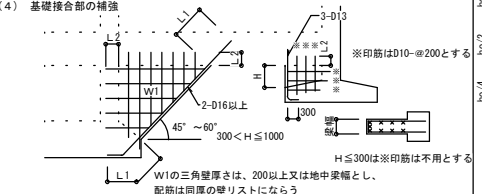

W1の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は同厚の壁リストにならう

５．地中梁

（１）　独立基礎、杭基礎の場合（定着、継手）

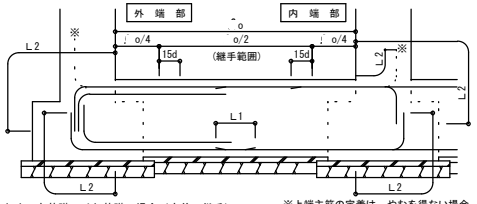

（２）　布基礎、べた基礎の場合（定着、継手）

※上端主筋の定着は、やむを得ない場合、上向きとすることができる。

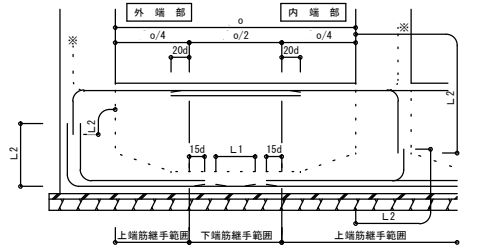

（３）　小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋

地中梁の主筋と頭付スタッドボルトによる、おさまりに注意する

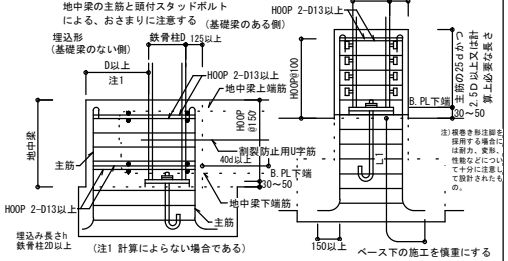

注)根巻き形法鋼を採用する場合には耐力、変形、性能などについてサッシに注意して設計されたもの。

（４）　水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

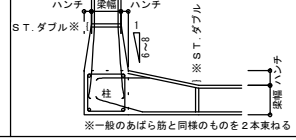

※一般のあばら筋と同様のものを２本束ねる

（５）　せいの高い梁のあばら筋加工要領図

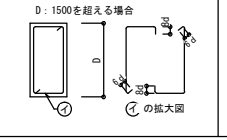

６．柱

（１）　柱主筋の継手

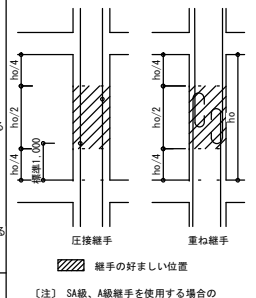

〔注〕　SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。

（２）　柱主筋の定着

柱、梁の定着L2以上が確保されない場合はかご鉄筋で補強、または特記により補強する

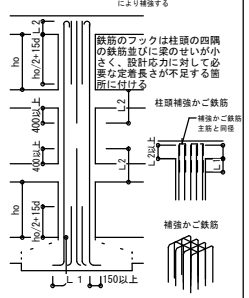

（３）　帯　筋

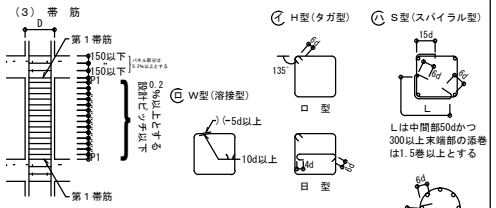

注１．　第１帯筋は、梁づらに入れる

注２．　W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける

注３．　フック及び継手の位置は、交互とする

（４）　斜め柱・斜め梁

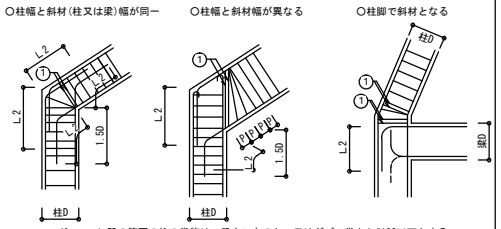

注１．　1.5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、又はダブル巻とし@100以下とする

注２．　①の鉄筋は2-D13かつ、２本の一段太い鉄筋とする

（５）　絞　り

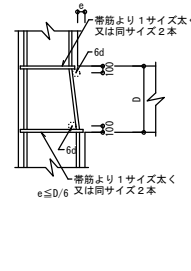

（６）　二段筋の保持

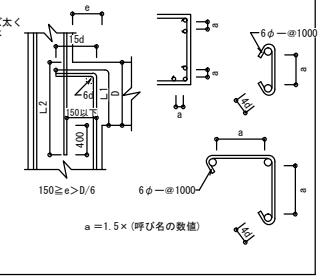

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	ストックヤード建設工事	区分	A Ⓢ E M
担当責任者　製図	縮尺 A3：No scale	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）	一級建築士　日高雅人（登録番号　第２６２８１８号）	NO. 04 / JOB NO.

Ｌ＝鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)の２－(３)による。

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

構造詳細図該当項目

7. 大梁、小梁、片持梁

（１） 定 着

ⓐ 大梁

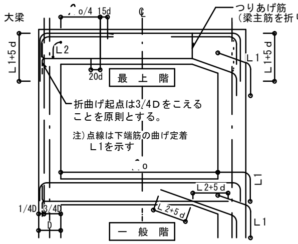

柱幅が大きい場合

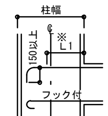

※ 柱幅が大きくて、直線部だけでL1がとれる場合でも柱中心線をこえて中間折曲げテール長 150以上又は180° フック付とする

ⓑ 小梁の定着

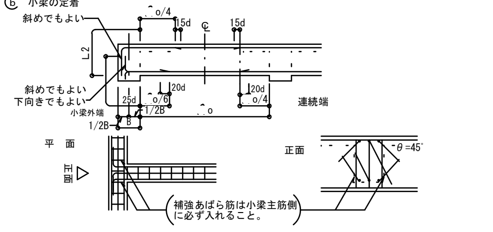

ⓒ 片持ち梁の定着

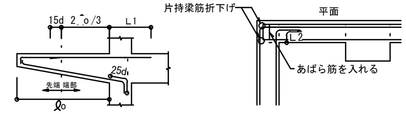

（２） 大梁主筋の継手

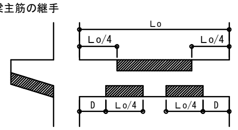

▨ は継手位置の好ましい位置

（３） あばら筋、腹筋、幅止めの配置

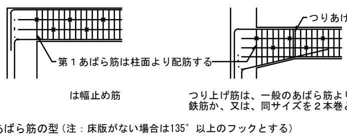

＊ は幅止め筋

つり上げ筋は、一般のあばら筋より、１サイズ太い鉄筋か、又は、同サイズを２本巻とする

（４） あばら筋の型（注：床版がない場合は135° 以上のフックとする）

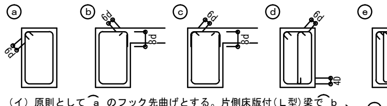

（イ）原則として ⓐ のフック先曲げとする。片側床版付（Ｌ型）梁で ⓑ 、両側床版付（Ｔ型）梁で ⓒ 又は ⓑ とすることができる。

（ロ）フックの位置は ⓐ にあっては交互、ⓑ にあってはスラブ側とする。

ⓕ 梁成の大きい場合やSRC造のあばら筋の納まりに使用する事ができる。

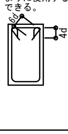

（５） 幅止め筋の本数、加工

腹 筋	D＜600 不要 600≦D＜ 900 2-D10(9φ) １段 900≦D＜1200 4-D10(9φ) ２段 1200≦D D10(9φ)@300以内
幅止め筋	D10(9φ)@1000以内で割り付ける

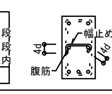

8. 床 版

（１） 定着および継手

ⓐ 片持床スラブ

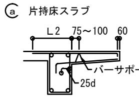

ⓑ 一般床スラブ

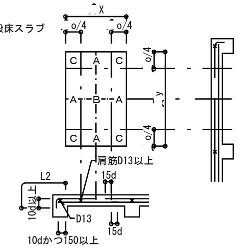

継手位置は原則として下表による。

		標準継手位置
上端筋	短辺方向	B
	長辺方向	B
下端筋	短辺･長辺方向	A C

（２） 屋根スラブの補強

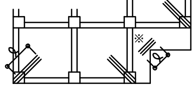

ⓐ 補強筋は各3-D13又はスラブ主筋の同一径で ℓ＝1,500とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ ※の個所（入隅）は各階補強する

（３） 片持ちスラブ出隅部補強

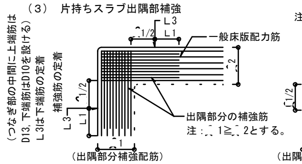

注）出隅部の補強筋は，計算により算出する。

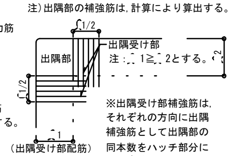

※出隅受け部補強筋は，それぞれの方向に出隅補強筋として出隅部の同本数をハッチ部分に配置する。

（４） 床版開口部の補強

（開口の径500程度の場合）

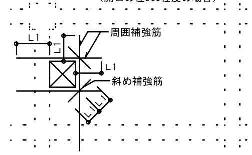

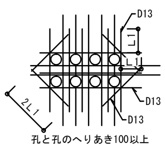

床板厚さＤ	周 囲	斜 め
Ｄ≦150	各2－D13	各1－D13
150＜Ｄ≦200	各2－D13	各2－D13
200＜Ｄ≦300	各2－D19	各2－D16

注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５） 床板段差

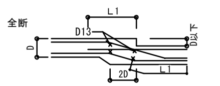

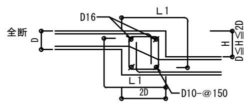

（６） 土間コンクリート

ⓐ 軽作業の土間

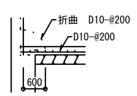

ⓑ 間仕切壁との交叉部

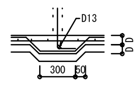

（７） 釜場

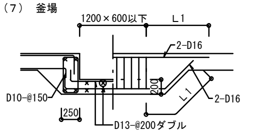

(8) 打継ぎ補強（ダメ穴打継面について）

●設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2Ｌ1以上

●無筋部分D10-@200 長さ800以上

9. 壁

（１） 定着

ⓐ 梁に

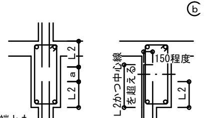

横筋の配置は上下端とも梁、又は床面に一段目を配置する。

ⓑ 柱に（平面図）

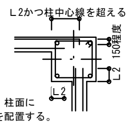

縦筋は、柱面に一本目を配置する。

ⓒ 床に （非耐力壁とスラブが取り合う場合）

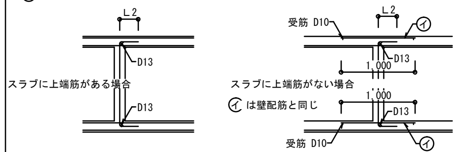

ⓒ 壁と壁 （平面図）

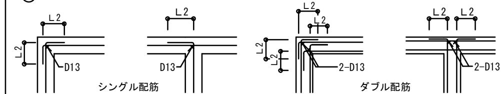

（２） スリット部 （設計図に記入のあるとき）

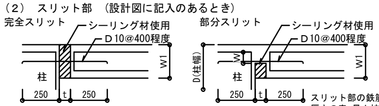

W≦D/6, Wt/2 かつ7cm

tはスリット長さのの1/100以上とする

スリット部の鉄筋の被り厚さは2-(4)被り厚さの表，最小被り厚さ以上とする。

（３） 手摺、パラペット

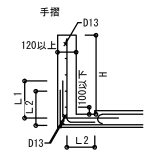

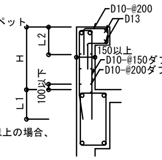

（但し、Ｈ≧800以上の場合、設計図による）

（４） コンクリートブッロク帳壁

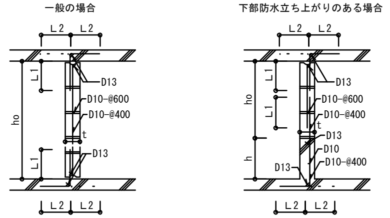

注）ho≦25ｔかつ3500以下とする。但し直交方向25ｔ以内に壁、又は柱がある場合は除く

注）hはコンクリートブロック段数調整寸法とする。但し、200≦ h ≦400

注）継手部は必ずモルタルを充填すること

10. 柱、梁増打コンクリート補強

（増打するときは事前に設計者、及び工事監督と打ち合わせのこと）

（１） 柱

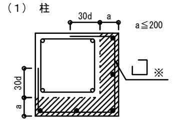

ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

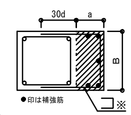

ハッチ部分の面積Ａ㎠
補強タテ筋

Ａ＜500	500≦Ａ＜1000	1000≦Ａ＜1500
3－D16	4－D16	6－D16

※柱と同径、同ピッチとする。

（２） 梁

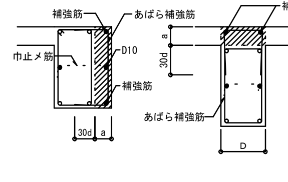

・補強筋は、梁主筋の1段落し径（D16以上）とする。
・あばら補強筋は、梁と同径、同じピッチとする。
・腹筋Ｄ10ピッチは、梁の腹筋と合せる。
・Ｄ≧400の場合は補強筋を3本とする。
・ａは100～200程度。
・梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。
・ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

11. 梁貫通孔補強

（開口補強筋については計算により確認すること）

（１） 設置可能範囲

梁端部（スパンℓ/10位内かつ2Ｄ以内）は避ける

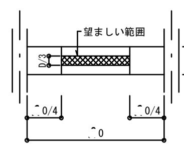

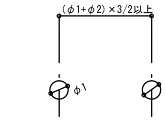

貫通孔が連続して間隔等が取れない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

（２） 鉄筋標準配筋 　但し、φ≦D/3とする

80≦φ≦100	100＜φ≦150	150＜φ≦250
折 筋 2-(2-D13) 縦 筋 ST 2-D13	折 筋 2-(2-D13) 縦 筋 ST 2-D13-@50 横 筋 2-(2-D13) 上下縦筋 ST 2-D13-@50	斜 筋 4-(2-D13) 縦 筋 ST 2-D13-@50 横 筋 2-(2-D13) 上下縦筋 ST 2-D13-@50

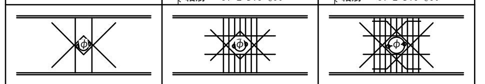

φ＞250
孔補強の有効範囲と定着長さのとり方

※部分について計算で確認された場合は右記の位置、寸法によらなくて良い。

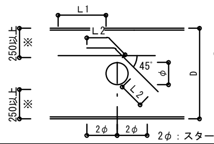

2φ：スターラップ補強範囲

●梁幅が400を超える場合は補強筋でD13はD16又は、2-D13は3-D13と、各々読みかえる。

（３） 既製品（使用するときには、設計者又は工事監理者と打合わせのこと）

ウェブレン、ダイヤレン 等 日本建築センタ 一評価取得品とする。
施工前に計画書を提出し、承認を得ること。
施工前に使用する評価取得品については計算書を提出する事。

□ リング型 □ パイプ型 □ 金網型 □ プレート型

12. 増築予定

（将来増築予定のコンクリート増打ち部分は、増築時の鉄筋継手工法を考慮して措置する）

（１） 柱、梁

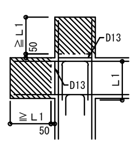

（２） 地中梁

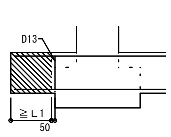

（３） 床版、壁

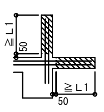

一級建築士 第329649号 竹田 和彦
構造設計一級建築士 第9035号

株式会社 下舞設計 SHIMOMAI SEKKEI 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認	作成年月日	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士 日高雅人	区分 A Ⓢ E M
	担当責任者 製図	縮尺 A3：No scale	図面名称 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）	(登録番号 第２６２８１８号)	NO. 05 JOB NO.

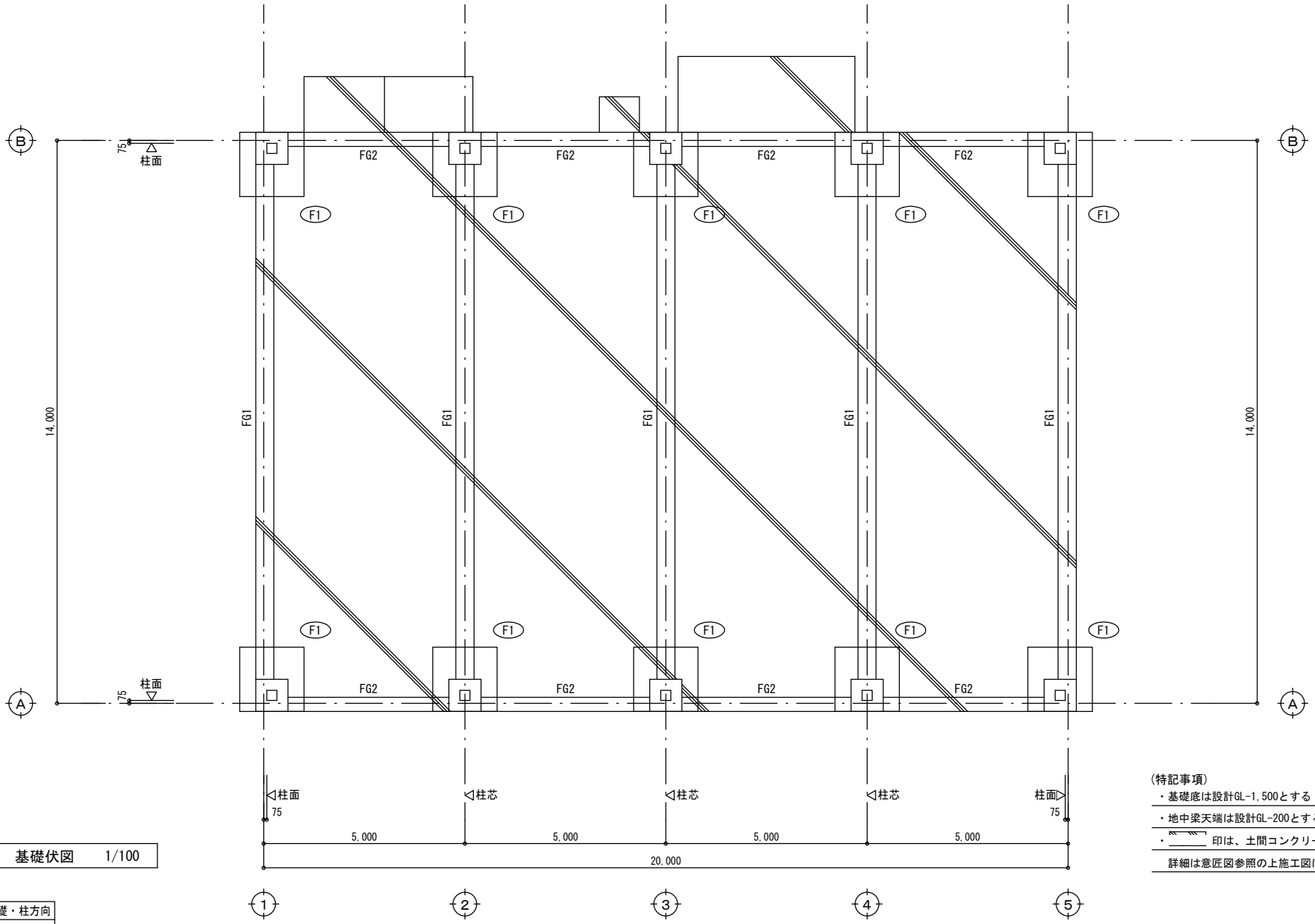

基礎伏図　1/100

基礎・柱方向

Y
X

(特記事項)

・基礎底は設計GL-1,500とする

・地中梁天端は設計GL-200とする

・ 印は、土間コンクリートを示す

詳細は意匠図参照の上施工図による

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 基礎伏図	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 06 JOB NO.

基礎リスト　1/40

Ｆ１

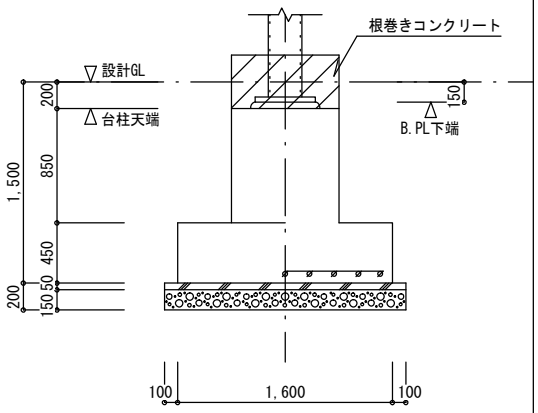

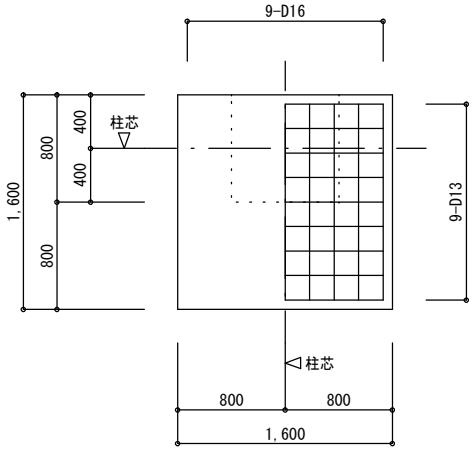

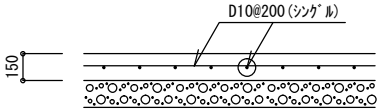

土間コンクリート配筋図

台柱，柱脚リスト　1/30

特記事項
・特記無き限りベースプレートについては、SN490Cとする
・特記無き限りアンカーボ゛ルトについては、ABR490とする

符　号	Ｃ２５
主　材	□ － 250 × 250 × 12　(BCR295)
柱　脚	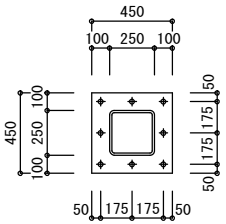
ＢａｓｅＰＬ	PL-36 × 450 × 450
Ａ．ＢＯＬＴ	8-M30　(定着長 L=690)
	（二重ナット締め）定着板(規格品100×100)
台　柱	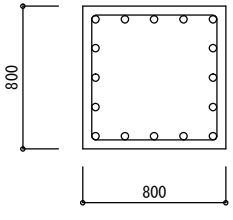
主　筋	16-D22
ＨＯＯＰ	D10@100

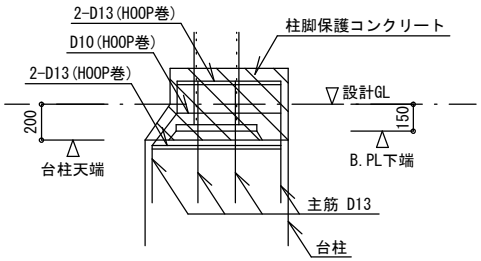

柱脚保護コンクリート配筋図　1/30

地中梁リスト　1/30

・巾止メ筋はD10@1000以下とする

符　号	ＦＧ１	ＦＧ２
位　置	全断面	全断面
断　面	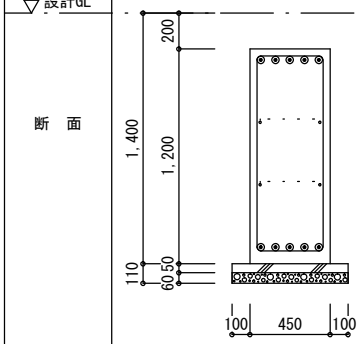	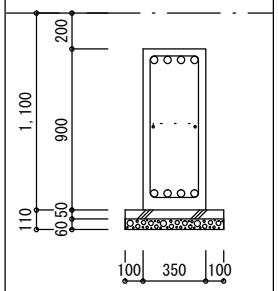
Ｂ×Ｄ	450 x 1,200	350 x 900
上端筋	5-D25	4-D22
下端筋	5-D25	4-D22
ＳＴＰ	□-D13@200	□-D10@200
腹　筋	4-D10	2-D10

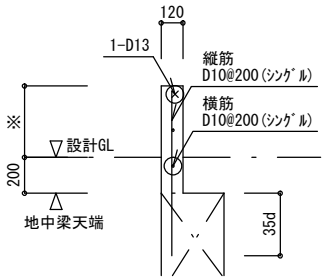

腰壁部配筋図　1/30

・※印寸法は意匠図参照の上施工図による。

梁増打コンクリート補強筋要領図

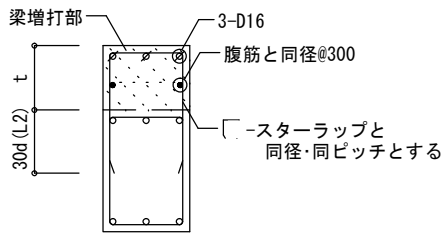

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/30,1/40	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 基礎リスト，台柱・柱脚リスト，地中梁リスト	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 07 JOB NO.

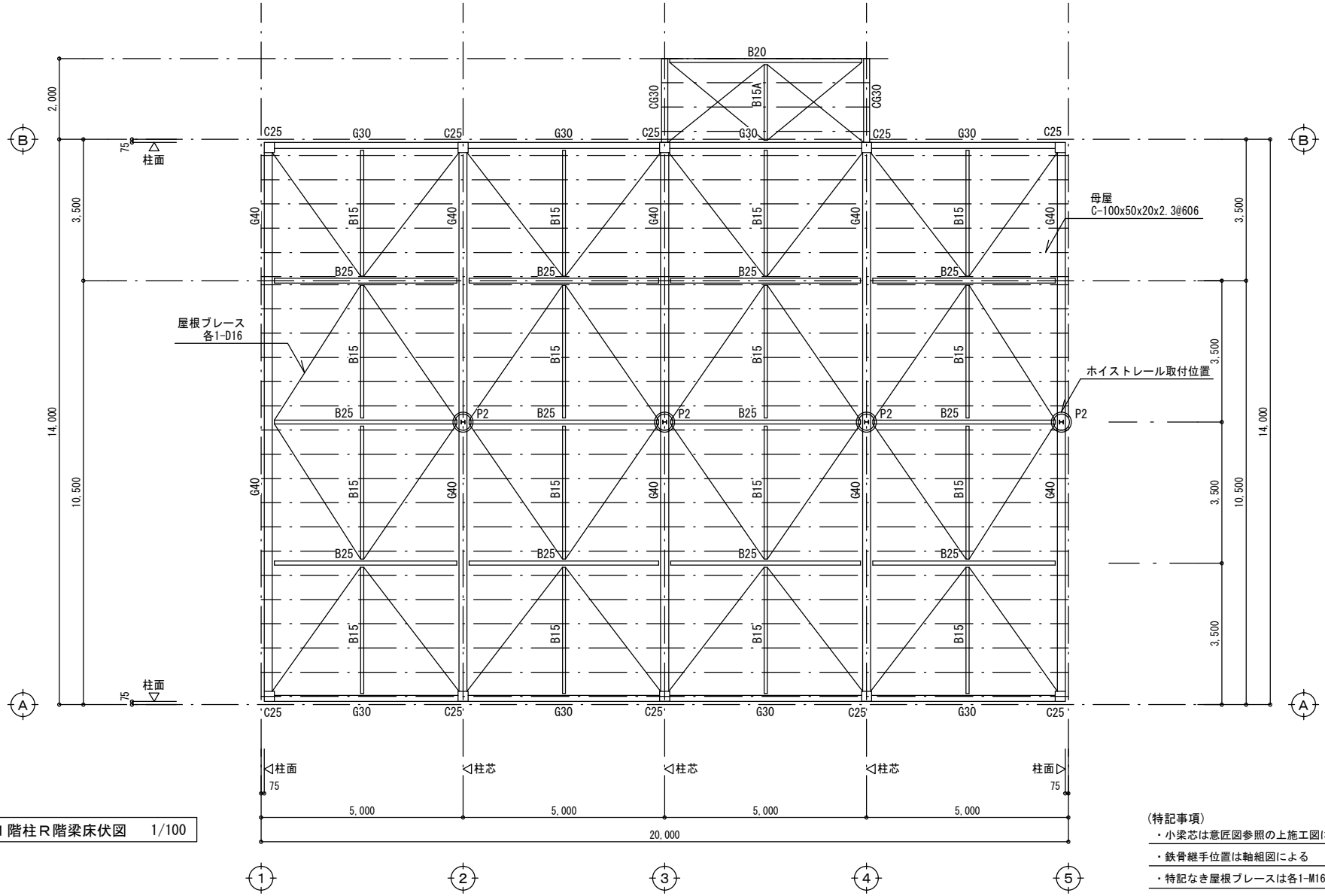

1階柱R階梁床伏図　1/100

(特記事項)

・小梁芯は意匠図参照の上施工図による

・鉄骨継手位置は軸組図による

・特記なき屋根ブレースは各1-M16とする

柱方向

Y
X

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 1階柱R階梁床伏図	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 08 JOB NO.

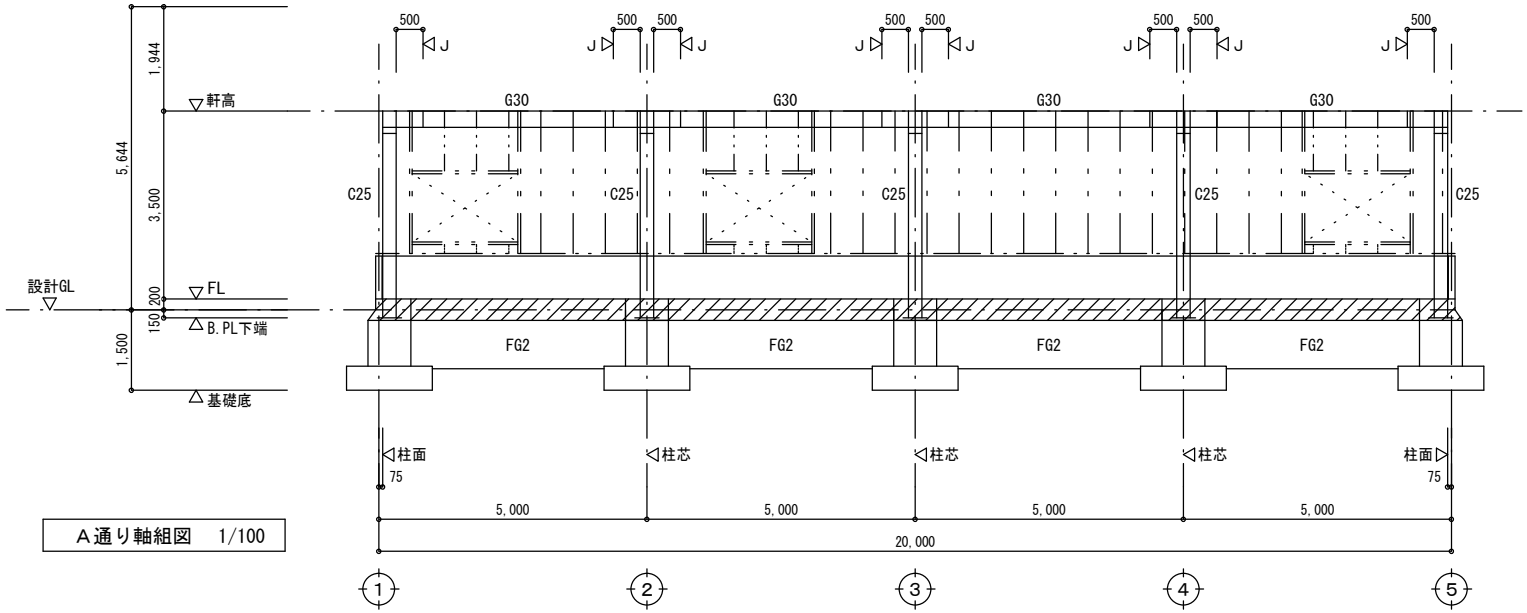

A通り軸組図　1/100

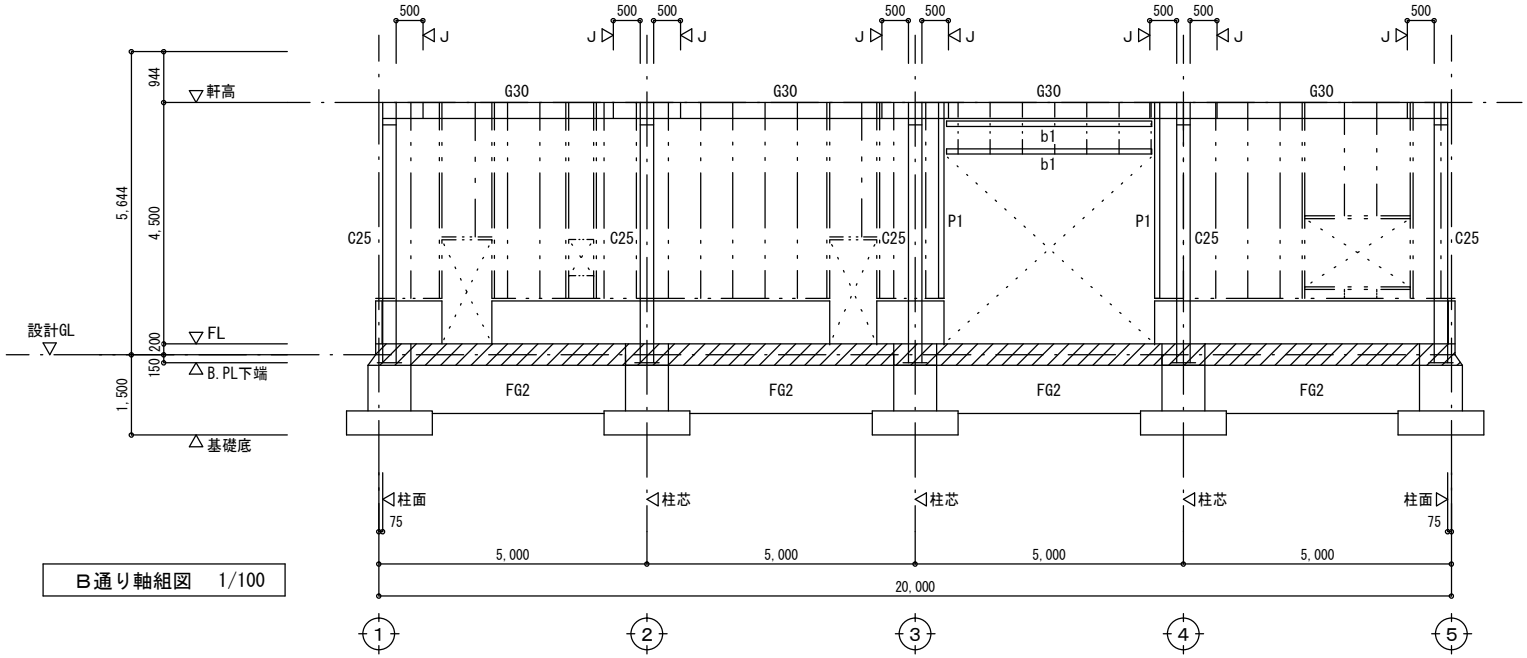

B通り軸組図　1/100

(特記事項)

- 縦胴縁 C-100×50×20×2.3@600とする
- 特記無き限り　　は、2C-100×50×20×2.3 を示す
- 胴縁割付けは施工図による
- 印部は、増打ち部を示す
- 特記無き限り基礎符号はＦ１とする

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 軸組図（１）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 09 JOB NO.

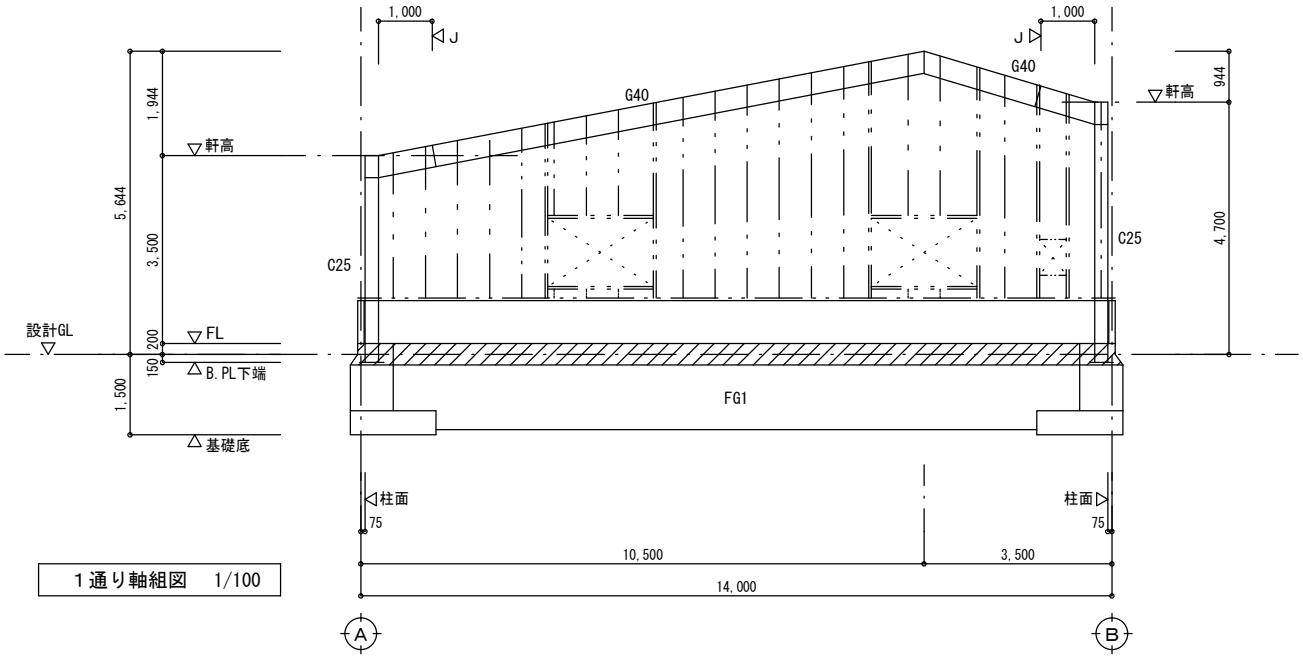

１通り軸組図　1/100

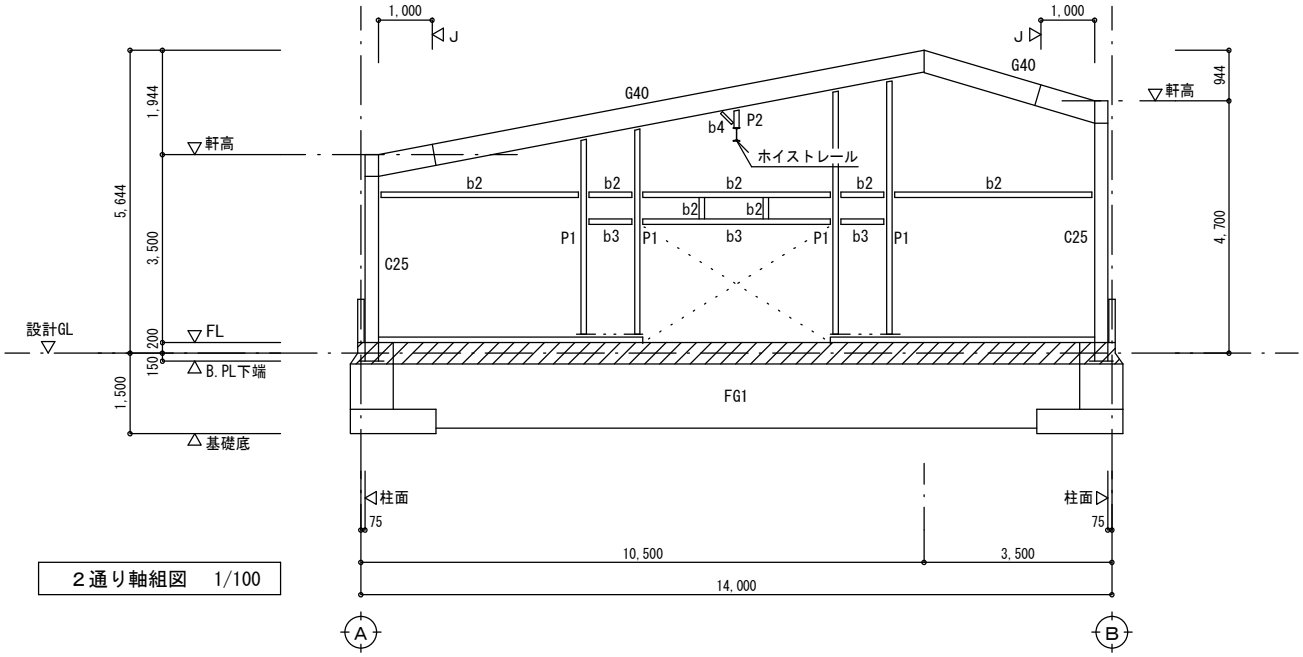

２通り軸組図　1/100

(特記事項)

- 縦胴縁 C-100×50×20×2.3@600とする
- 特記無き限り　　は、2C-100×50×20×2.3 を示す
- 胴縁割付けは施工図による
- ▽▽▽▽▽ 印部は、増打ち部を示す
- 特記無き限り基礎符号はＦ１とする

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 軸組図（２）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 10 JOB NO.

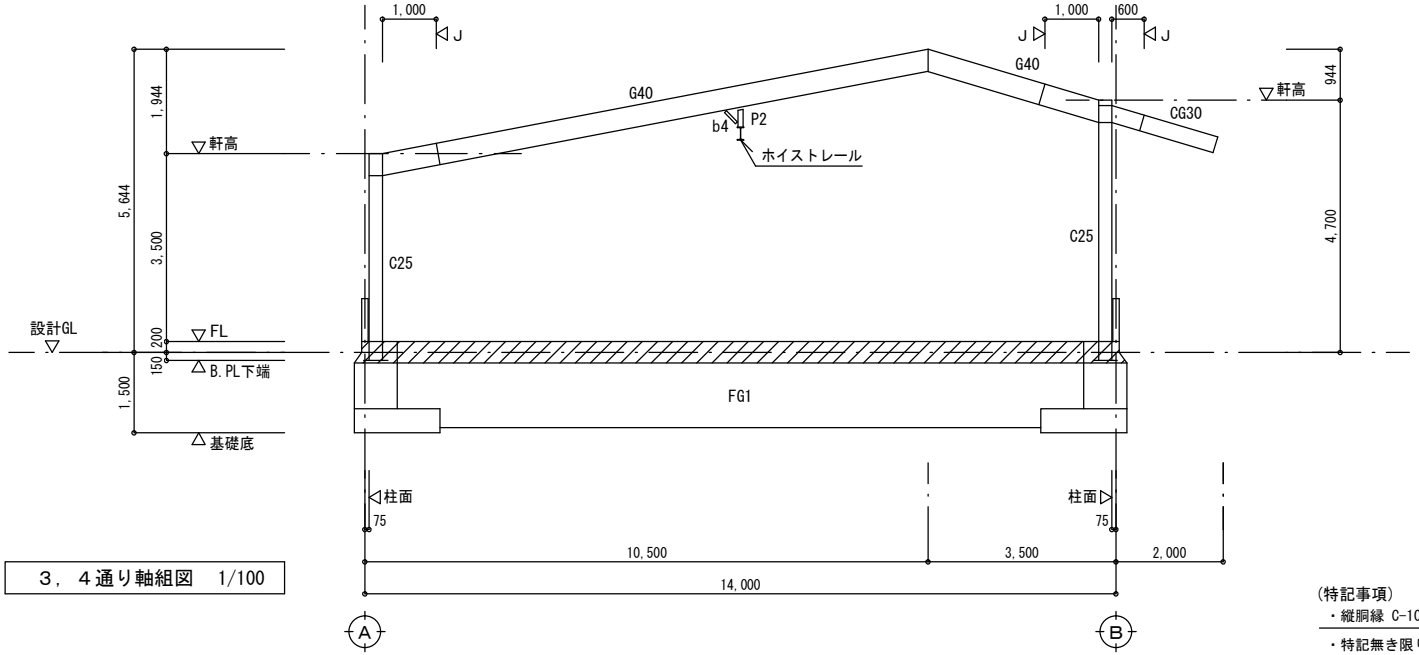

３，４通り軸組図　1/100

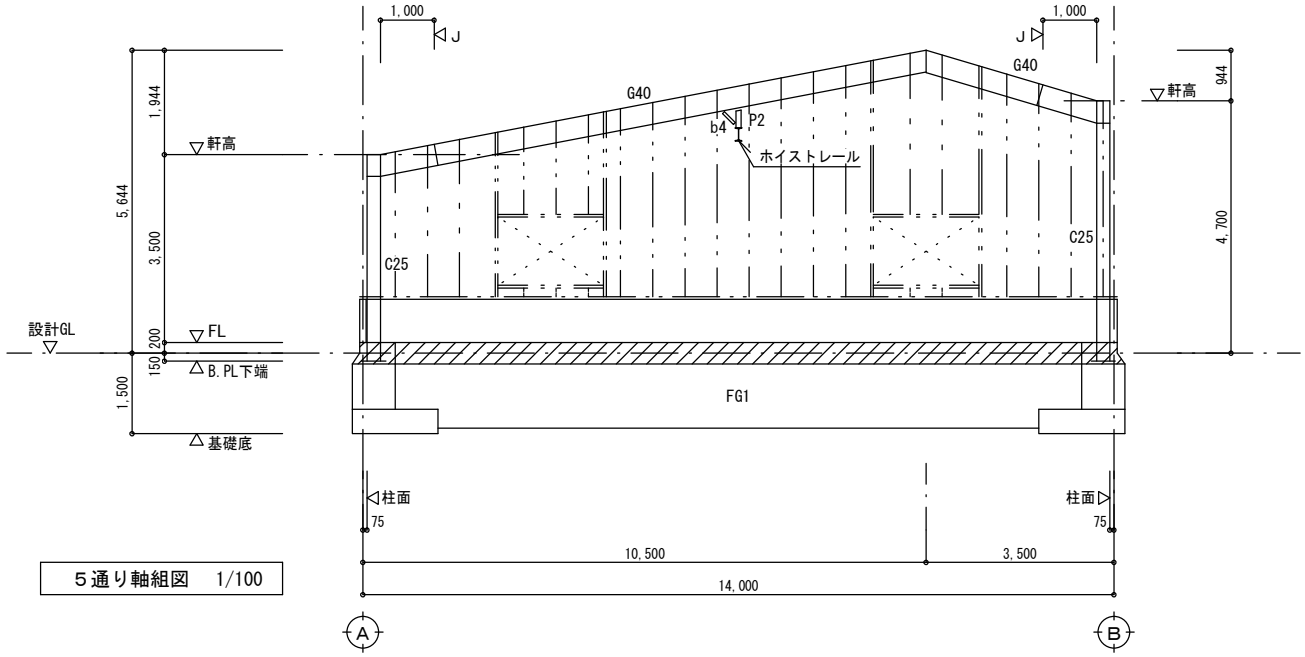

５通り軸組図　1/100

(特記事項)

- 縦胴縁 C-100×50×20×2.3@600とする
- 特記無き限り　　は、2C-100×50×20×2.3 を示す
- 胴縁割付けは施工図による
- ▽▽▽▽ 印部は、増打ち部を示す
- 特記無き限り基礎符号はＦ１とする

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺 A3：1/100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 軸組図（３）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 11 JOB NO.

鉄骨部材リスト

・ボルトピッチ（P）、へりあき（e）（標準）　（単位：mm）

軸径d	M12	M16	M20	M22	M24
p	50	60	60	70	70
e	30	40	40	45	45
ボルト穴径	13．0	17．0	21．5	23．5	25．5

柱リスト

（特記事項）
1）ダイヤフラムプレートは　取付く梁のフランジと食違いないように厚くすること。
2）ダイヤフラムの材質は、SN490Cとする。

符　号	階	使　用　部　材	備　考
C25	1階	□－250×250×12	BCR295

大梁リスト

使用鋼材　SS400　H．T．B　S10T
外部に使用している部材は全て溶融亜鉛メッキ処理とし、H.B.T　F8Tを使用すること

符　号	H型鋼サイズ H×B×t1×t2	継　手							
		タイプ	フランジ			ウェブ		g1	g2
				添　板	H．T．B	添　板	H．T．B		
G40	H－400×200×8×13	A	外	PL－ 9×200×410	3×2－M20	2PL－9×260×170	4×1－M20	120	60
			内	2PL－ 9× 80×410					
G30	H－300×150×6．5×9	A	外	PL－ 9×150×290	2×2－M20	2PL－6×200×170	2×1－M20	90	120
			内	2PL－ 9× 60×290					
CG30 ＜F8T＞	H－300×150×6．5×9	A	外	PL－ 9×150×290	2×2－M20	2PL－6×200×290	2×2－M20	90	120
			内	2PL－ 9× 60×290					

継手形状

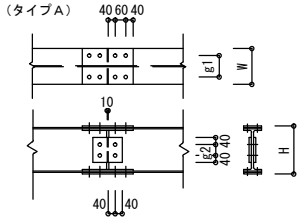

片持梁リスト

使用鋼材　SS400
外部に使用している部材は全て溶融亜鉛メッキ処理とし、H.B.T　F8Tを使用すること

符　号	H型鋼サイズ H×B×t1×t2	備　考
CG30	H－300×150×6．5×9	工場溶接（継手は大梁リスト参照）

小梁リスト

使用鋼材　SS400　H．T．B　S10T
外部に使用している部材は全て溶融亜鉛メッキ処理とし、H.B.T　F8Tを使用すること

符　号	タイプ	使用部材	PL－（1）	N－径
B25	TYPE-1	H－250×125×6×9	PL－6	3－M20
B20	TYPE-1	H－200×100×5．5×8	PL－6	2－M16
B15	TYPE-1	H－150×75×5×7	PL－6	2－M20
B15A	TYPE-1	H－150×75×5×7	PL－6	2－M16

小梁継手形状

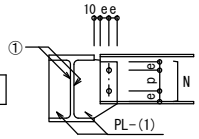

TYPE-1（一面せん断）

その他部材リスト

特記事項
1）特記無き限り材種はSS400とする。

符　号	使　用　部　材	備　考
母屋	C－100×50×20×2．3@606　（SSC400）	ピースPL－4．5　中ボルト　2－M12
屋根ブレース	1－M16（ターンバックル付）	G．PL－9　H．T．B　1－M16
縦胴縁	C－100×50×20×2．3@600　（SSC400）	ピースPL－4．5　中ボルト　2－M12
開口補強	2C－100×50×20×2．3　（SSC400）	ピースPL－4．5　中ボルト　2－M12
P1	□－100×100×6　（STKR400）	G．PL－6　H．T．B　2－M16
P2　（レール吊材）	H－100×100×6×8	G．PL－6　H．T．B　2－M16
b1	□－100×100×6　（STKR400）	G．PL－6　H．T．B　2－M16
b2	□－100×100×4　（STKR400）	G．PL－6　H．T．B　2－M16
b3	2C－150×50×20×3．2（横使い）　（SSC400）	ピースPL－4．5　中ボルト　2－M12
b4	L－50×50×6	G．PL－6　中ボルト　2－M12
ホイストレール	I－250×125×7．5×12．5	G．PL－6　H．T．B　2－M20

一級建築士　第329649号　竹田 和彦
構造設計一級建築士　第9035号

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町4番4号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	区分 A Ⓢ E M
担当責任者　製図	縮尺 A3：No scale	図面名称 鉄骨部材リスト	NO. 12
		ストックヤード建設工事	JOB NO.

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第262818号）

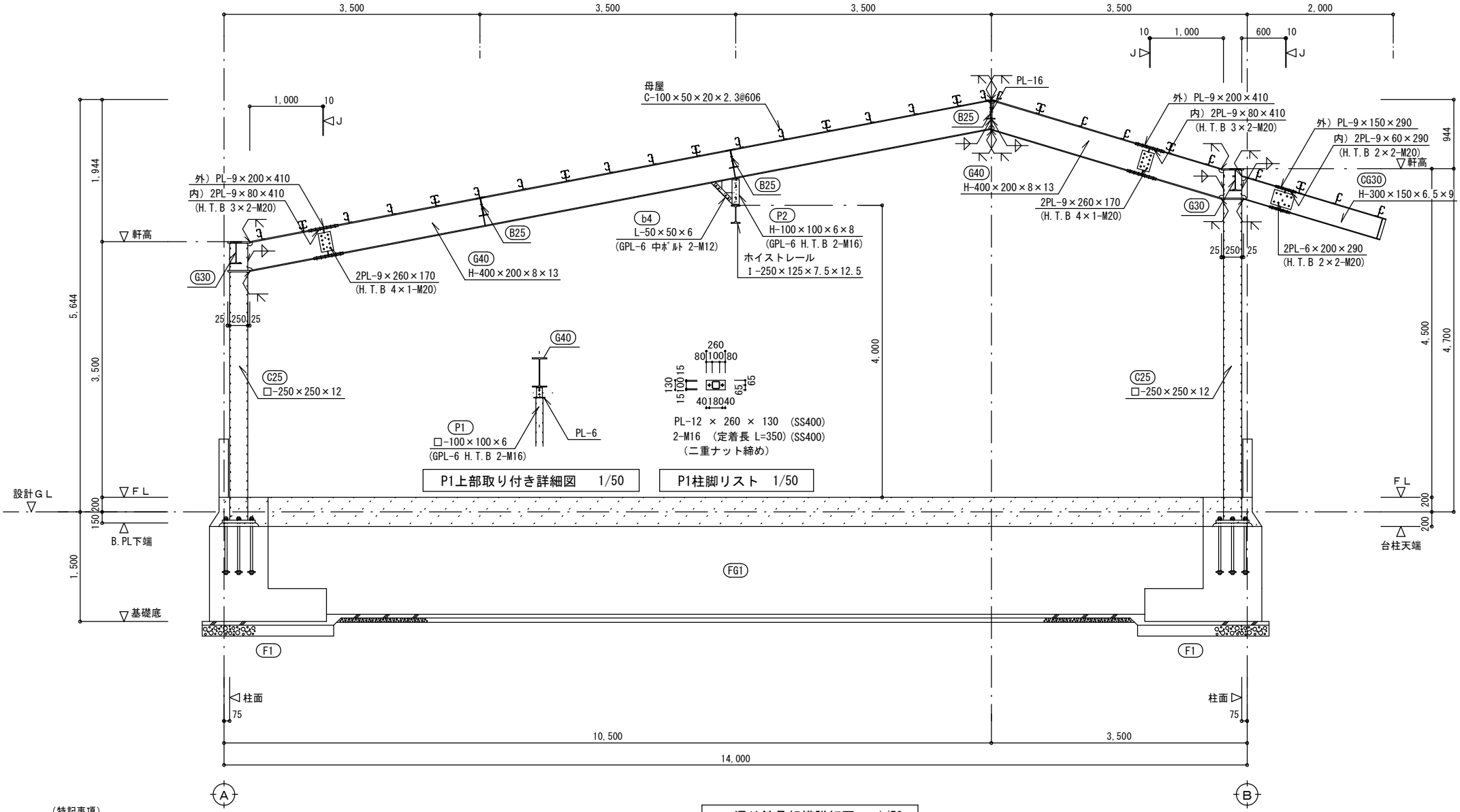

4通り鉄骨架構詳細図 1/50

（特記事項）

ダイヤフラムプレートは 食違いないように取付く梁のフランジより厚くすること。

梁フランジより 通しダイヤフラム：２サイズ以上アップのこと（取り付く梁の段差も考慮のこと）

内ダイヤフラム：同厚以上のこと（取り付く梁の段差も考慮のこと）

ダイヤフラムについては、ＳＮ４９０Ｃとする。

継手位置については運搬等を考慮の上、現場にて打ち合わせの上最終決定とする。

一級建築士 第329649号 竹田 和彦
構造設計一級建築士 第9035号

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 縮尺 A3：1/50	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 ４通り鉄骨架構詳細図	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 A Ⓢ E M NO. 13 JOB NO.

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　鹿児島県阿久根市多田3771-1

2．建物概要

建物概要	構造	○RC　○SRC　●S　○W	
	階数	増築棟	地上　１　階
	延べ面積		２８０　㎡
	建物用途		

Ⅱ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成３１年版），国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成３１年版），国土交通省住宅局編集協力の公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）（以下標準仕様書という）による。

2．機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。

3．耐震施工は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）」による。

4．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は下記による。

（１）特記事項に　○印をつけたものを適用する。

（２）○印のないものは※印をつけたものを適用する。

（３）○印および※印が共にある場合は、○印のあるものを適用する。

5．施工計画書は、着工に先だち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。

6．本工事の施工に必要な官公庁等への手続きに要する費用は、請負金額の範囲内とする。

7．本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに積算された電気使用料および基本料は請負金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。

8．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡して、立会検査もしくは指示に従うこと。

9．設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては原則として請負金範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。

10．発生材の処置については、関係法令に基づき、適正に処理すること。

11．各工種の施工に当っては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。

12．図面表示の姿図寸法等は参考とし、施工上やむなく発生する多少の寸法違いは差し支えない。

13．前金払について。（●を適用）

●契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。

（契約会計年度出来高予定額の率は、契約金額の　　　%程度、次年度　　　%程度である。）

○建設工事請負契約書第４１条第３項を適用し、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金も含めて契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

14．中間前金払い又は部分払いについて。（●を適用）

本工事において、中間前金払い又は部分払いのいづれかを選択するものとする。

１）中間前金払い

●中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。

○中間前払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　　　%）

中間前払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。

２）部分払い

本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされないものについては３回を越えて部分払いをすることはできない。

15．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（登録内容確認書）の写しを監督職員に提出すること。

（受注時、変更時、完成時）

16．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について

１）請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。

２）請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。

３）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

17．県産資材等の優先使用について

１）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

２）以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

《指定主要資材（７品目）》

生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝

３）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

４）監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

18．ダンプトラック等による過積載等の防止について

１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

２）過積載を行っている資材納入業社から、資材を購入しないこと。

３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業社等の利益を不当に害することがないようにすること。

４）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

６）下請け契約の相手方又は資材納入業社を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

７）１）～６）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅲ　特記事項

区分	項目	特記事項
共通事項	① 使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。
	② 特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
	③ 建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事仕様書による。
	④ 別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
	⑤ 施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに支庁、地域振興局建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
	⑥ 工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを請負者にて保管する。なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること） 写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 （１）デジタルカメラの有効画素数１００万画素数以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないもとする。 （２）「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 （３）現行のカラー写真とする場合は，監督員の承諾を受けること。 （４）請負者は、完成検査若しくは工事目的物引渡しが完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。

分類			内容
工程写真	スラブ		各階工程配管　（スケール付）
	壁　柱		各階工程配管　（〃）
	天井いんぺい		各階工程配管　（〃）
	地中埋設	配管	各工程配管　（〃）
		ケーブルシート	各工程　（〃）
		接地極	各極　（〃）
	マンホール	基礎	原則として１基ごと（〃）
		内部	原則として１基ごと（〃）
		外部	原則として１基ごと（〃） 配管挿入面の防水処理状況
	入線		工事種別ごと
	資材		機器材料ごと
完成写真			全工事および全景
その他監督員の指示した箇所			

区分	項目	特記事項
共通事項	⑦ 製作図その他	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 （１）各種照明器具、管球、安定器、換気扇 （２）受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤、監視盤 （３）ブロックマンホール、電柱 （４）フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト （５）変圧器、高圧進相コンデンサ、リアクトル、アレスター （６）しゃ断器、高圧開閉器 （７）電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 （８）構内交換装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内情報通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置 （９）その他監督員の指示するもの
	⑧ 工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
	⑨ 立会検査を要する施工工程	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・コンクリート打込前 いんぺい配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了前 地下埋設配管・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了埋戻し前 入線配線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時 機器材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場搬入後 機器取付・・・・・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時 上記に示す各工程に達するときには、一般事項８などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。
	⑩ 工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の２０日までに監督員に提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと）
	⑪ 完成図	設計原図を施工現場と一致するよう必要な訂正をした後、監督員の承諾を得て、白焼か青写真に複写しＡ－４版サイズに製本したもの１部、Ａ－３縮小二つ折り製本２部及びＣＤ－ＲＯＭ１部を提出する。 訂正した原図は監督員に返納する。
	⑫ 試験成績書	下記事項の試験成績書１部を、出来形確認時に監督員に提出する。 （１）絶縁抵抗測定結果表 （電線相互間及び電線と大地間） （２）接地抵抗測定結果表 （接地箇所、接地種別ごと） （３）高圧保護継電器性能試験結果表 （４）高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（１）～（４）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者氏名及び測定器製品番号種別を記入する。 （５）テレビ共同受信電界強度測定結果表 （６）消防法関係設備合格証明書 （７）回路試験結果表 （８）その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。
	⑬ 申請書類	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを２部づつ作成し、完成図と一緒に提出する。
	⑭ 完成図書	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等（保守指導案内書）を２部作成し、完成図と一緒に提出する。
	⑮ 接地標示及びケーブル埋設標示	（１）接地標示 ア　標示方法・・・標示板 イ　標示位置・・・標示板によるときは接地極直近の屋外の見やすい位置。 ウ　標示板の寸法等は下表の数値以上とする。

	標示板 材質	標示板 寸法（mm）
Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ種	黄銅板	1.5 x 100 x 150

別に定める「接地標示等基準」による。

（２）ケーブル埋設標示

ア　標示方法

原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。

イ　標示位置

ケーブルシートは、全ての地中配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線３０ｍ毎に１個設ける。

ウ　標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。

	材質	寸法（mm）
標示板	黄銅板	1.5 x 100 x 150
標柱	コンクリート	80 x 80 x 300

別に定める「接地標示等基準」による。

16．マンホール

（１）ブロックマンホールは、下記による。

ア　構造・・・・鉄筋コンクリート製（設計強度２１Ｎ／mm^2）とする。

イ　寸法・・・・図面記入寸法により監督員の承諾を得ること。

ウ　蓋の構造　●鉄蓋○化粧鉄蓋

●簡易防水○完全防水

エ　蓋の耐荷重

蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はＨＡＳＳ－２０９によるものを基準とし、安全荷重の４倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様に明記ないときの破壊荷重は下記による。

Ｒ２Ｋ（２０ＫＮ）　Ｒ８Ｋ（８０ＫＮ）

オ　蓋の表示

マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。

（ア）種別表示・・・中央部に「電」とする。

（イ）所有者表示・・周辺部に「鹿児島県」とする。

カ　防水及び水抜

（ア）ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。

（イ）マンホール内のパイプ挿入箇所は完全な防水処置をする。

（ウ）水抜は監督員の指示による。

キ　ケーブル支持材・・・・・監督員の指示による。

ク　その他・・・　原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。

区分	項目	特記事項
共通事項	⑰ プレート	配線器具等のプレートは下記による。 ○樹脂　○新金属　○WP　●ステンレス
	⑱ 配管の塗装	塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類の除去すること。 （鉄面はワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。） 塗装は、素地ごしらえの後に行い、合成樹脂調合ペイント２回の塗装を行うこと。 なお、さび止めペイントは、素地ごしらえ後「一般形変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー」とする。
	⑲ ケーブル配線	ケーブルのころがし配線は，ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。
	⑳ 産業廃棄物の処理	ア　産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理票制度（マニフェストシステム）により適正に処理し，関係書類を５年間保管すること。 イ　本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので，適正に処理すること。また，産業廃棄物運搬車両については，表示及び書面備え付けの義務付けがされているので，適正に処理すること。 ウ　蛍光灯・水銀灯ランプについて処理方法を特記している場合は，水銀回収できる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 エ　変圧器等の絶縁油については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 オ　検査時には、マニフェストシステム関係書類の控えを提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ　ＰＣＢ使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は、特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた通産省通達「ＰＣＢ使用電気機器等の保管について」に基づき、金属製、プラスチック製等、耐腐食性の容器に収容し、基準に定める表示を行い、種別、数量保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ　微量ＰＣＢについては特記する。

電力設備工事

① 電線の色別

（１）幹線及び分岐回路

電気方式	遠近の別	赤	白	黒	青	白
三相３線	左から上から近い方から	第１相	接地側第２相	非接地第２相	第３相	－
三相４線	〃	第１相	－	第２相	第３相	中性相
単相２線	〃	第１相	接地側第２相	非接地第２相	－	－
単相３線	〃	第１相	中性相	第２相	－	－
直流２線	右から上から近い方から	正極	－	－	負極	－

注記

1．左右、遠近の別は、正面から見た状態とする。

2．分岐回路の色別は、分岐前と同一とする。

（単相２線式の第１相が、黒色となる場合がある）

3．発電機回路の非接地第２相は、接続される商用回路の第２相の色別とする。

4．単相２線式と直流２線式の切替回路２次側は、直流２線式の配置と色別による。

（２）電灯、コンセント回路　（電圧側が赤の場合）

電灯回路（その１）

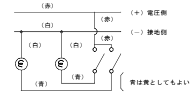

電灯回路（その２）

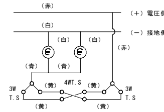

コンセント回路

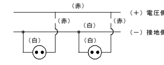

（３）電極回路

電極／方式	長		～		短
２極式	黒	白	－	－	－
３極式	黒	白	赤	－	－
４極式	黒	白	赤	緑	－
５極式	黒	白	赤	緑	黄

（緑は青としてもよい）

② 絶縁抵抗値

回路の絶縁抵抗値は下記以上の値であること。

（１）低圧の屋内、屋側電路、架空及び地中電線路

開閉器で区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。

また、既設回路に新設配線を接続する場合は、必ず接続前に既設回路部分の絶縁抵抗測定を行い５ＭΩ以下の場合は、監督員へ報告すること。

ただし、新設部分については、おおむね１００ＭΩ以上とする。

（２）高圧の電路

線間、対地間及び高圧と低圧間は２００ＭΩ以上とする。ただし、新設部分については、おおむね２，０００ＭΩ以上とする。

（３）絶縁抵抗計の測定電圧

電路の使用電圧	一　般	機器の損傷が予想される場合
１００Ｖ級	５００Ｖ	１２５Ｖ
２００Ｖ級		２５０Ｖ
４００Ｖ級		５００Ｖ
６，６００Ｖ級	１，０００Ｖ	――

③ 照明器具の取付

（１）原則として、照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９ｍｍ以上の吊りボルト等で取付ける。

（２）野縁受けにより支持する場合は、監督員の承諾を得ること。

（３）吊ボルトは垂直に器具を吊るものとし、インサート位置の芯出し誤差は５ｃｍ以内とする。５ｃｍを超える誤差を生じたときはインサート調整金具等により吊ボルト位置の調整をする。

（４）監督員の指示のあるときは、取付詳細図を提出し、承諾を得ること。

4．電極棒の長さ　別に定める「電極棒の長さの設定基準」による。

⑤ 配線器具　図面に特記ないかぎり大角連用埋込型とする。

⑥ 位置ボックスおよびジョイントボックスなど

図面に明記ないかぎり位置ボックスなどは下記による。

（１）アウトレットボックスを用いるプルボックス、ジョイントボックスのカバープレートは、原則として壁に角プレート、天井に丸プレートとする。

（２）プルボックス、ジョイントボックスは、そのプレート表面に用途を示す文字を別に定めるプレート等の刻印基準により表示する。

（３）天井又は壁埋込みの場合、ボックスを埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上がり面とが約１０mm程度以上埋込みすぎた場合は継ぎわくを使用する。ただし，ボード張りでボード裏面と塗りしろカバーの間が５mm程度に施工した場合は、この限りでない。

（４）ネジ類は、ボックス長さに応じた適正な長さとし、ステンレスあるいは黄銅製とする。

⑦ 機器の取付高さ

（１）各機器の取付高さは、原則として下記による。

品名		中心高さ（mm）
分電盤、操作盤等		床上　１，５００または、盤上端　１，９００以下
スイッチ		床上　1,300
シルバー住宅用スイッチ		床上　1,100
手元開閉器、マグネット押釦		〃　1,500
引込開閉器		地上　1,800~2,200
屋外側壁灯		〃　2,500~3,500
自動点滅器		〃　3,000~4,000
コンセント	一般室　（事務室等）	床上　300
	工場作業室、洗濯室等	〃　800~1,300
	壁付台　、作業台上	台上　150~ 300
	和室及び住宅内	床上　200

（２）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

⑧ 分電盤制御盤

（１）分電盤、制御盤は標準仕様書による。

制御盤は、原則として露出型とする。

（２）主幹用配線用しゃ断器（漏電しゃ断器の場合も含む）のしゃ断電流は、特記のない場合５，０００Ａ以上とする。

なお、漏電しゃ断器は、ＪＩＳマーク表示品とし単相３線式電路に設ける場合は、中性線欠相保護機能付とする。

（３）自立型の場合の底板

●要　○不要

（４）屋外盤の扉はパチン錠付とする。

⑨ ヒューズ等の予備数

制御盤、配電盤などの表示灯用ランプ、ヒューズ類の予備品は、キャビネットごとに現用数の２０％とし、種別ごとに最低１個を具備する。

ただし、避雷器は本体素子を現用数具備する。

10．電柱および装柱材料　図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。

⑪ 照明器具等

照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築工事標準図（電気設備工事編）（平成３１年版）による他、図面特記、凡例および製作図による。

なお、撤去再取付機器については、撤去前に動作確認を行うこと。

⑫ ボックスの絶縁塗装

金属製の各種位置ボックス、プルボックスおよびジョイントボックスの内面には絶縁塗装を施す。なお絶縁塗装は必ず入線前に行うこと。

ただし、焼付塗装済みのボックスはこの限りでない。

図面に特記あるときを除き、本特記仕様書その他の１項による。

13．避雷針　避雷導線　避雷接地極

（１）避雷突針

クロムメッキ

●国土交通省型　ＬＲ１．○国土交通省型　ＬＲ２

（２）避雷導線

銅より線　○３０mm^2　●３８mm^2○４０mm^2　環状接地線　●６０mm^2

（３）導線保護管

○黄銅管　○硬質ビニル管　●合成樹脂製可とう電線管

（４）接地用端子箱　○黄銅製箱　○合成樹脂箱　●ステンレス製箱

（５）接地極（接地抵抗値はおおむね５Ω以下とする）

ア　主　極・・・銅板　１．５×９００×９００以上のもの１枚

イ　補助極・・・銅棒（１４φ×１，５００）

⑭ 接地工事および接地極

図面に特記あるときを除き下記による。

（１）接地極に用いる銅棒は（１４φ×１，５００）

（２）接地抵抗値については、おおむねＡ、Ｃ種５Ω、Ｄ種５０Ωを目標とする。

既設接地端子及び接地線を利用するときは、事前に接地抵抗値を測定し法定値以内であることを確認すること。

（３）標準仕様書の（２・１３・５）による接地工事の省略等を適用する場合は、必ず監督員の承諾を得ること。

15．金属管配線

（１）アースボンド線の太さは標準仕様書（表２．２．１）による。

（２）アースボンドは、ラジアスクランプによる。

受変電設備工事

1．相の色別

高圧母線は、ペンキもしくはカラーチューブにより色別する。

色別の色は、本特記仕様書電力設備工事の１項の（１）による。

2．高圧母線のサイズ

図面に明記ないときは下記による。

○Ｅ　○８mm^2○１４mm^2　●２２mm^2○３８mm^2

3．受配電盤

（１）標準仕様書によるほか、屋外形にあっては横雨が侵入し難い構造とし、ドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。なお両開きドアの場合は左右それぞれ設ける。

（２）内部照明付とする。

4．接地工事および接地極　本特記仕様書電力設備工事の１４項による。

5．母線相互の間隔など

（１）母線相互の間隔及び母線とこれを支持する造営材との離隔距離の最小値は、標準仕様書（表２．２．１）による。

（２）閉鎖配電盤及び半閉鎖配電盤の高圧配線絶縁距離は標準仕様書（表１．１．２）による。

6．ヒューズ等の予備数

ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、電力ヒューズについては種別毎に１組具備すること。

7．絶縁抵抗最低値　本特記仕様書電力設備工事の２項による。

8．その他

図面仕様によるほか、高圧受電設備規程及び配電規程等による。

電気室内の配線用遮断器等の回路名称については、棟名及び盤名を記入すること。

発電設備工事

1．発電装置

図面仕様によるほか下記による。

（１）発電機

通風方式　※自己通風式、強制風冷式

（２）※ディーゼル機関、タービン機関

共通台床式で防振装置付とする。

始動方式　※電気式　圧縮空気式

（３）充電装置

充電器は自動定電圧装置および過充電防止装置付とする。

2．電線の色別　本特記仕様書電力設備工事の１項による。

3．防災用発電機　消防法等による非常電源としての発電設備は、消防法及び建築基準法に適合したものとする。

通信情報設備工事

1．電線の色別

（１）ビニル電線の色別は下表による。

配線種別	マイナスまたは共通	電圧側
電気時計	赤または黒	青
拡声	白	黒、黄または赤
火災報知	白	赤　（表示線）
		黒　（電話線）
		青　（ベル線）
		黄　（確認ランプ）
接地線	緑または緑／黄	

（２）通信線の色別順は、青・黄・緑・赤・紫の順とする。

2．端子盤　図面仕様の端子を収容する鋼板製の埋込型扉付を原則とする。

3．電柱及び装柱材料　図面仕様に明記ないときは，標準仕様書による。

4．接地工事および接地極　接地極は、本特記仕様書電力設備工事の１４項による。

5．ヒューズ等の予備品　図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。

6．機器の取付高さ

（１）各種機器の高さは、原則として下表による。

品名		中心高さ（mm）
電話用位置ボックス		床上　３００または、タタミ上　２００
親時計		床上 1,800
小時計		床上 2,300
スピーカー		床上 2,300
音量調整器		床上 1,300
表示器・電鈴		床上 2,300
同上操作スイッチ等		床上 1,300
インターホン		床上 1,500
テレビアンテナ端子		床上　３００または、タタミ上　２００
端子盤		床上　７５０または、タタミ上　1,500
火災報知器	Ｐ形発信機	床上 800~1,500
	標識灯　（単独）	床上 2,100
	電鈴　（単独）	床上 2,300
	分布型感知器　（単独）	床上 1,800
	総合盤	床上 800~1,500
	受信機操作部	床上 800~1,500
	副受信機	床上 800~1,500

（２）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

7．位置ボックスおよびジョイントボックス

図面に明記ないかぎり位置ボックスは下記による。

本特記仕様書電力設備工事の６項（１）（２）（３）（４）による。

8．絶縁抵抗値

（１）測定は、測定場所に適合した電圧の絶縁抵抗計を使用すること。

（２）１回路又は１系統当たり線間、対地間共５ＭΩ以上とする。

但し，新設部分においては、おおむね５０ＭΩ以上とする。

（３）機器取付後の絶縁抵抗値は１ＭΩ以上とする。

中央監視制御設備工事

図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。

その他

① 塗装

盤、プルボックス、配管等の塗装の仕上色については、美観を考慮の上決定し建物壁面と同色系とすること。ただし、建築美観その他の理由で不適と認められるときは、監督員の指示による。

標準色：　・屋内　２．５Ｙ９／１　・屋外　５Ｙ７／１

なお，盤・プルボックスについては，十分なさび止め処理を施し，メラミン焼き付け又は，粉体塗装を行うこと。

塗料、その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

② 化学物質を放散する建築材料等

塗料・接着剤等の材料については，原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。

3．解体等の作業における石綿対策

解体及び改修作業において、石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿障害予防規則」を尊守すること。

④ 機器及び材料

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努める。

5．製造所の指定

下記資材については、本項において製造所の指定あるときは本項特記による。

品名	製造所の名称

6．改訂日　Ｒ０３０８０１

図面番号	E-01 / 05		
設計年月日	令和　４　年　１１　月　　日		
工事名称	ストックヤード実施設計業務委託		
検印	室長	対策監	補佐	係長	設計

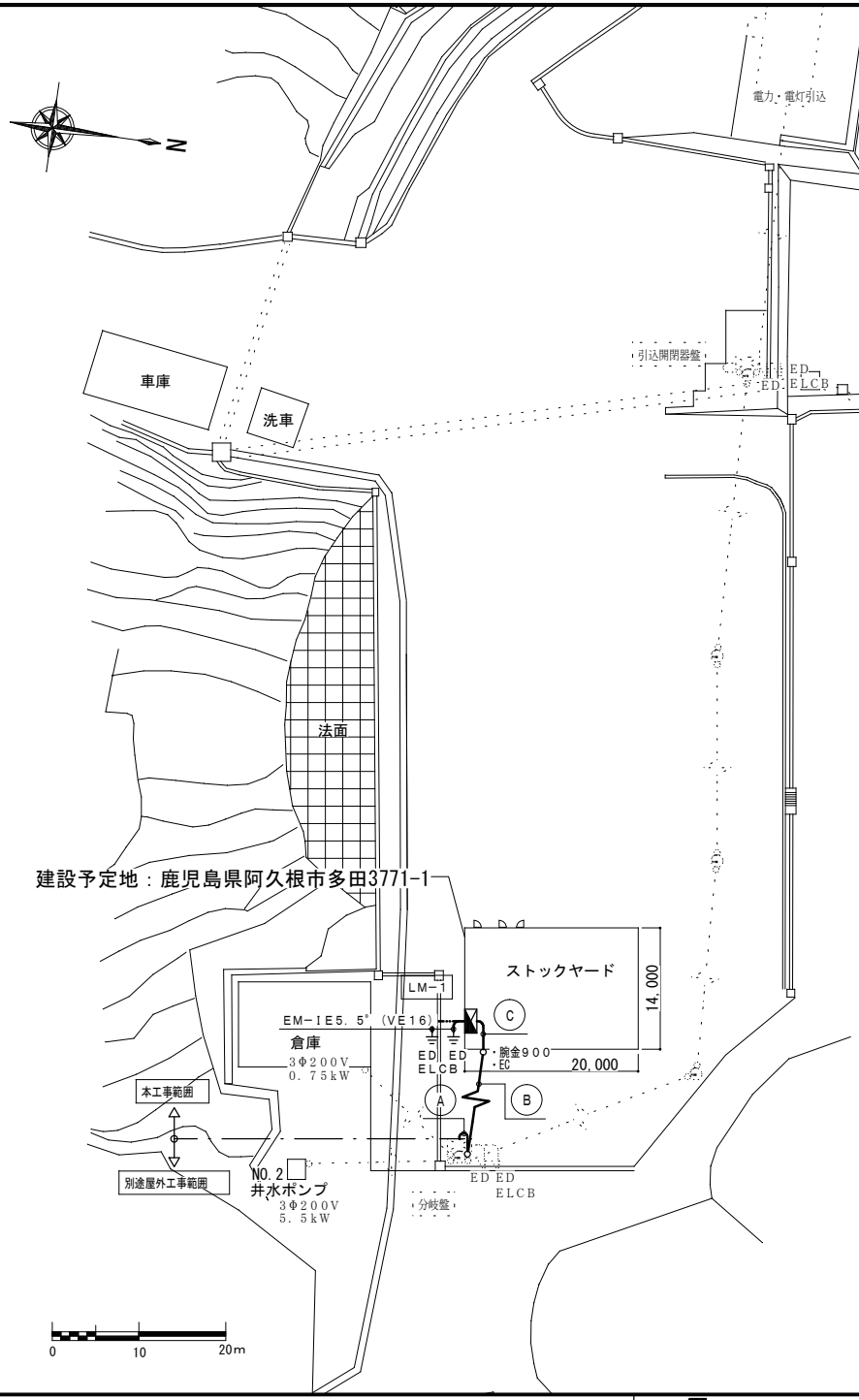

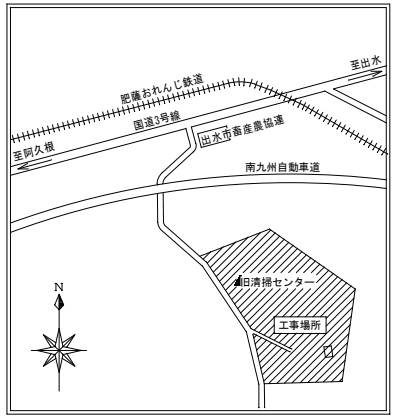

付近見取図

■ 屋外電気設備特記事項

1） 電気設備については、電気事業法により施工のこと（建基法３２条）
2） 各盤に接続されるケーブルには表示札を設置のこと。
（幹線：アクリル又は樹脂製「刻印付」、分岐線及び接地線：豆札）

配線・配管リスト

番号	配線	配管	備考
Ⓐ			
Ⓑ		架空配線	
		架空配線	
Ⓒ		天井内配線	
		天井内配線	

引込開閉器盤　屋外防水型ステンレス製　（参考）　※別途屋外工事

1φ3W
105V－210V
60Hz

EM-CET 22°

開閉器	負荷名称	負荷容量	ケーブル
	分岐盤	5.0 kVA	EM-CET 22°

3φ3W
210V
60Hz

EM-CET 60°

開閉器	負荷名称	負荷容量	ケーブル
	分岐盤	10.75 kW	EM-CET 60°

分岐盤　屋外防水型ステンレス製　（参考）　※別途屋外工事

1φ3W
105V－210V
60Hz

・・・本工事を示す

EM-CET 22°

開閉器	負荷名称	負荷容量	ケーブル
	LM-1（ストックヤード）	5.0 kVA	EM-CET 22°

3φ3W
210V
60Hz

・・・本工事を示す

EM-CET 60°

開閉器	負荷名称	負荷容量	ケーブル
	井水ポンプ	5.5 kW	
	倉庫（シャッター）	0.75 kW	
	LM-1（ストックヤード）	4.5 kW	EM-CE8°-3C
		(計) 10.75 kW	

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認	作成年月日	工事名称 ストックヤード実施設計業務委託	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 A B Ⓔ M
	担当責任者 製図	縮尺 A3：1／600	図面名称 構内配電線設備図		NO. ０２
					JOB NO.

電気設備凡例表

記　号	名　　称	仕　　様	備　　考
(配管配線)			
―・―	天井いんぺい配線		
―　―	床いんぺい配線		
―　―	露出配線		
	立上げ・素通し・引下げ		
⊠	プルボックス	200×200×150　樹脂製	
□	ジョイントボックス	樹脂製アウトレットボックス　四角中深Ｃ付	
⊗	ノズルプレート	角、ＳＵＳ	
⏚	接地極	種別は傍記参照	
(電灯ｺﾝｾﾝﾄ)			
○	ＬＥＤ照明	姿図参照	
	ＬＥＤ照明	姿図参照	
⊖	埋込コンセント	大角型　２Ｐ１５Ａ×２	ステンレスプレート付
⊖	埋込コンセント	大角型　２Ｐ１５Ａ×１　接地端子付	ステンレスプレート付
⊖	埋込コンセント	大角型　２Ｐ１５Ａ×１　接地端子付	ステンレスプレート付
⊗	小便器センサー用ボックス	樹脂製アウトレットボックス　四角中浅Ｃ付	
⊖	埋込コンセント（壁扇用）	大角型　２Ｐ１５Ａ×１　接地端子付	ステンレスプレート付
⊖	埋込防水コンセント	大角型　２Ｐ１５Ａ×２　接地極付	
Ｔｈ	温度スイッチ		
●	埋込タンブラスイッチ	大角型　１Ｐ１５Ａ	ステンレスプレート付
●	埋込タンブラスイッチ	大角型　１Ｐ４Ａ，パイロットランプ内蔵	ステンレスプレート付
●	人感センサー	明るさセンサー付　天井型　親機	
●	人感センサー	天井型　換気扇遅れＯＦＦ機能付	
Ｒ	空調リモコンスイッチ	機械設備工事　ウラボックスは本工事	
◉	復旧押釦	埋込防沫型　常開形　ＡＣ／ＤＣ３０Ｖ	
Ｐ	回転灯	ＩＰ５５　樹脂製　ＤＣ２４Ｖ　１００φ	
Ｎ	トイレ呼出押ボタン	埋込防沫型　常開形　ＡＣ／ＤＣ３０Ｖ握り紐付	電子ブザー付
▭	表示プレート	アクリル製　表示プレート参考図参照	
(機　器)			
	中間ダクトファン		機械設備工事
	天井換気扇		機械設備工事
Ｒ	空調リモコンスイッチ		機械設備工事
(盤)			
	分電盤	結線表参照	傍記参照

照明器具姿図（型番は参考）

※消費電力の表示については「JIS　C　8105-3」による

A	ＬＳＳ９－４－６５	直付富士型　ベースライト（43．1W）

B	ＬＥＤ６，９００ｌｍ型	直付反射笠付型　ベースライト　（43．1W）

C	ＬＲＳ１－０８	ダウンライト　（7．0W）

ＬＭ－１　屋内鋼板製　壁掛型

◉ ED
◉ ED（ELCB）

1φ3W
210／105V
60Hz
CET22°

MCCB2P50AF20AT
ELCB2P50AF20AT

回路ＮＯ	電圧(V)	負荷名称	容量(VA)
制御		回転灯制御回路	

中性線欠相保護付

容量(VA)	負荷名称	電圧(V)	回路ＮＯ	回路ＮＯ	電圧(V)	負荷名称	容量(VA)
	保管室(2)　管理者室 便所廻り　照明					保管室(1)　照明	
	管理者室 コンセント					保管室(2) コンセント	
	保管室(1) コンセント					自動水栓　電源	
	便　所 コンセント					多目的トイレ コンセント	
	電動シャッター 電　源					ブロア コンセント	
			予備		予備		

制御回路

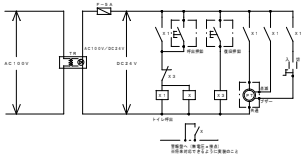

セパレータ

3φ3W
210V
60Hz
CE8°－3C

	開　閉　器	負荷名称	負荷容量	ケーブル
◇		空調室外機	4．5　kW	EM－CE5．5°－3CE5．5°
◇		予　備	kW	
		(計)	4．5　kW	

株式会社　下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日	工事名称	ストックヤード建設工事
担当責任者　製図	縮尺　A3：NOSCALE	図面名称	電気設備凡例、照明器具姿図、盤結線図

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第２６２８１８号）

区分　A　B　E　M
NO.　０３
JOB NO.

便　所	
CH=2,500	
C	2

多目的トイレ	
CH=2,500	
C	2

保管室(2)・管理者室	
CH=2,700	
A	6

保管室(1)	
直天3,500～4,700	
B	16

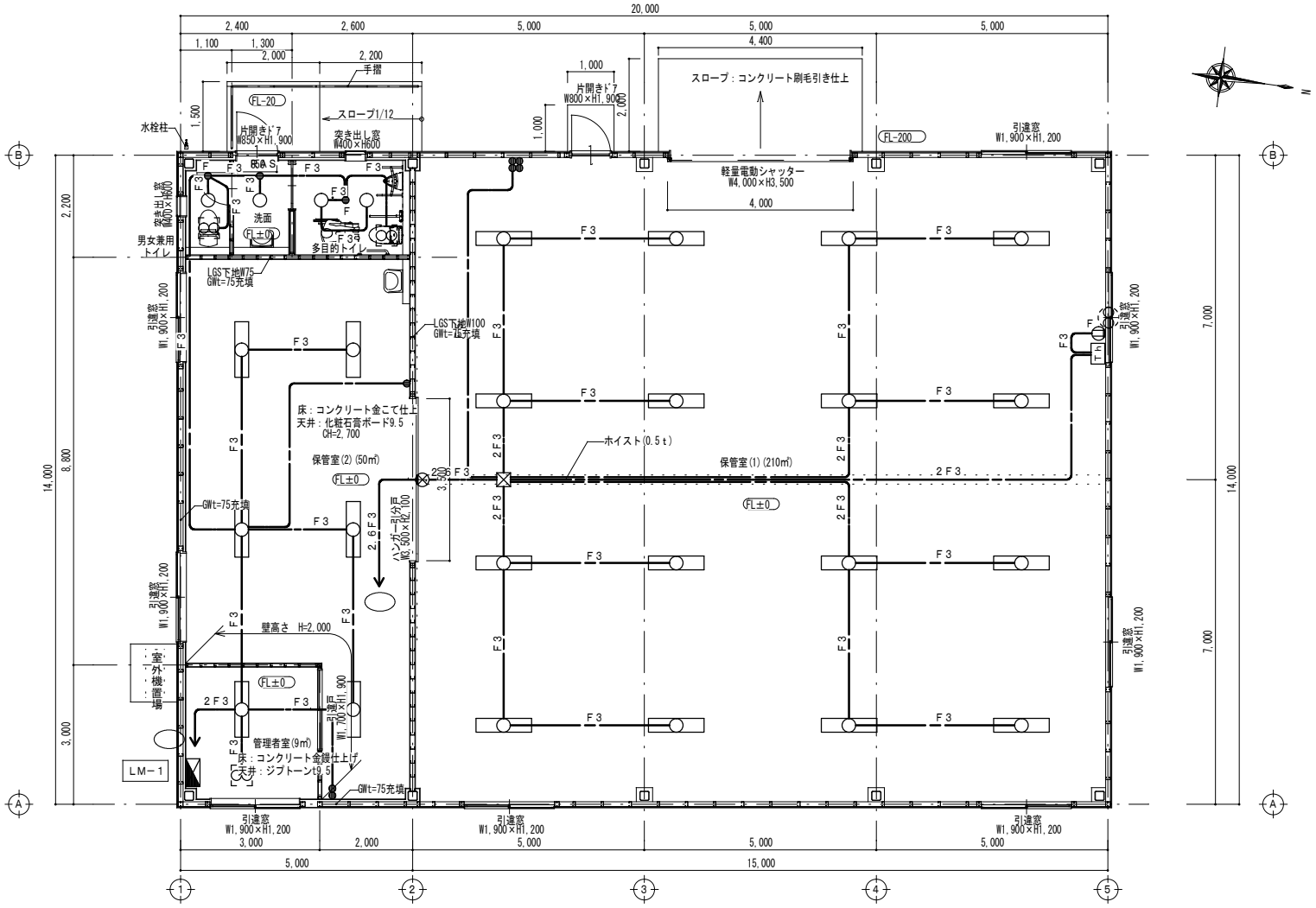

電灯設備平面図　S=1／100

注記事項

1．平面図中、記入なき配線は下記による。

	保護管 インペイ／露出	
━・━		（天井ころがし）
━・━		（天井ころがし）
━・━		（天井ころがし）
━・━		（天井ころがし）
━・━		（天井ころがし）
━・━		（天井ころがし）

2．ケーブルの引下げ部分、インペイ部分は上記の電線管にて保護を行うこと。

3．保管庫は直天につき、鋼材部分ころがし配線とする。

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 縮尺　A3：1／100	工事名称　ストックヤード建設工事 図面名称　電灯設備平面図	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　A B Ⓔ M NO.　０４ JOB NO.

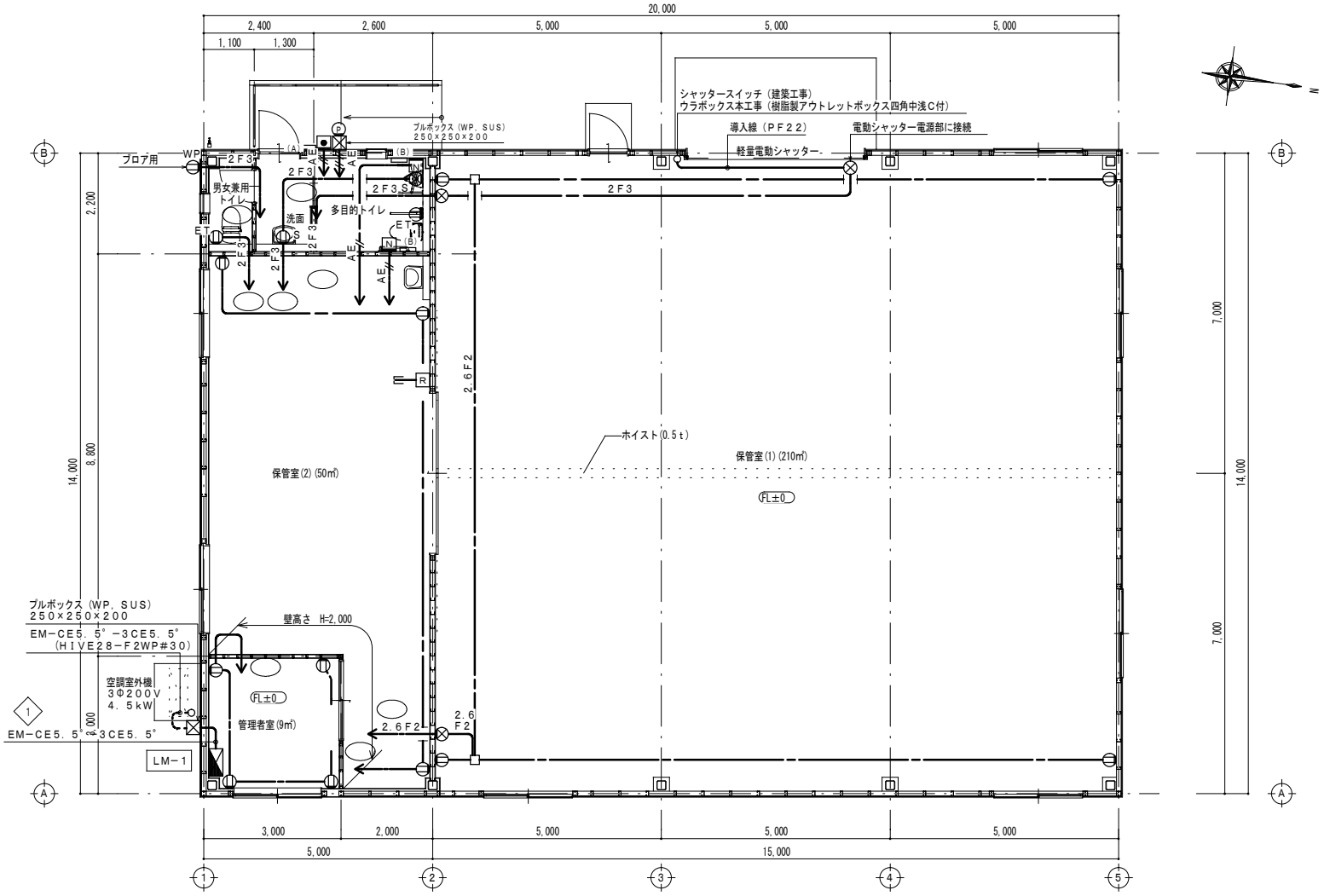

回転灯取付参考図

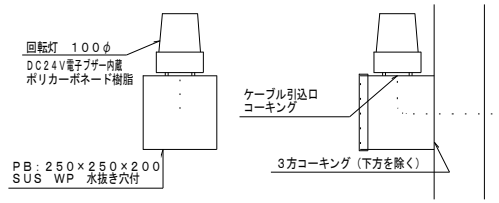

（Ａ）表示プレート参考図　（アクリル製　刻印）

回転灯下取付け

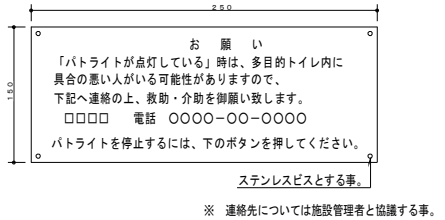

※　連絡先については施設管理者と協議する事。

（Ｂ）表示プレート参考図　（アクリル製　刻印）

多目的便所内取付

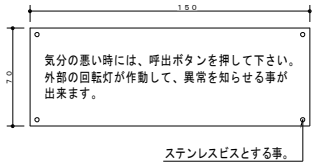

注記事項

１．平面図中、記入なき配線は下記による。

	保護管 インペイ／露出	
―・―		（天井ころがし）
―・―		（天井ころがし）
―・―		（天井ころがし）
―　―		（床埋設配管配線）
―R		（天井内突き出し）
―//		（天井ころがし）
―///		（天井ころがし）

２．ケーブルの引下げ部分、インペイ部分は上記の電線管にて保護を行うこと。

３．保管庫は直天につき、鋼材部分ころがし配線とする。

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　　製図	作成年月日 縮尺　A3：1／100	工事名称　ストックヤード建設工事 図面名称　幹線・動力・コンセント設備平面図	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　A　B　E　M NO.　０５ JOB NO.

特　記　仕　様　書

建物概要	構　造	○ＲＣ　○ＳＲＣ　●Ｓ　○Ｗ
	階	地下　１階　地上　階
	延べ面積	㎡
	建物用途	建築基準法別表第一
		消防法施行令別表第一

工　事　項　目

給排水衛生工事		空気調和工事
●衛生器具工事	○消火工事	●空気調和工事
●給水工事	○ガス工事	●換気工事
●排水工事（含通気）	●浄化槽工事	
○給湯工事	○厨房器具工事	

Ⅰ　一般事項

１．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成３１年版）同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成３１年版）並びに国土交通省住宅局監修の公共住宅建設工事共通仕様書（平成３１年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）による。

２．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。

３．本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて請負業者の負担とする。

４．施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出する。

５．本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（但し●印のみ）
○配管技能士　○ダクト板金技能士　○熱絶縁施工技能士　○冷凍、空気調和機器施工技能士〔　標Ｐ－１６　１．５．２〕

６．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔　標Ｐ－１７　１．５．６〕

７．設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負金の範囲内で施工する。

８．発生材の処置については、監督職員の指示によること。〔　標Ｐ－１０　１．３．９〕

９．本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にならい復旧する。

１０．前払金について
○契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
{契約会計年度の率は，契約金額の　　%程度，次年度の率は　　%程度である
○建設工事請負契約書第５２条第３項を適用し，原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて，契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。

１１．中間前金払い又は部分払いについて
本工事において，中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
１）中間前金払い
○中間前金払いを選択した場合，部分払いは行わない。
○中間前金払いを選択した場合でも，契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。{契約会計年度出来高予定　　%}
中間前金払いは契約金額の２０%以内とし，前金払いとの合計額が契約額の６０%を超えないものとする。
２）部分払い
本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをすることはできない。

１２．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万円以上）には，工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に，（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時，変更時及び完成時）
ただし，期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。〔　標Ｐ－５　１．１．４〕

１３．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
１）請負業者は，工事の一部を下請に付する場合は，施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
２）請負業者は，前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
３）監督職員から指示された場合，「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

１４．県産資材等の優先使用について
１）工事に使用する資材については，県内で産出，生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
２）以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は，「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し，承諾を得なければならない。
《指定主要資材（７品目）》
生コン（レディミクストコンクリート），コンクリート二次製品，石材類，アスファルト合材，木材，樹木，芝
３）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において，第１項の資材業者等から調達しない場合は，その理由を記載すること。
４）監督職員から指示された場合，「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

１５．各工種の施工にあたっては，関係法令に定められた有資格者を配置すること。

１６．ダンプトラック等による過積載等の防止について
１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
４）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
６）下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるものまたは，業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
７）１）～６）のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

Ⅱ　特記事項

１．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
２．建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。
３．別契約との関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。
４．施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
５．完成図	設計原図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。訂正した原図は監督員に返納する。完成図の提出期限は工事契約期間の終了する日以内とする。〔　標Ｐ－１８　１．７．２〕（●Ａ－４版１部，●Ａ－３縮小版２部，○Ａ－１サイズ　部）
６．試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。〔　標Ｐ－１６　１．５．５〕〔　標Ｐ－１８　１．７．１〕
７．申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔　標Ｐ－５　１．１．３〕〔　標Ｐ－１８　１．７．１〕
８．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の２０日までに監督員に提出する。（Ａ－４版）
９．工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じて撮影し、工程順に整理したものを請負者にて保管する。 なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合は、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。また、施工された設備の全部もしくは一部が地中又は水中に埋没あるいはコンクリートに埋込まれる設備は写真で確認できる様にすること。必要に応じてスケール写し込みとする。 工事写真は次の条件を満たすものであること。 （１）原則として，電子媒体による写真を使用するものとし，デジタルカメラの有効画素数１００万画素以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで、３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。 （２）「現行のカラー写真」と電子媒体による写真の混合管理は原則として行わないこと。 （３）現行のカラー写真も可とする。 （４）請負者は、完成検査若しくは工事目的物引渡が完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。（Ａ－４版）〔　標Ｐ－８　１．２．４〕
１０．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。

Ⅲ　特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項　目	特　記　事　項
①　共通事項	
１．環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより，環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔　標Ｐ－１１　１．４．１〕
２．機　材	使用資機材は，原則新品とし，ＪＩＳ・ＪＷＷＡ等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。〔　標Ｐ－１１　１．４．２〕
３．化学物質を放散する建築材料等	塗料，接着剤，保温材等の材料については，原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。〔　監Ｐ－６５　１．４．１〕
４．防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火パテ等）の使用も可。〔　標Ｐ－８１　２．８．１，監Ｐ－２８７　２．８．１〕
５．配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付鋼管とし，地中部分で水密を要しない部分のスリーブは，ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが，柱及び梁以外の個所で，開口補強が不要であり，かつ，スリーブ径が２００mm以下の部分は，紙製仮枠として良い。〔　標Ｐ－５２　２．２．２７〕〔　標Ｐ－８１　２．８．１〕〔監Ｐ－２８７~２９２〕
６．専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置付とする。 ねじ切りに際しては、ねじゲージを使用して適正（ＪＩＳねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上，工程写真に表す。）〔　標Ｐ－６４　２．５．１〕
７．配管接合材	事業者からの指定がある場合を除き，原則としてライニング鋼管はヘルメシール８８同等とする。〔　標Ｐ－５３　２．２．２８〕
８．支持金物類	屋外、ピット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
９．外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内外面被覆含む）については，継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔　監Ｐ－２３５　２．５．４〕
１０．鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管含む）については，ねじ込んだ後，残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に，十分さび止めペイントを塗布すること。〔　監Ｐ－２２０　２．５．２〕
１１．排水横引管への接続	原則としてＹ管接続とする。（ドレン配管含む）
１２．建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×５〔　図Ｐ－１１０〕
１３．標準埋設深さ	ビニル管（一般４５０Ｈ・車路６００Ｈ）　鋼管（一般３００Ｈ・車路６００Ｈ）〔　標Ｐ－８０　２．７．２，監Ｐ－２８４　２．７．２〕
１４．土中埋設鋼管類（エラス，コート継手及び排水用鋼管もこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ１／２重ね１回巻きをさらにプラスチックテープ（ＪＩＳＺ　１９０１に準じたもの、厚さ０．４mm）で１／２重ね１回巻きを行う。 また、継手等の部分は，ペトロラタム系の充填材を詰め，表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを１／２重ね巻１回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔　標Ｐ－８０　２．７．３〕
１５．コンクリート埋設鉛管・鋼管	プラスチックテープ（ＪＩＳＺ　１９０１に準じたもの、厚さ０．４mm）で１／２重ね１回巻を行う。〔　標Ｐ－８０　２．７．３〕
１６．埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ●直結給水管（上水道本管接続部）<紺色>　○給水管（水槽以降）<空色> ○揚水管（受水槽～高置水槽間）<茶色>　○井水管<白色> ○消火管<黄色>　○ガス管<緑色>
１７．埋設管標識シート	各種管上部（地表から１５０mm程度の深さ）にビニール製標識シート（巾１５０）を埋設する。（排水管は除く）〔　標Ｐ－７９　２．７．１，監Ｐ－２８２　２．７．１〕
１８．埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲り部に設置する埋設標は次のとおりとする。（設置箇所は図示による） ・未舗装部分は，アルミ製表示盤をコンクリート（２００φ×３００）で巻き込んだものを，ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は，キャッツアイを専用工具を用いて設置する。
１９．弁類	水槽以降の配管には５Ｋ型，その他は１０Ｋ型。（ＪＩＳ規格）　○水道事業者指定（　　　　） 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径６５以上の弁は外ネジ式とする。（水道用ソフトシール弁は除く）〔　標Ｐ－４２　２．２．１〕 呼び径５０以下の揚水ポンプ付属逆止弁はバイパス弁付きでもよい。 呼び径６５以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはＪＩＳ　Ｂ２０７１（鋳鋼１０Ｋ外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの）〔　標　Ｐ－４２　２．２．１〕
２０．屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
２１．埋設弁類の防食措置	弁桝内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には，防食措置は原則不要とする。 ただし，水道事業者の指定工法がある場合および，鋼管ねじ部分については防食を行うこと。
２２．機器の防振措置	振動を発生する機器については，ダブルナットで固定し，かつ防振措置を施すこと。 （特記無き場合は防振吊り金具，防振パットとする。）
２３．可撓継手	（下表）（油用で管径４０以上は消防法令適合品とする）　（鋼製フランジ付）〔　標　P-48　2.2.9〕
２４．防振継手	鋼製フランジ付〔　標　Ｐ－４７　２．２．８〕
２５．ユニオンの使用	ユニオンは，呼び径２５以下の見え掛り配管についても，原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合については，監督職員と協議すること。
２６．サービスタンクの油面計	○ゲージ式（側圧式）　○ガラス管式（流出防止形）〔　標　Ｐ－５６　２．３．４〕
２７．標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくはプラスチック製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ピット内など隠ぺい部の配管類は，文字シール貼り付けでも良い） 必要に応じ消防法，ガス事業法，液石法などによる標識（危険物・火気厳禁他）を設置する。〔　標Ｐ－１９　１．７．４〕 （例）・弁類に取り付ける場合は，小判型樹脂製札をＳＵＳ針金または耐候インシロックで取り付け。彫り込み文字は　表面：「○○系統」　裏面：「○○Ａ（口径）」 ・桝蓋の裏に取り付けの場合は，表面に「○○系統　○○Ａ（口径）」彫込み，接着剤にて取付け。 ・常時開，閉等の注意書きは，用途に応じて追記のこと。

２３．可撓継手

ステンレス製	水用	管　径	２５以下	３２～５０	６５～１５０	２００以上
		全　長mm	３００以上	５００以上	７５０以上	１，０００以上
	油用	管　径	２０　以下	２５　～　４０		５０　～　１００
		全　長mm	３００以上	５００以上		７００以上
合成ゴム製（水用）		管　径	４０　以下	５０　～　８０		１００以上
		全　長mm	３００以上	５００以上		７００以上

１１．保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書をワープロ等にて２部作成し、完成図と一緒に提出する。（Ａ－４版）〔　標Ｐ－１９　１．７．３〕
１２．産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
１３．施工中の安全確保及び環境保全	（１）　台風など風水害による現場被害が予想される場合は，事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 （２）　事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を，書面にて監督職員に提出すること。（盆，正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする） （３）　塗装，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造者が作成したＪＩＳ　Ｚ　７２５３による安全データーシート（ＳＤＳ）を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努める。〔標Ｐ－９　１．３．５，Ｐ－１０　１．３．８〕
１４．解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において，石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には，ただちに監督職員に報告すると共に，作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。

※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。
標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図

②　衛生器具工事〔　標P-245　1.1.1~P-251　1.1.13〕

１．和風大便器	躯体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は，２５０mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はＦ．Ｌ．＋８００mm程度とする。〔　標Ｐ－２９３　２．１．２，図Ｐ－１６９、１７０〕
２．大便器用洗浄弁	○バキュームブレーカー付フラッシュバルブ（ノンホールディング機構付）〔　標Ｐ－２５０　１．１．８〕 ●ロータンク（防露型）洗浄管固定。　●自動洗浄〔　標Ｐ－２９３　２．１．２，監Ｐ－６６９　１．１．１２〕
３．小便器洗浄方式	○フラッシュバルブ　○ハイタンク　○水栓　●自動洗浄〔　標Ｐ－２４５　１．１．２，標Ｐ－２９３　２．１．２，監Ｐ－６６９　１．１．１１~１．１．１２〕
４．標　示　板	●陶器製　○不要　（器具付属の説明シール等は最寄りに貼り付けのこと。）
５．紙巻器	ステンレス鋼板製ワンタッチ形とする。　○シングル　●棚付二連〔　標Ｐ－２４６〕
６．水栓類	原則としてＪＩＳ規格、ＪＷＷＡ規格（日水協）適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。〔　標Ｐ－２４９　１．１．６，監Ｐ－６６７　１．１．１０，図Ｐ－６８〕
７．シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の，見えがかり部分の余分なシールテープは，カッター等を使用し丁寧に除去すること。
８．化粧鏡の裏板補強	化粧鏡を壁に取り付けた際の隙間には，鏡の割れを防止するため補強材を設けること。（厚さ４mm程度，ゴムシート等）　○一般型　○盗難防止型
９．水栓柱	ＶＢ仕様　○９００ｈ　●１，２００ｈ 必要に応じコンクリート根巻き，または壁にバンドにて固定する。
１０．器具廻りのコーキング	陶器類，洗濯機パン等については，原則として器具廻りをコーキング処理すること。
１１．洗面化粧台の照明器具	洗面化粧台に付属の照明器具については，周波数切り替えスイッチを６０Ｈｚにあわせること。

③　屋内給水工事

１．給水方式	引込み付近水圧（　　）ＭＰａ　●水道直結方式　○重力（高置水槽）方式　○加圧送水方式　○直結増圧方式
２．水槽類	○ＦＲＰ製　○ステンレス製（○一体型　○組立型　○単板構造　○保温構造） タンク本体は，地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。　２m以上は内外はしご付。　マンホールは内蓋及び南京錠付。 〔　標Ｐ－２６３　１．４．１，標Ｐ－２９９　２．２．４，図Ｐ－７０~７９〕
３．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔　標Ｐ－２５１~Ｐ－２５８〕
４．ポンプ電動機	屋外：全閉防まつ形、屋内：（多湿箇所）全閉防まつ形、（その他）防滴保護形〔　標Ｐ－２４　１．２．１〕
５．ボールタッププフロート	○銅板製　○耐食性のある樹脂等　○ステンレス製〔　標Ｐ－５１　２．２．２０〕

④　屋外給水工事

１．継手材	管端防食継手としネジ部にコンパウンド、継手受口の隙間に専用テープを使用すること。（ゴムリング方式は不可）〔　標Ｐ－３７　２．１．２．５〕
２．量水器	親メーター（○貸与　○買取り）　子メーター（○貸与　○買取り）　○集中検針盤 水道事業者の指定がない限り，乾式直読型とする。〔　標Ｐ－５０　２．２．１６〕
３．量水器桝	呼び径３２までＭＣ－１（４３０×３１０×５５０ＨフタＭＢ－１）、呼び径４０～６５までＭＣ－２（７１０×５１０×７５０ＨフタＭＢ－２小窓付）とする。呼び径８０からはＭＣ－３（１１００×７１０×７５０ＨフタＭＢ－３小窓付）とする。〔　標Ｐ－２８９　１．８．４，図Ｐ－９２〕
４．仕切弁桝	呼び径２５までＶＣ－Ｐ，呼び径４０までＶＣ－１（１８０×１８０フタＢ１），呼び径５０～８０までＶＣ－３（３００×３００フタＭＨＡ－Ｐ３００）とする。 呼び径１００からはＶＣ－５（４５０×４５０フタＭＨＡ－Ｐ４５０）とする。〔　標Ｐ－２９１　１．８．２，図Ｐ－９１〕
５．弁桝，量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁桝，量水器桝については，コンクリート巻きにて固定のこと。 桝と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）
６．伸縮ジョイント	鋼管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。

⑤　屋内排水工事〔　標P-40~P-42　，標P-63　2.4.8〕

１．洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
２．床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は９０°長曲管とする。
３．器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可，専用アダプター使用のこと）
４．通気金物排水通気弁	通気金物　●アルミ（耐食性）　○ビニル製　　排水通気弁　○屋内型　○屋外型
５．排水金物	ネジ込型（掃除口、目皿は差込型とする。）原則として椀は，樹脂製とする。〔　標Ｐ－２８９　１．７．１〕

⑥　屋外排水工事〔　標P-289~P-291〕〔　標P-40　2.1.2.6〕

１．マンホールふた	○鋳鉄製（○ＭＨＡ形　○ＭＨＢ形　○ＭＨＤ形）名称入り蓋、鎖付とする。（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）〔　図Ｐ－３６〕
２．汚水・雑排水桝	既製コンクリート桝使用可。深さ１．２mを超える桝には足掛金物（巾≒１５０以上　防錆処理）を取り付けること。〔　図Ｐ－９３~９８〕
３．小口径桝	塩ビ製　●防護蓋Ｔ－８（内蓋付き）　○塩ビ蓋ミカゲ（ＳＵＳ鎖共） ●コンクリート巻（蓋呼び径＋２００）角×１５０ｈ
４．掃除口コンクリート巻	３００×３００×１５０ｈで掃除口（ＣＯＡ）コンクリート巻込みとする。

７．給湯工事〔　標P-37~P-40　，標P-257〕

１．貯湯槽の材質	○ＳＵＳ４４４製　○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付）　○鋼板製〔　標Ｐ－２６９　１．４．３，図Ｐ－７８，７９〕
２．膨張水槽の保温	ロックウール２号　５０ｔ、外装はステンレス鋼板（０．３ｔ）
３．瞬間湯沸器	耐塩処理（○要　○不要）　配管カバー（○４５０ｈ　○　　）　吹出口は歩行面＋２，０００以上 ○設定温度５０℃以下（ガス瞬間湯沸器のダイレクト着火方式で離島の場合）

８．消火工事〔　標P-37~P-40　，標P-257〕

１．屋内消火栓箱	○１号　ホース掛型とする。　鋼製ｔ＝１．６mm　操作方法表示付き ○易操作性１号　日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○２号　○広範囲型２号〔　標Ｐ－２７１　１．５．２　，図Ｐ－８０~８９〕
２．消火栓開閉弁	４５°回転型で１．０ＭＰａ型とする（ＪＩＳ規格）。　○一般型　○定圧定流量型
３．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔　標Ｐ－２５７　１．２．８　，図Ｐ－１７６〕
４．消火管の保温	屋内は原則保温不要。屋外は図示による。

９．ガス工事〔　標P-303~315　，図P-177，178〕

１．種類	○都市ガス（発熱量　　ＭＪ／ｍ　）　○液化石油ガス（プロパンガス）発熱量５０．２ＭＪ／ｋｇ
２．ガスメータ	マイコン型　○貸与品〔　標Ｐ－３０７　２．２．１．３　，Ｐ－３１３　３．１．３．４〕
３．プロパン庫	○有　○特定供給設備　○無　○集合装置＋転倒防止鎖（鎖はステンレス製）
４．接合材	ガス専用接合材を使用すること。
５．継手材	専用継手としネジ部にコンパウンド、継手受口隙間に専用テープを使用すること。器具接続以外のユニオン接続は使用しないこと。
６．絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。〔　標Ｐ－３０９　２．２．５〕
７．施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。

⑩　浄化槽工事〔　標P-329~346〕

１．型　式	建設省告示１２９２号（最終改正第１５４号）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については，図示による。
２．マンホールふた	○ＭＨＡ型　○ＭＨＢ型　○縞鋼板（４．５ｔ）　●標準ＦＲＰ　○耐荷重ＦＲＰ ※メーカー標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはメンテナンスを考慮し，分割を検討する。取手付〔　標Ｐ－３４１　２．１．２７〕
３．金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）又は，溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
４．ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ１／３程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。〔　標Ｐ－３４５　３．２．１〕
５．標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第３０条）
６．浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に，浄化槽設備士が立会い確認している状況を，写真に残すこと。
７．水質検査	浄化槽使用開始後４～８ヶ月以内に施主が水質検査を行った報告書を確認の上，その写しを監督員に提出する。（浄化槽法第７条に基づく検査）

⑪　空気調和工事・換気工事・排煙工事

１．設計条件

	外気 温度（ＤＢ）	外気 湿度（ＲＨ）	室内 一般系統 温度（ＤＢ）	室内 一般系統 湿度（ＲＨ）	室内（　　）系統 温度（ＤＢ）	室内（　　）系統 湿度（ＲＨ）
夏季	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%

２．煤煙濃度計	電源はバーナー電源（２次）側より取出すものとして配管配線を含む。〔　標Ｐ－１１７　１．１．１０〕
３．ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径８０φの孔〔　標Ｐ－１１７　１．１．９〕
４．煙道	鋼板厚３．２mm以上〔　標Ｐ－１１７　１．１．９〕
５．ダクト	風速（○低圧　○高圧１　○高圧２） ○アングル工法　○コーナーボルト工法（共板・スライド）〔　標Ｐ－１８８　～　１９７〕 フランジ部のダクト端折り返しは５mm以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。〔　標Ｐ－２０６　２．２．２．３〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気風道は、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。〔　標Ｐ－２０４　２．２．１，図Ｐ－１４６~１５１〕 ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔　標Ｐ－１８９　１．１４．２．６〕
６．フレキシブルダクト	建築基準法施行令第１０８条の２の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可撓性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。〔　標Ｐ－１９１　１．１４．４　，Ｐ－２１１　２．２．５〕
７．ダクトテープ	ＪＩＳ　Ｈ　４１６０に準ずるアルミニウム箔（厚さ０．０５mm以上）の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープ状のものとする。 布製テープは不可とする。〔　標Ｐ－１８９　１．１４．２．５〕
８．風量測定口	取付箇所（○送風機に近接した部分　○外気取入付近　○取付を図示されたダンパー近接部分） ※取付辺３００以下は１個、３００を超え７００以下は２個、７００を超えるものは３個とする。〔　標Ｐ－２１３　２．２．７．３〕
９．チャンバー	消音内貼を施す。〔　標Ｐ－２１３　２．２．７．１〕 ○ＳＡ・ＲＡ　○ＯＡ・ＥＡ〔　標Ｐ－１９１　１．１４．５〕
１０．配管材料	膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。
１１．機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機　○防振パット○簡易防振（ゴム被覆ばね）○専用防振架台（ばね） 防振パットは厚さ１５mmとする。〔　標Ｐ－１９８　２．１．１　図Ｐ－１３２〕
１２．吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔　標　Ｐ－１９３　１．１５．１~１．１５．４〕
１３．温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機廻りの給気風道、還気風道及び外気風道 ○冷温水管寄せ（往）及び冷温水管寄せ（還）の各還り管〔　標　Ｐ－１９３　１．１４．１１〕
１４．瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。　○瞬間流量計　○流量測定口 ・冷凍機の冷水出口　・ボイラ又は熱交換器の温水出口　・冷温水管寄せの各送り管 ※測定用タッピングは３２φピトー管流量計用とする。〔　標　Ｐ－５７　２．３．８〕
１５．膨張水槽の保温	ロックウール保温板（２号）２５ｔを使用し、外装はステンレス鋼板０．３ｔとする。〔　標　Ｐ－８４　〕〔　標　Ｐ－８８　３．１．４〕
１６．風道フランジ部の保温	フランジ部は保温材２枚重ねとする。または，フランジ高さ＋１０mmとする。〔　標　Ｐ－９１　〕
１７．換気方式	○第１種　○第２種　●第３種
１８．パイプフード	●深型　○浅型　●ステンレス ●着脱式防虫網付き　○ガラリ付き
１９．パッケージ型空調機	材質はナイロンターポリン０．３４ｔとする。 耐塩処理（○要　●不要）　ＪＲＡ耐重塩仕様 （日本冷凍空調工業会標準規格）（ＪＲＡ９００２－１９９１）（空調機器の耐塩害試験基準）
２０．耐震支持	吊り長さ２５０mm以上の機器は耐震支持を取る。

⑫　保温工事〔　標　P-84，監　P-296〕

１．保温仕様	保温材，外装材及び補助材の材料仕様は，標準仕様書による。〔　標　Ｐ－８４　表２．３．１〕 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし，保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管，排水管，消火管，冷水管，冷温水管　：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管，温水管，一般ダクト　：グラスウール保温材 防火区画等貫通個所，蒸気管，排煙ダクト，煙道　：ロックウール保温材

⑬　各種試験，調整

１．給水設備給湯設備	（１）給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小〔鋼管１．７５ＭＰａ（１７．５ｋｇｆ／㎠）、ビニール管１．０ＭＰａ（１０ｋｇｆ／㎠）〕とする。 （２）揚水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／㎠）〕 （３）高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／㎠）〕〔　標　Ｐ－８２　２．９．３〕 （４）器具取付後の水圧試験　・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする。）〔０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／㎠）〕 （５）飲料水用タンク設置の場合端末において遊離残留塩素が０．２ｍｇ／Ｌ以上検出されるまで消毒を行う。（１m3に付き２ｃｃ〔１０%希釈液の場合〕）〔　標　Ｐ－５８　２．４．１〕 （６）水圧試験の保持時間は最小６０分とする。
２．消火設備	消防用設備等試験結果報告書の記入にあたって行う。消防用設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。〔　標　Ｐ－８２　２．９．５〕
３．ガス設備	（１）気密試験及び点火試験とする。〔　標　Ｐ－３１５　３．２．６〕 （高圧側１．５６ＭＰａ、低圧側８．４ｋＰａ以上１０．０ｋＰａ以下又は供給事業者の規定試験） （２）点火試験は，管内の空気を除去して行う。〔　標　Ｐ－３１０　２．２．６〕 （３）給湯器と接続されているガス管の気密試験については，給湯器直近のガス栓を閉めて上記（１）の気密試験を行った後，給湯器直近のガス栓を開いて５．０ｋＰａ以上の圧力で再度気密試験を行うこと。ただし，供給事業者の配管気密試験規定圧力が５．０ｋＰａ以下の場合は，２回にわけて気密試験を行う必要はない。
４．浄化槽設備	槽の水張り、配管、各機器の操作試験を行う。 （満水試験・・・２４時間後第三者の立会い写真を工程写真に表す。）〔　標　Ｐ－３４４　２．２．２〕
５．空調設備	（１）冷媒配管は配管接続完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行う。〔　標　Ｐ－８１　２．９．２〕 （２）各種機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。〔　標　Ｐ－２４１　２．４．１〕 （３）自動制御設備の総合調整を行う。〔　標　Ｐ－２４１　２．４．２〕

上記試験、調整状況の写真を撮影すること。

省エネ法・グリーン購入法対象機器について
※「トップランナー制度」の対象製品については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。

※「グリーン購入法」の対象製品で，下表に指定したもの（機器表に特記がある場合も含む）については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。
また，この表に記載のないものについては，Ⅲ－１－１によることとする。

（表）

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座

管種使用区分表

名　　称	記　　号	管　　種		使　用　区　分
給　水　管	―――――	内面硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP−VB	屋内一般
		内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP−VD	土間埋設部
		耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	屋外埋設部
排　水　管	――――――	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	屋内一般・土間埋設部
		排水用リサイクル硬質塩化ビニル管	REP−VU	屋外埋設部
通　気　管	－－－－－	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	

保温・防露仕様区分表

施　工　箇　所	給　水	排　水	通　気	防　露　・　塗　装　・　防　食　仕　様
コンクリート埋込	C	―	―	A　防露　（標準仕様書に準ず）
土　間　埋　設	B	B	B	B　裸管のまま
壁　内	E	―	―	C　防食テープ巻　（標準仕様書に準ず）
屋　外　露　出	―	―	D	D　調合ペイント２回塗り
				E　防露　　保温チューブ

桝リスト

桝番号	名　　称	仕様・型番（参考）	桝位置ＧＬ－管底深さ（参考）	蓋　種　別	備　　考
◯	プラスチック桝			防護蓋・内蓋	
◯	プラスチック桝			防護蓋・内蓋	

※　桝深さは、最終仕上がり地盤ＧＬ及び放流管接続高さを検討の上、決定すること。
※　プラスチック桝は全てコンクリート巻（現場施工形）を施すこと。（既製品不可）

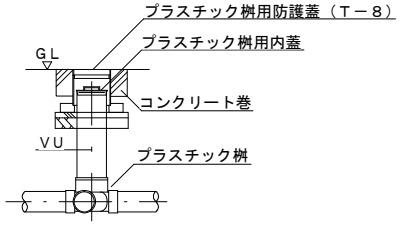

プラスチック桝施工要領図（防護蓋）

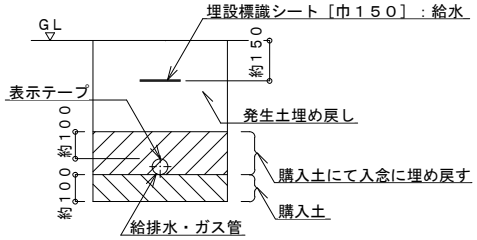

埋設配管敷設要領図

※　配管廻りは購入土（保護砂）にて埋め戻しのこと。

器具明細表

名　　称	ＪＩＳ記号又は国土交通省記号	参　考　型　番		男女兼用トイレ	洗面	多目的トイレ	保管室（２）	屋外	合計数量	備　　考
		ＬＩＸＩＬ	ＴＯＴＯ							
洋風大便器				１		１			２	防露形、蓋無し洗浄・暖房便座、自動便器洗浄、壁付リモコン、付属品一式、標記板　１φ１００Ｖ
棚付二連紙巻器				１		１			２	
手すり（Ｌ型）				１		１			２	樹脂被覆タイプ
手すり（はね上げ式）						１			１	樹脂被覆タイプ、ロック付
センサー一体形小便器						１			１	付属品一式、標記板　１φ１００Ｖ
手すり（小便器用）						１			１	樹脂被覆タイプ
洗面器					１				１	自動単水栓、止水栓、Ｐトラップ、付属品一式　１φ１００Ｖ
洗面器							１		１	単水栓、止水栓、Ｐトラップ、付属品一式
化粧鏡　盗難防止					１				１	
キー式ホーム水栓	１３−Ｆ７							１	１	
ビニル製水栓柱								１	１	

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日 2022. 12.	工事名称 ストックヤード建設工事	区分 A B E Ⓜ
担当責任者　製図	縮尺 NO SCALE	図面名称 器具明細表	NO. M−03
		一級建築士　日高雅人（登録番号　第２６２８１８号）	JOB NO.

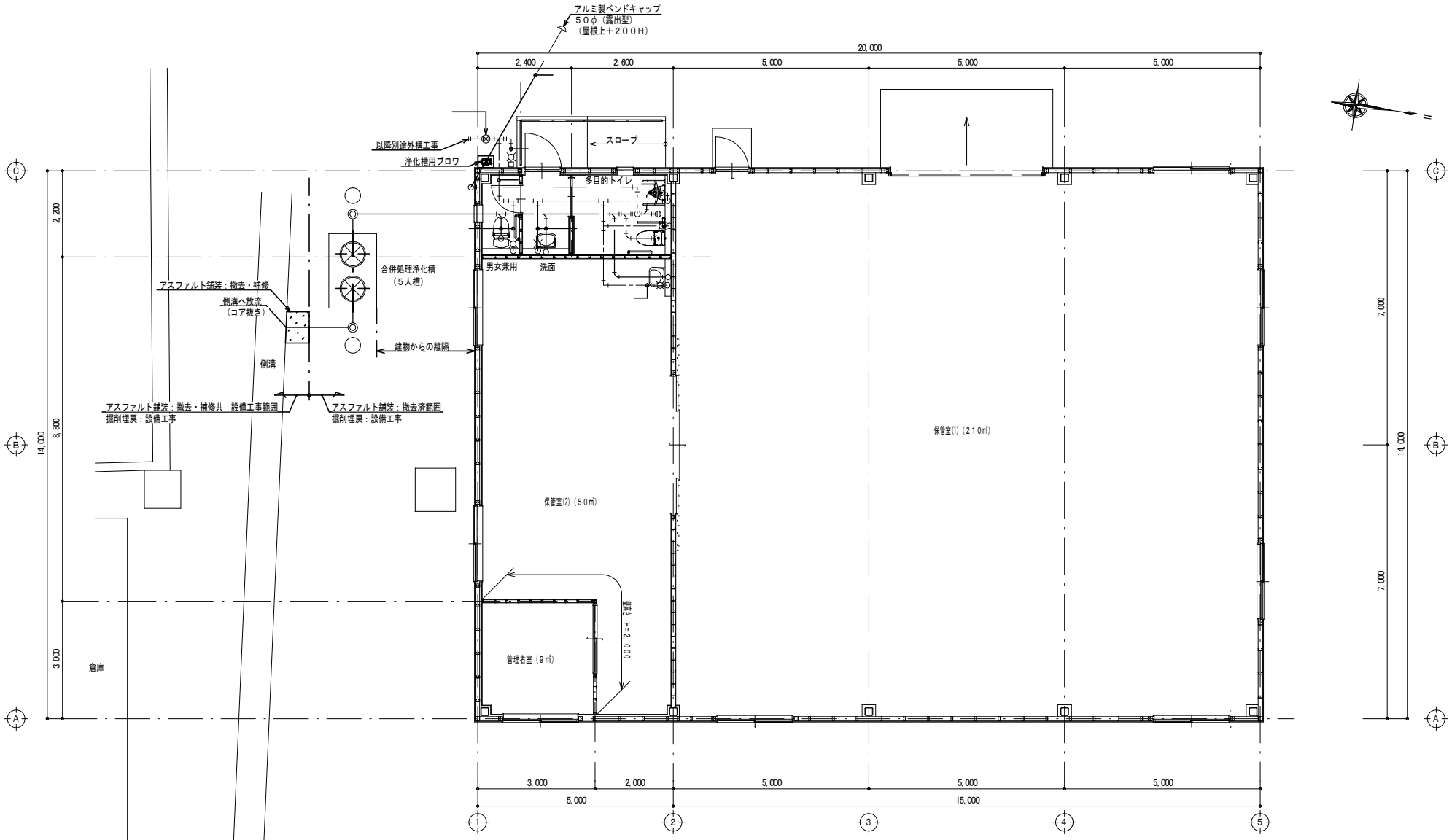

平面図（給排水設備）　S=1：100

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 ２０２２．１２． 縮尺 Ａ３：１／１００	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 平面図（給排水設備）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　Ａ　Ｂ　Ｅ　Ⓜ NO. Ｍ－０４ JOB NO.

仕　　様　　表	
分類	合併処理
処理計画人員	5　人
処理計画汚水量	1．0　m^3／日
流入水質	BOD　200mg／L
	T－N　45mg／L
放流水質	BOD　20mg／L　除去率90%
	T－N　20mg／L
処理方式	横向流夾雑物除去接触ろ床循環方式
有　効　容　量	（m^3）
横向流夾雑物除去槽	1．074
接触ろ床槽	0．364
処理水槽	0．141
消毒槽	0．021
電気機器仕様	
ブロワ	100V－単相－28W　1台

注記

スラブ荷重は、T－0とする。

マンホールは、FRP製ボルトロック式とする。

浮上防止金具、アンカー筋はSUS製とする。

送風機カバーはPVC製とする。

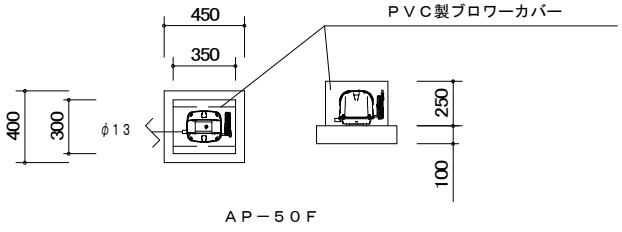

ブロワ　平断面図　S＝1／30

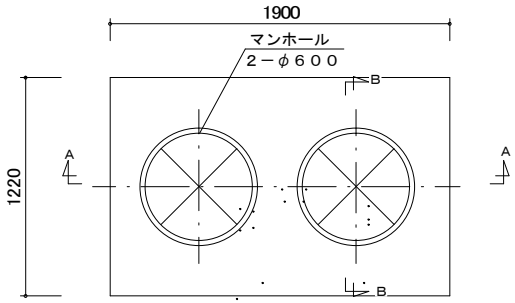

頂版開口図　S＝1／30

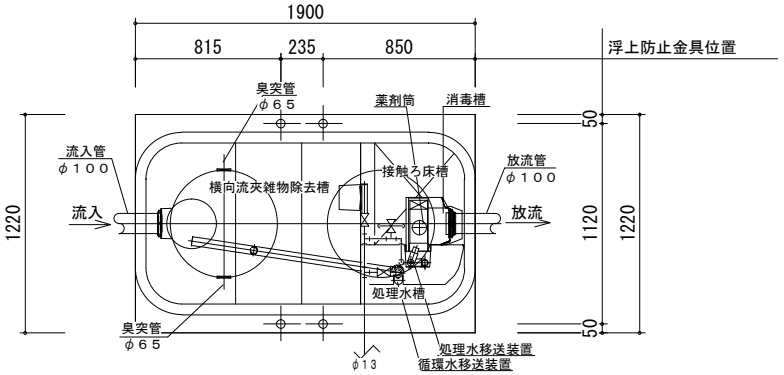

平　面　図　S＝1／30

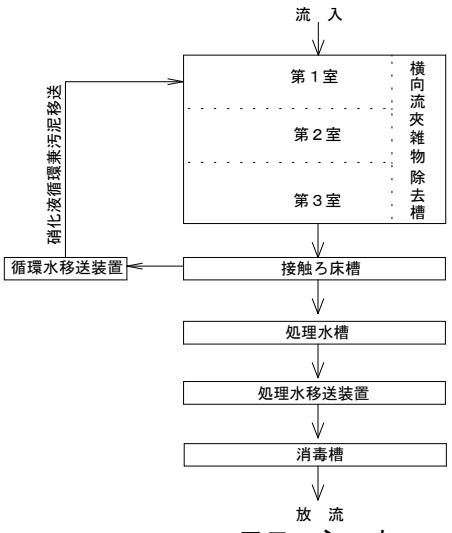

フローシート

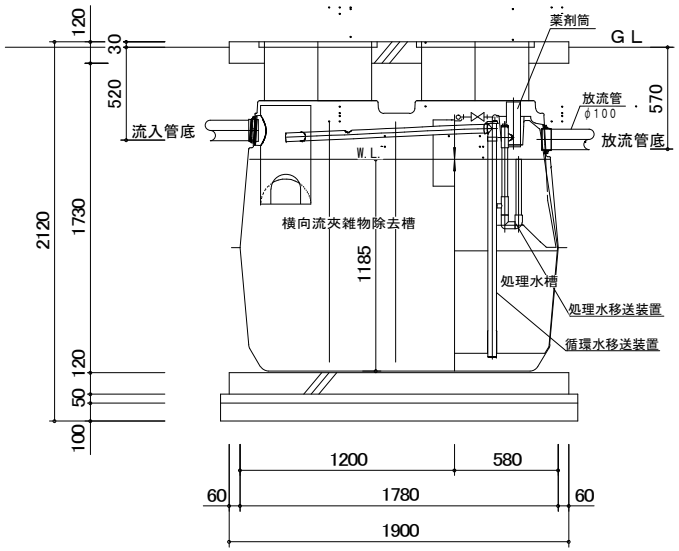

A－A断面図　S＝1／30

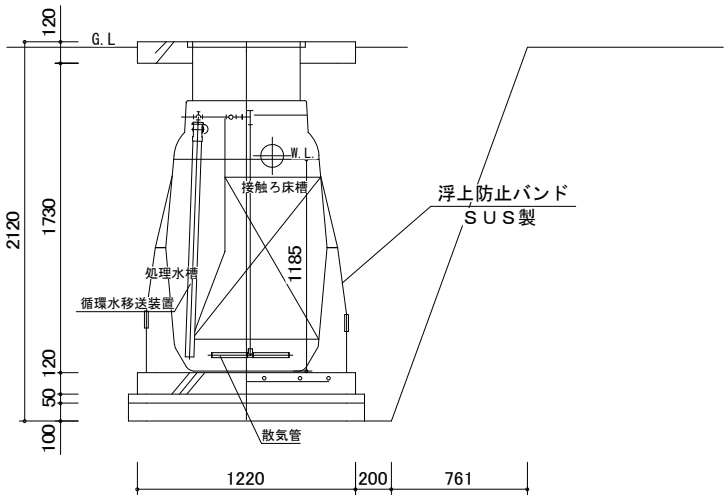

B－B断面図　S＝1／30

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町4番4号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　製図	作成年月日 2022. 12. 縮尺 A3：1／30	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 浄化槽図1	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第262818号）	区分　A　B　E　M NO.　M－05 JOB NO.

共通事項

凡　例	・－－－－Ｄ１０　　x　－－－－Ｄ１３
鉄　筋	ＳＤ－２９５Ａ　使用とする。
コンクリート	Ｆｃ＝２１　　Ｎ／ｍｍ^{2}とする。
スラブ荷重	Ｔ－０
そ　の　他	詳細は現場係員の指示による。

スラブリスト

スラブ	スラブ厚	位置	主　筋	副　筋	備　考
Ｓ１	１２０	全断面	Ｄ１０－２００@	Ｄ１０－２００@	シングル
ＦＳ１	１２０	全断面	Ｄ１０－２００@	Ｄ１０－２００@	シングル

スラブ筋等の重ねつぎて長さは小径の４０ｄ以上とする。

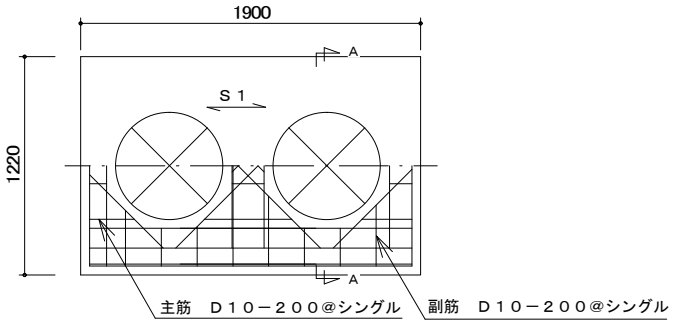

頂版スラブ配筋図　　Ｓ＝１／３０

主筋方向

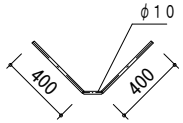

平面図

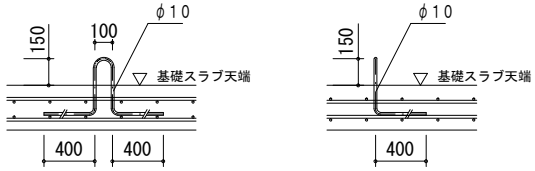

断面図

浮上防止バンドアンカー図　ＳＵＳ製
下端筋に定着のこと

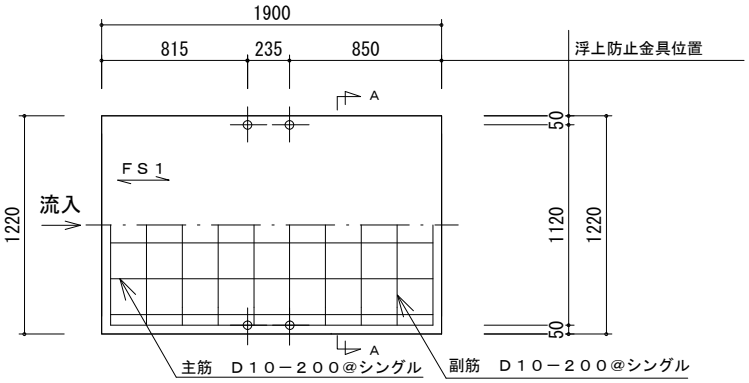

基礎スラブ配筋図　　Ｓ＝１／３０

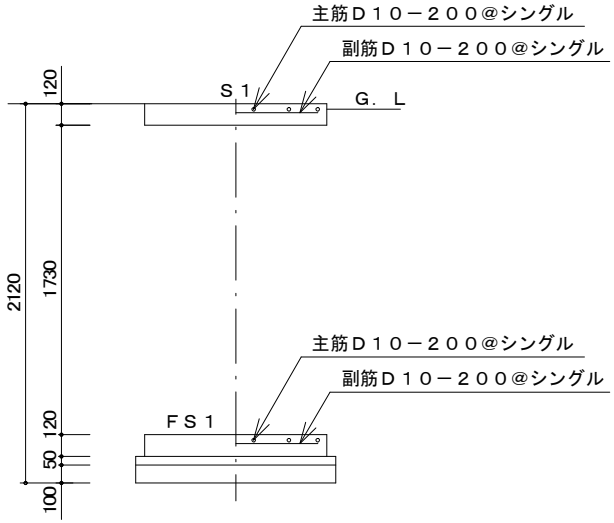

Ａ－Ａ断面配筋図　　Ｓ＝１／３０

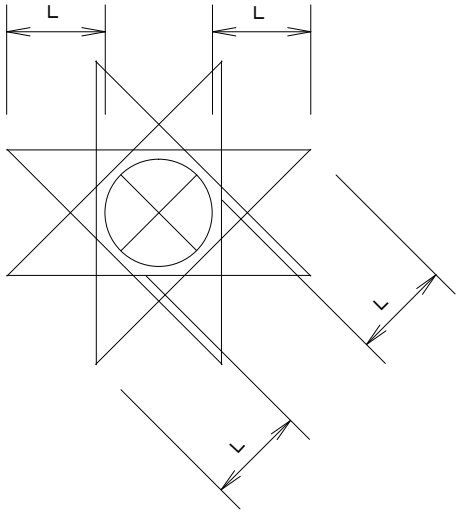

開口部補強筋　　１－Ｄ１０
定着長さ　　Ｌ＝４０ｄ

開口部補強筋

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　　製図	作成年月日 ２０２２．１２．	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　Ａ　Ｂ　Ｅ　Ⓜ NO.　Ｍ－０６	
		縮尺 Ａ３：１／３０	図面名称 浄化槽図２		JOB NO.	

特記事項

1．本工事請負業者の選定した機種により、施工範囲に金額の増が生じた場合は、
　本工事請負者の負担により施工すること。
2．屋外露出の支持金物、ボルト・ナット類は全てステンレス製（ＳＵＳ３０４）とする。
3．室外機には各々適切な場所に室名、記号を記入した表示を取り付けること。
　又、室内機は必要に応じ表示すること。
4．空調機室内外ユニット間の連絡電線・電源線・アース線は冷媒管に同時巻とする。
5．上記電線は、機器の機能を満足するケーブル・本数を使用すること。
6．室内機及び配管等は振れ止めを取ること。
7．室外機は全て転倒防止処置をすること。

工事区分表

	設備工事	電気	建築
天井埋込型換気扇等取付	○		
同上電気配線・配管、スイッチ取付		○	
天井開口・開口補強			○
空調機取付	○		
同上操作線・制御線、スイッチ取付	○		
同上用配管、スイッチボックス取付		○	
天井開口・開口補強			○
室外機基礎	○		

※　スイッチ類の取付位置は監督員と協議の上決定すること。

管種使用区分表

名　　称	記　　号	管　　種
冷　媒　管	――― R ―――	保温付被覆銅管（２０ｍｍ）
ド　レ　ン　管	――― D ―――	硬質ポリ塩化ビニル管
換　気　管	―――――――	スパイラルダクト：亜鉛鉄板０．５ｍ／ｍ

防露・保温仕様

名　　称	屋内隠ぺい	屋外露出
冷　媒　管	テープ巻（１ｍ毎）	保温化粧ケース
ド　レ　ン　管	保温チューブ巻	塗装

機器仕様一覧表（空調）

記号	機器名称	仕様	電気仕様 相	V	kW：冷房 kW：暖房	電源位置	数量	備考
⊖	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン （同時ツイン）	冷房能力　１４．０ｋＷ（６．３～１６．０）　暖房能力　１６．０ｋＷ（７．３～２０．０）						ドレンアップ
		室内機　天カセ４方向　圧縮機　３．０ｋＷ以下				○		室外機転倒防止処置
		ＪＩＳ条件時　ワイヤードリモコン						室外機基礎

※　機器の開口補強・天井点検口は建築工事とする。尚、位置については打ち合わせの上決定すること。
※　空調機器はクリーン購入法及び省エネ法（トップランナー基準）に適合した機器を選定すること。
※　空調機の電気容量は記載値以下の機種を選定すること。
※　パッケージエアコンの能力及び消費電力は「ＪＩＳ　Ｂ　８６１６」で規定された定格条件による。

株式会社 下舞設計
鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114

承認	作成年月日 2022. 12.	工事名称 ストックヤード建設工事	一級建築士　日高雅人	区分 A B E M
担当責任者　製図	縮尺 NO SCALE	図面名称 機器仕様一覧表（空調）	（登録番号　第２６２８１８号）	NO. M－０７
				JOB NO.

冷媒配管施工要領図

屋　内　隠　蔽

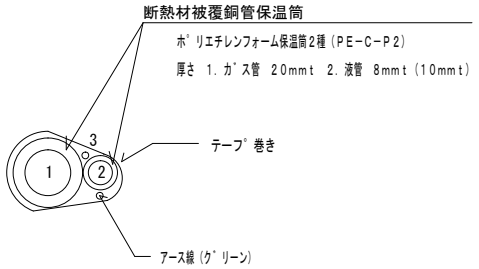

※　吊り間隔は液管９．５２以下は１．５m以下・１２．７m以上は２．０m以下とする。

※　配管支持間隔前後１０ｃmはテープ巻き

1．液管　　耐熱温度　１２０℃
2．ｶﾞｽ管　耐熱温度　１２０℃
3．室内ユニット間連絡電線

屋　内・屋　外　露　出

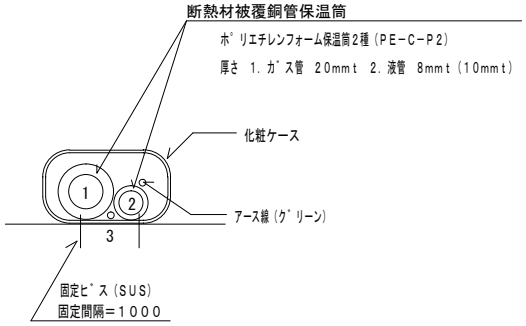

1．液管　　耐熱温度　１２０℃
2．ｶﾞｽ管　耐熱温度　１２０℃
3．室内ユニット間連絡電線

化粧ケース施工要領

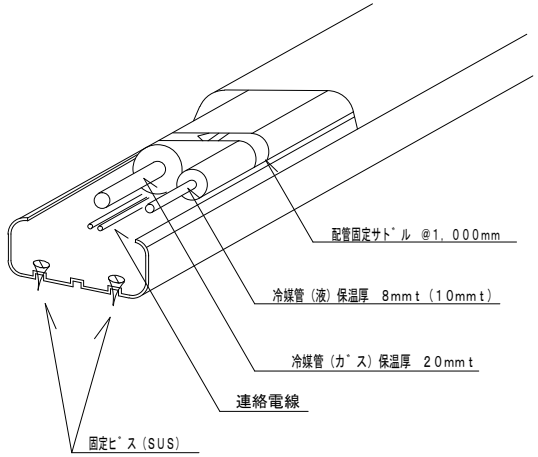

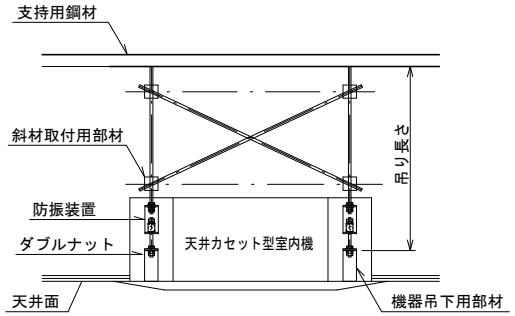

吊り長さが２５０mm以上の場合は、斜材による振れ止めをとること。

全ネジボルトX状の据付け法　　NO　SCALE

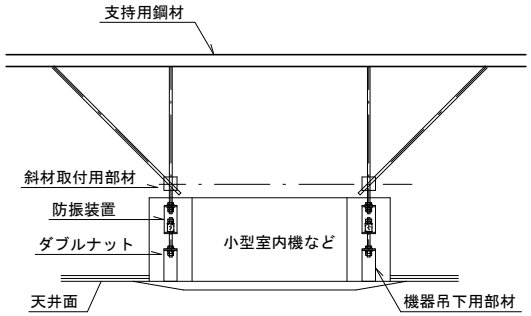

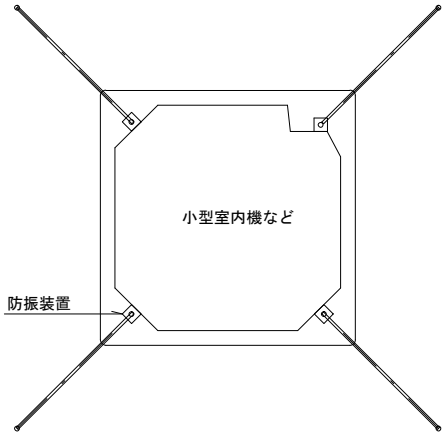

全ネジボルト放射状の据付け法　NO　SCALE

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　　製図	作成年月日 2022．12． 縮尺 NO SCALE	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 冷媒配管施工要領図	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第２６２８１８号）	区分　A　B　E　Ⓜ NO. M－０８ JOB NO.

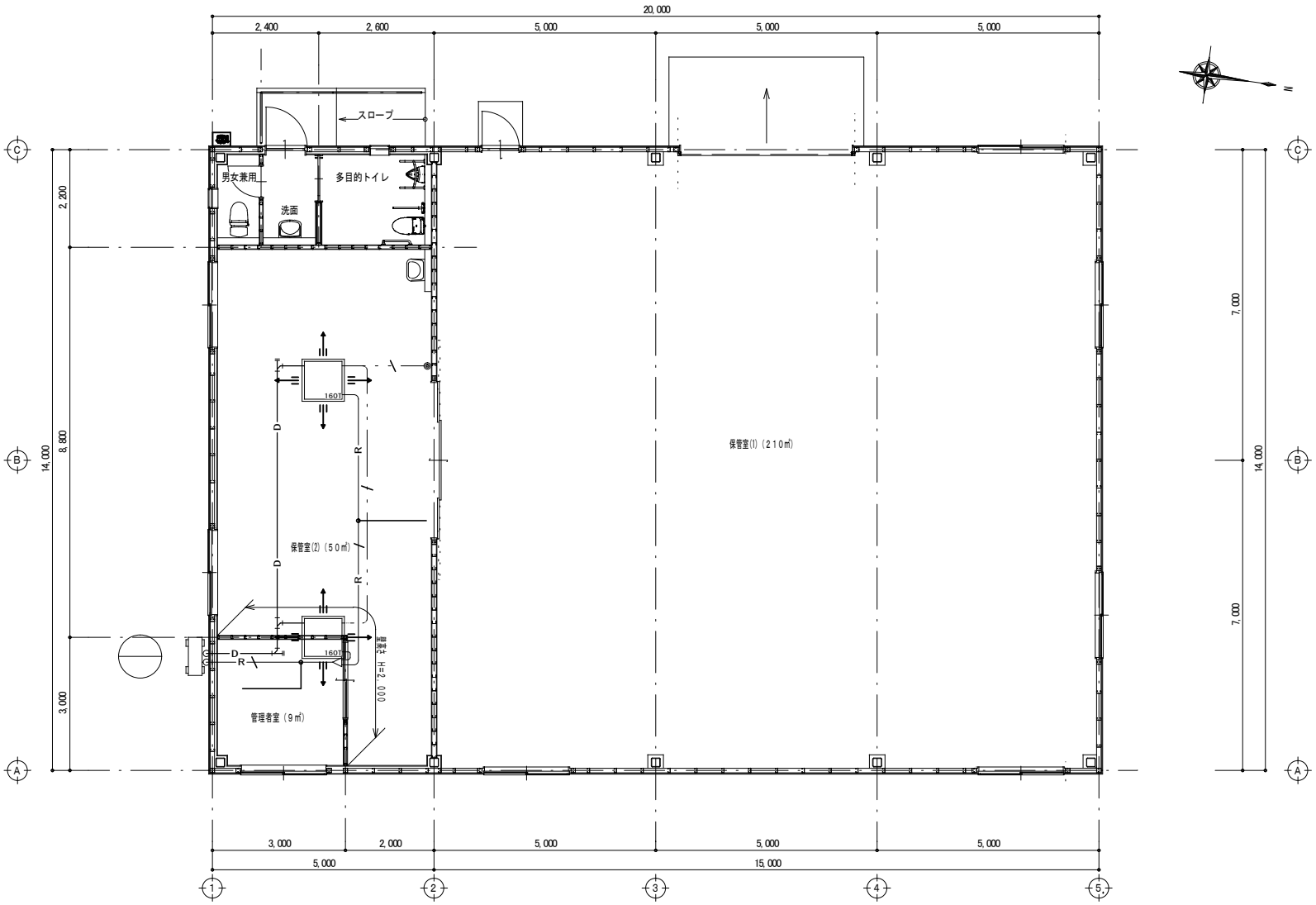

平面図（空調設備） S=1：100

凡例表

記　号	配　　線	仕　様	備　　考
◉RS			空調リモコンスイッチ
—/A—	EM-CEES1.25°-2C	天井内コロガシ	空調機　（スイッチボックス・壁内配管：電気工事）
—/B—	EM-EEF1.6°-3C	冷媒配管巻込み	空調機

	株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号　TEL　099-222-4114	承認 担当責任者　　製図	作成年月日 2022. 12. 縮尺 A3：1／100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 平面図（空調設備）	一級建築士　日高雅人 （登録番号　第262818号）	区分　A　B　E　Ⓜ NO. M－09 JOB NO.

特記事項

1．本工事請負業者の選定した機種により、施工範囲に金額の増が生じた場合は、
　本工事請負者の負担により施工すること。
2．換気扇及び配管等の吊り金具長さ６００Ｌ以上は振れ止めを取ること。
3．換気扇類のダクトは、パイプフード側に下り勾配とすること。
4．スパイラルダクトの継手接続要領については、１５０φ以下は片側２箇所以上、１５０φを超える口径については片側３箇所以上ビス止めとし、その上にダクト用テープ二重巻きとする。
5．支持金物、ボルト・ナット類は全てステンレス製（ＳＵＳ３０４）とする。
6．機器の開口及び開口補強・天井点検口は建築工事とする。
　尚、位置については打ち合わせの上決定すること。
7．換気扇類は必要に応じ各々適切な場所に記号、設置年月を記入した樹脂プレート（刻印）を取り付けること。

機器仕様一覧表（換気）

記号	機器名称	仕様	電気仕様 相	電気仕様 V	電気仕様 W	換気方式	数量	備考
	天井埋込型換気扇	樹脂製低騒音タイプ 風量：１６０m³／ｈ　機外静圧：　６０Ｐａ 機器騒音：３５ｄＢ以下	1	100	30	第三種	2	深型パイプフード１００φ（ＳＵＳ製防虫網付）
	天井埋込型換気扇	樹脂製低騒音タイプ 風量：　８０m³／ｈ　機外静圧：　５０Ｐａ 機器騒音：３０ｄＢ以下	1	100	20	第三種	1	深型パイプフード１００φ（ＳＵＳ製防虫網付）
	有圧扇	標準タイプ　４０ｃｍ　電動シャッター付 風量：１５００m³／ｈ 機器騒音：５５ｄＢ以下	1	100	200	第三種	1	ウェザーカバー４０ｃｍ（ＳＵＳ製防虫網付） 取付枠、他付属品一式 （温度センサー：電気設備工事）
	給気口 （壁面取付）	角型フィルター付　１５０φ用 風量調節機構付					3	深型パイプフード１５０φ（ＳＵＳ製防虫網付）

※　換気平面図に「２４Ｈ」の図示のある換気機器のスイッチは、常時換気すべきことを指示する表示を取付けること。
※　換気ダクトは外壁に向かって下り勾配とする。
※　換気扇の電動機出力［ｋＷ］は、ＪＩＳ　Ｃ　９６０３（換気扇）で規定された消費電力に０．７５を乗じた値とする。

法定換気計算書

２４時間換気																			建基法令		換気回数より		換気量判定						
記号	室名	面積	天井高さ	容積	常時換気必要回数		常時換気量	換気種別			給気口		排気量 D<E						占有面積／人		換気回数 回／ｈ	換気風量	Ｖａ<G, Ｉ<G						
													選定機器（E）					E÷B						選定機器（G）					
								給気	排気		設置	記号	機器風量		台数	実換気量	記号	換気回数	判定						機器風量	台数	実換気量	記号	換気回数	判定
	保管室(2)							給気口																						
	管理室								排気機	３種																				
	男女兼用トイレ																													
	多目的トイレ																													
	保管室(1)																													

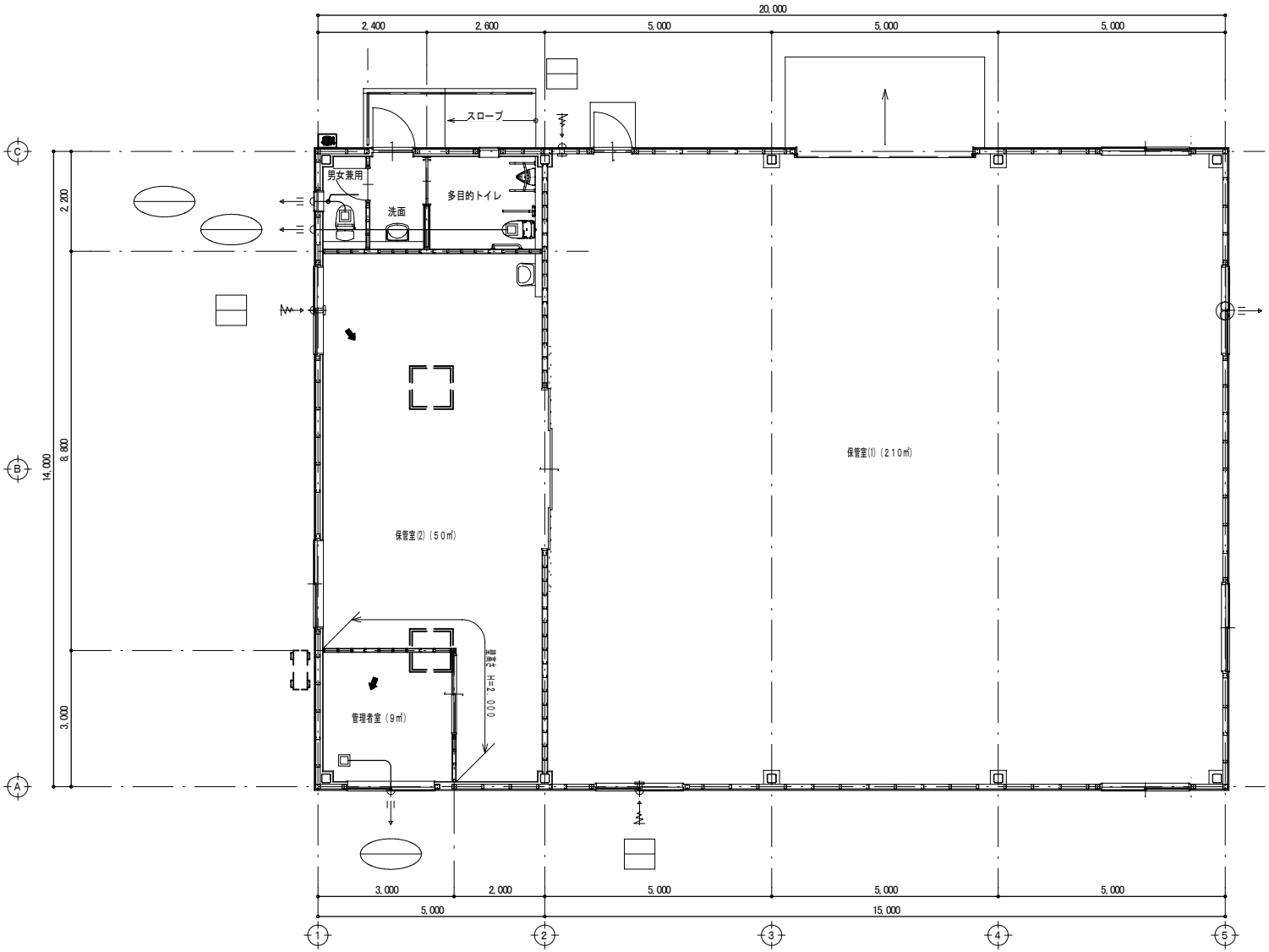

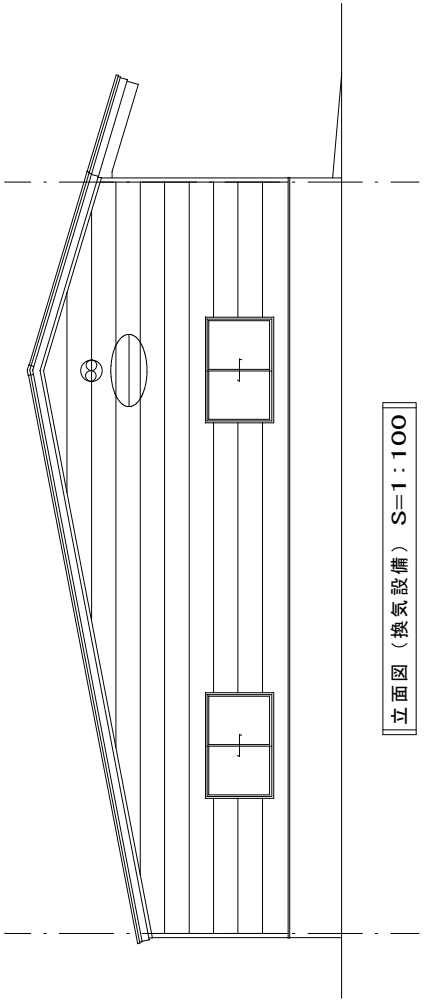

立面図（換気設備） S=1：100

平面図（換気設備） S=1：100

※ 図中 、 は、２４時間換気経路を示す。

株式会社 下舞設計 鹿児島市金生町４番４号 TEL 099-222-4114	承認 担当責任者 製図	作成年月日 2022. 12. 縮尺 A3：1／100	工事名称 ストックヤード建設工事 図面名称 平面図（換気設備）	一級建築士 日高雅人 （登録番号 第２６２８１８号）	区分 A B E Ⓜ NO. M－１１ JOB NO.